

令和元年度 老人保健健康増進等事業

超高齢社会における地方機関等との連携による

農福連携、移動支援、居住支援のあり方に関する調査研究事業

－報告書－

株式会社 野村総合研究所

令和 2(2020)年 3 月

目次

第1章 はじめに	2
1. 背景・目的	3
第2章 農福連携、居住支援、移動支援の 実施状況等に関する文献調査	6
1. 手法調査	7
2. 文献調査	8
3. アンケート調査	10
第3章 好取組事例ヒアリング調査	40
1. 新潟県上越市	43
2. 栃木県足利市	52
3. 長野県松本市	57
4. 神奈川県秦野市	66
5. 神奈川県川崎市	76
6. 東京都豊島区	82
7. 東京都板橋区	88
8. 埼玉県さいたま市	94
第4章 地域包括ケア応援セミナーの開催	101
第5章 総 括	107
第6章 参考資料	115
参考資料① アンケート調査単純集計	116
参考資料② アンケート調査票	146

第1章

はじめに

1. 背景・目的

1-1 本調査研究事業の背景

我が国では、平成30（2018）年10月時点における高齢化率が28.1%を超え、WHOの定める超高齢社会に世界で初めて到達した。平成元（1989）年にゴールドプランなどの方策が打ち出され、現在、介護保険制度が誕生して20年が経過しようとしている。この介護保険制度の中では、事業者サービスの質を競わせることで提供される高齢者福祉の質を向上させることを目的とした競争原理が採用されており、様々な方面での創意工夫が見られている。このように、現在の日本は、世界に類を見ない超高齢化社会の中で一定の仕組みを作り上げたが、同時に課題先進国としても注目を浴びている。

平成26年に医療介護総合確保推進法が公布され、これを根拠法として地域包括ケアシステムの構築に向けた各種施策が遂行されてきた。平成28（2016）年4月以降、地域支援事業を通じ、地域における在宅療養や介護サービスの基盤整備が進みつつある一方で、在宅生活を継続するための日常的な生活支援については、厚生労働行政だけでは為しえない多様な課題が散在している。

このように、日本における地域包括ケアシステムの構築にあたっては、特に在宅生活を継続させるための日常的な生活支援の課題解決が求められている。

1-2 本調査研究事業の目的

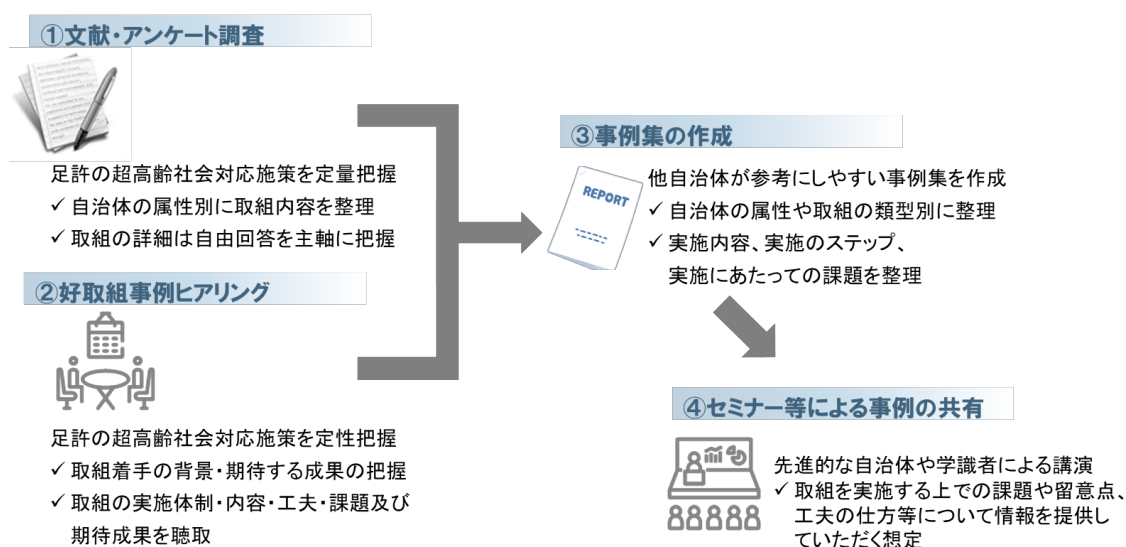
厚生労働省関東信越厚生局においては、自治体における日常的な生活支援として、福祉分野に農業を活用する農福連携、高齢者の外出を支援し社会参加を促す移動支援、高齢者の住まい確保を支援する居住支援が将来の地域づくりにおいて鍵となる取組として着目している。支援事業の性質から、厚生労働省関東信越厚生局が同事業の拡充を図っていくには、農福連携は、農林水産省関東農政局、移動支援及び居住支援は、国土交通省関東運輸局及び関東地方整備局、さらには経済産業省関東経済産業局との緊密な連携が求められる。また、地域包括ケアシステムの実現には、厚生労働省が推進する医療・介護・福祉といった社会保障分野のサービスの充実にとどまらず、他の地方機関との連携を通じた支援事業の充実を図っていくことも重要である。

しかしながら、現状、厚生労働省関東信越厚生局では、管内450の自治体の農福連携や移動支援、居住支援に関する取組の実態の十分な把握ができていない。

そこで、本調査研究事業では、関東信越厚生局管内の自治体を実施している農福連携や移動支援、居住支援に関する取組の実態を把握し、今後の他省庁との連携強化に向けた一助とする。さらに、自治体が新たな取組を実施し、既存の取組を充実させる際の参考となる資料として、取組の実態や課題を類型別に整理した事例集を取りまとめることを目的とした。

1-3 調査内容

本調査研究事業における調査内容は、「(1)文献・ヒアリング調査」「(2)好取組事例ヒアリング」「(3)事例集の作成」「(4)都県担当者向け地域包括ケア応援セミナーの実施」に分けられる。なお、令和2（2020）年1月から発生した新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた措置の一環として、本調査研究で予定していた④都県担当者向け地域包括ケア応援セミナーについては、準備を進めていたが、その開催を見送った。そのため、代替として取組事例集の作成及びWeb公開のほか、関係する地方機関のセミナー等で調査報告をするという形で代替することとしたことに留意されたい。



下記に、それぞれの業務の概要を述べる。

(1) 支援事業に係る文献・ヒアリング調査

まず、農福連携、移動支援、居住支援それぞれの取組の有無、具体的な取組内容等に関して、デスクトップ調査及びアンケート調査を行い、各自治体の実態把握を行った。アンケートは、厚生労働省関東信越厚生局管内の1都9県の450の市区町村を対象に実施した。

(2) 事例集の作成

上記のアンケート調査をもとに、先進的な取組を実施している自治体を対象に、ヒアリング調査を行い、より詳細な実態把握を行った。本調査研究事業においてヒアリング調査を通じてその詳細を明らかにした事例について、各自治体が取り組むにあたり参考としやすいよう、取組別に事例化した。

(3) 地域包括ケア応援セミナーの開催

1)実施目的

本事業および「超高齢社会における地方機関等との連携による農福連携、移動支援、居住支援の在り方に関する調査研究事業」における事業の成果を報告することと同時に、省庁間の連携による地域包括ケアの取組のあり方について、ディスカッションを通じ示唆を得ることを目的とする。

2)実施概要

本セミナーの開催時期及び会場の詳細については、下記を想定していた。

□ 開催日時：令和 2 年 3 月 19 日（木） 13：30～16：30（13 時開場）

□ 場 所：全国都市会館 大ホール

□ 収容人数：300 人（セミナー形式）

詳細については第 4 章に後述する。

ただし、先述の通り、本セミナーの開催は見送りとなったため、令和 2(2020)年 2 月 25 日（火）に開催された農福連携推進関東ブロックセミナーにおいて、本調査研究の調査結果の一部を報告した。

第2章

農福連携、居住支援、移動支援の 実施状況等に関する文献調査

1. 手法調査

1-1 文献調査手法

(1) 調査対象

関東信越厚生局管内の自治体が実施している、農福連携、移動支援、居住支援に関する取組を対象とした。

(2) 調査方法

インターネットを利用したデスクトップ調査を行った。

(3) 調査期間

令和元年 6 月から 7 月。

(4) 調査内容

関東信越厚生局管内の自治体が実施している、農福連携、移動支援、居住支援に関する取組に関して、取組主体者や取組内容、取組の特徴・工夫を整理した。

1-2 アンケート調査手法

(1) 調査対象

関東信越厚生局管内 1 都 9 県 450 市区町村を対象とした。

(2) 調査方法

エクセルシートを用いて作成した調査票を、都県を経由し、各市区町村へメールで送付した。その後、回答済みエクセルシートをメールにて回収・集計した。

(3) 調査期間

令和元年 8 月 7 日から 8 月 23 日にかけて実施した。

(4) 調査内容

属性情報として、人口、高齢化率、要支援・要介護認定率、健康寿命、平均寿命、高齢者世帯数、独居高齢者世帯数、農家世帯数を調査した。

次に、農福連携、移動支援、居住支援それぞれについて、①実施の有無または実施予定時期、②取組に関する URL や連絡先（自由回答）、③取組の具体的内容やその他の取組（自由回答）を調査した。なお、巻末の参考資料に調査票、及び単純集計結果を掲載する。

(5) 有効回答数及び有効回答率

対象自治体数：450

有効回答自治体数：257

有効回答率：57.1%

2. 文献調査

本調査では、農福連携、移動支援、居住支援のそれぞれの取組について、市区町村が住民に向けて発信している情報を基に、インターネット等の公開情報から事例調査を進めた。取組状況を把握すべくロングリストの作成を試みたが、公開されている情報が少なく、文献での調査には限界があることから、厚生労働省関東信越厚生局と協議の上、1都9県の市区町村を対象にアンケート調査を実施し、取組の全体像の把握を試みた。アンケート結果の詳細は第3章に譲る。

文献調査で得られた成果を下記に示す。

図表 1 文献調査の結果

農福連携に係る取組

No.	事例種類	事例名称	期間	都県	市区町村	主体者属性 (プライム)	主体者 (プライム)	主体者 (サブ)	対象者・参加者	規模	内容
1	障がい者向け作業委託	産性を高める業務分担と労働環境による生産・賃金増と業務効率化を両立	2014年～	茨城県	つくば市	株式会社	株式会社HATAKEカンパニー	農地所有提携法人	障がい者	3～10名	パッキング作業
2	障がい者向け作業委託	山の学園はワイナリー		栃木県	足利市	有限会社	有限会社ココ・ファーム・ワイナリー	企業、大学、地域住民	障がい者	150人	醸造する障がい者支援施設「ここみず」園内の園地150名とともに葡萄栽培、ワイン製造に取り組みている。福祉を売り物とせず、国際水準のおいしいワインを製造するため、海外や一流の醸造技師やコンサルタントを招聘している。農産物が売り物になるよう、増加農産物の生産と観光・雇用で集客させるなど、自然を生かした農産品づくりに取り組む。
3	高齢者向け就業支援	くまがら農業実践学校(利根沼田地域)校舎の改修		群馬県	高崎市	学校	群馬農業実践学校	一般高齢者			障害者支援施設で就業を希望する70歳以上の高齢者の一般市民。農業の多様な取り組みを育成する観点から、比較的に取り組みやすい園地野菜栽培の体験学習を企画実施している。
4	障がい者向け作業委託	とおおこ園工房	2017年～	群馬県	富岡市	株式会社	パージルサンクス(パージルグループ)	群馬県農業事務所	障がい者・高齢者	20名	養蚕、除草作業などの桑園整備、梅もぎやこまにゃん張り
5	障がい者向け作業委託	JALサンライズ		千葉県		特例子会社	JALサンライズ	農業者	障がい者	6名	植え付け、収穫、パッキング詰め
6	高齢者向け就業支援	はつらつ農業講座		千葉県	木更津市	地方自治体	千葉県生涯学習振興センター(東葛飾支部)	一般高齢者			福祉に関する講座や、直売所への出荷方法の講座、産学「2」では、家庭に実習農場で作物に悩めながら講座を行っている。シニアが参加しやすい直売所などへの出荷方法(東葛飾支部)など、具体的に活用できる技術を学ぶようにカリキュラムを組んでいる。
7	高齢者向け就業支援	「農」となれあう園芸療法・介護プログラムの導入	2004年～	千葉県	成田市	遠所介護施設	農業デザイナーズなだ	デイサービス利用者	20アール	20アール	20アールほどの開墾農地にて、花や大根を栽培している。
8	高齢者向け就業支援	鶴川定年帰農者等の就業支援		千葉県	鶴川市	地方自治体	千葉県鶴川市	一般高齢者			定年退職者や新規参入者等の就業を促進するため、鶴川市と連携でいっしょにき得農産センターを開業
9	高齢者向け就業支援	定年退職者等の新たな就業支援講座		東京都	東京都	地方自治体	東京都	一般高齢者			農業者として自立しがちな高齢就業者に対し、農産家による講習会を実施することで、地域の農業家との交流を促進させる。
10	障がい者向け作業委託	キュービーあい	2013年～	東京都	町田市	特例子会社	キュービーあい	農業者	障がい者	5名、800m ²	植え付けや収穫
11	高齢者による事業	石坂ファームハウス	2011年～	東京都	日野市	農業者	石坂ファームハウス	一般市民	40歳以上の高齢者		農業体験農園の設置し、「産」の体験講座を開業している。
12	障がい者向け作業委託	寺家プロジェクト	2017年～	神奈川県	横浜市長	NPO法人	都民ハーベストの会	スタッフ、役員、家賃	引継ごもり、障がい者、高齢者	50人	農業区にある約1千5百平方メートルの体験田で半作業の田植え作業を行った。野菜はアパを売って収入の半分を助成金、高齢者や引継ごもりの人たちが食べるために取り組んでいる。
13	その他	農福連携における農業分野での就労の広がり可能性	2011年～	神奈川県	藤沢市	NPO法人	農スクール	生活困窮者			農作物の生産とオンライン販売
14	マッチング支援	農業施設と高齢者施設のマッチング	2017年～	神奈川県	横浜賀市	株式会社	暮らし建設 トレファーム	介護付き有料老人ホーム	入居者		小松菜、リーフレタス、オクラ、ミニトマト、イモ、マロンの栽培 直売所での販売
15	障がい者向け作業委託	よこすか・みくら園工房	2018年～	神奈川県	横浜賀市	株式会社	パージルサンクス(パージルグループ)	農作業委託農家	障がい者	5人	園芸作業 キャベツ、大根等の定植・収穫 収穫物の洗浄・検査・梱包 直売所の農産物販売
16	障がい者向け作業委託	(株)元氣もり山森農園	2011年～	神奈川県	三浦市	農地所有提携法人	株式会社元氣もり山森農園	福祉事業所	障がい者	1日5～10人	主に栽培に關して農地所有提携法人が行い、収穫、片付けなどを福祉事業所が行う形で受委託している。
17	障がい者向け作業委託	農園Oul	2017年～	新潟県	新潟市	福祉事業所	農園Oul(チュウ)	Oulの代表で、知的障がい者・障がい者			障がい者は農作業から加工・流通に至るまで多岐にわたってあり、全ての作業に全員が関わる体制で作業を進めている。今後ハーブティーやジャム等の加工による付加価値化にも取り組むことを検討しており、より安定した 農産物の確保や過年の作業を創出するため、業務用製品の製造も検討・計画している。
18	障がい者向け作業委託	地域貢献を目指して他分野連携の一環で取り組む農福連携	2013年～	新潟県	新潟市	農地所有提携法人	株式会社普及農園	福祉事業所	障がい者	4人 週～3日、1日2時間	トマトの選別・へた取り、トマト加工品のラベル貼り、販売などの屋内作業
19	障がい者向け作業委託	あぐりサポートセンター	2015年～	新潟県	新潟市	中間支援機関	あぐりサポートセンター	福祉事業所	障がい者		就業支援員を2名配置し、施設外就労のマッチングを行っている。 マッチング事業の農業者向け研修の作成など、PR活動を行っている。
20	高齢者向け就業支援	定年就業者が地域・農業の担い手として活躍するための 技術修得支援		新潟県	新潟市	地方自治体	新潟市	一般高齢者			シニア農業者の増加し、耕作の困難に関する課題と地産の活用を行っている。 また、定年就業育成のために技術修得 用機械を導入し、先輩組合員が定年就業候補者2名に対して機械の操作等を指導している。
21	障がい者向け作業委託	市内の定年農地を活用した農福連携の推進	2014年～	山梨県	甲府市	農業協同組合	フルーツ山梨農業協同組合(JAフルーツ山梨)	山梨県障害者就業促進協議会	障がい者 福祉事業所		作業指導助成費指導員が主に担当窓口になり、無料職業紹介所を通じて、農業者と福祉事業所のマッチングを支援している。
22	障がい者向け作業委託	ハチ餅つちのね	2001年～	山梨県	北杜市	社会福祉法人	つちのね		障がい者	22人	米・トウモロコシ・にんにく・小豆・大豆・梅干などを栽培している。 山梨の道の駅やハチ餅PAなどで販売品を卸している。
23	障がい者向け作業委託	田園福祉 いのちがめくる	1997年～	長野県	小布施町	社会福祉法人	いのちの園	福祉施設	知的・精神的・身体障がい者	70名 8ヘクタール	自然環境型農業を実践しながら農産物・加工品の製造・販売し、野菜や卵を使っている加工品製造
24	障がい者向け作業委託	菜の花福祉会		埼玉県	入間市、狭山市、所沢市	社会福祉法人	菜の花福祉会	入居者、直売所、飲食店	障がい者		ジャガイモの収穫 サイズや単位先ごとの仕分け
25	高齢者による事業	「農」を活用した高齢者の社会参加		埼玉県	熊谷市	NPO法人	ぬくもり福祉会「たんぽぽ」	一般高齢者		週2～3回、1回約90分	地域に役立つ元気な高齢農業者による技術指導の下、施設利用者(高齢者)の野菜作りを行っている。

移動支援に係る取組

No.	事例種別	事例名称	期間	都県	市区町村	主体者属性 (プライム)	主体者 (プライム)	主体者(サブ)	対象者・参加者	内容
1	デマンド型	神橋市デマンドタクシー		茨城県	神橋市	商工会	神橋市商工会	地元タクシー事業者	高齢者・障がい者	市内を4エリアに分け、それぞれのエリア内の住民を対象に、各エリア内に設定した運行を行う「神橋市デマンドタクシー」の本格運行を平成28年4月から開始した。
2	市内バス利用の助成	モビリティメンション		茨城県	大田原市	茨城大田原市	地元路線バス会社	高齢者		路線バスを使った地元の商業施設を巡るバスツアーを実施している。
3	タクシー等の交付	高齢者外出支援タクシー料金助成事業		栃木県	那須塩原市	市役所	那須塩原市	地元タクシー会社	高齢者	移動手段の確保が困難な70歳以上の在宅の高齢者に対し、高齢者外出支援タクシー利用券を交付することによりタクシー料金の一部を助成している。 一週につき3,000円相当の支払いができるタクシー乗車を年間70枚を上限に配布
4	デマンド型	茂木町デマンドタクシー「めぐるくん」		栃木県	茂木町	市区町村	茂木町	茂木町	高齢者	ドコモのデマンドタクシーを運行している。
5	デマンド型	ヘルパー付き移動支援事業		群馬県	高崎市	市区町村	高崎市	地元福祉施設	障がい者	利用者1人に対して、1人以上のヘルパーが外出を支援する個別支援型と、複数の利用者が同時にヘルパーの支援を受けて外出するグループ支援型の2種類の支援を実施している。
6	デマンド型	コミュニティバス「めぐるん」		群馬県	藤岡市	市区町村	藤岡市	高齢者		ドコモのデマンドタクシーを運行している。
7	タクシー等の交付	福祉タクシー助成事業		群馬県	みどり市	市区町村	みどり市	地元タクシー会社	障がい者	一定程度の身体・知的・精神障害をもつ対象者に対し、基本料金分のタクシー利用券を交付している。
8	市内バス利用の助成	有料道路通行料の減免		群馬県	みどり市	市区町村	みどり市	障がい者		全ての通学障がい者に対し、市内高速道路の通行料金の割引上の助成を行っている。
9	デマンド型	移動支援事業		群馬県	みどり市	市区町村	みどり市	障がい者		一定程度の身体・知的・精神障害をもつ対象者に対し、ヘルパーによる外出時支援（移動のガイド、見守り、身体介護など）を実施している。
10	買い物支援	スーパーで買い物の送迎サービス買得機		千葉県	千葉市	市区町村	千葉市	地元バス会社	高齢者	高齢者の買物を支援するため、自治会のボランティアが中心となり、スーパーから各高齢者の自宅玄関まで、バスによる送迎を実施している。
11	デマンド型	予約型相乗りタクシー「カシワノリク」		千葉県	柏市	市区町村	柏市	地元タクシー会社	高齢者	タクシー車両（セダンタイプ）を使い、同じ方向に行きたい人がいる場合、バスのように他の人と相乗りしながら目的地に向かうサービスを展開している。
12	定時定路線型	通園バスの空席を活用した高齢者等の外出支援		千葉県	茨城野市、三浦市	市区町村	茨城野市、三浦市	地元バス会社	高齢者・障がい者	市内の自動車教習所や病院、大学、市の福祉施設への送迎のために運行しているバスの空席を、高齢者や障がいをもつ方が無料で乗車できる外出支援事業の実施している。
13	デマンド型	住民主体でのデマンド交通システム		千葉県	市原市	市区町村	市原市	市原市民	高齢者	地域単位にて、デマンド交通を運用している。
14	タクシー等の交付	高齢者外出支援タクシー利用助成券		千葉県	八街市	市区町村	八街市	地元タクシー会社	高齢者	無償で「乗車券」を無償に運転することができない「高齢者」を対象として、タクシー利用助成券を配布している。 1枚500円相当の利用券を1月あたり4枚まで交付している。
15	市内バス利用の助成	シルバーバス		東京都	東京都特別区、三浦市	市区町村	東京都特別区、三浦市	都内民営バス/都営交通	高齢者	第10歳以上の都民の高齢者は、申込により、都内の民営バスと都営交通（都バス、都営地下鉄、都電、日暮里・舎人ライナー、八王子有明バス、三軒茶屋バス）に乗車できる「東京都シルバーバス」は、1,000円で購入できる。
16	デマンド型	相乗りタクシー実証実験	2018/1/22～3/11	東京都	特別区、三浦市	市区町村	東京都特別区、三浦市	都内民営バス/都営交通	高齢者	配車アプリを活用し、目的地が近い旅客同士をマッチングさせ、1台のタクシーに複数の旅客が相乗りさせるサービスの実証実験を行った。
17	定時定路線型	ふるべー号		東京都	小平市	市区町村	小平市	地元タクシー会社	高齢者	定時定路線のコミュニティタクシーを運行している。地域住民との協力を重ねていた上で、運用を開始した。
18	デマンド型	鶴原村デマンドバス「やまびこ」		東京都	鶴原村	市区町村	鶴原村	地元タクシー会社	高齢者	交通空白地域をカバーするため、乗り合いタクシーサービスを展開している。
19	定時定路線型	外出支援サービス事業		神奈川県	横浜市	市区町村	横浜市	地元バス・タクシー会社	高齢者	単独でバス、タクシーなどの一般公共交通機関を利用での外出が困難な在宅の高齢者に対し、自宅と最寄駅間と市街地の両方をカバーするサービスを実施している。
20	その他	ガイドヘルパーサービス		神奈川県	横浜市	市区町村	横浜市	ボランティア	障がい者	約2日の研修受講の上、障がい者の外出を支援するガイドヘルパー資格を付与している。
21	市内バス利用の助成	高齢者外出支援乗車券		神奈川県	川崎市	市区町村	川崎市	地元バス会社	高齢者	市役所を運行するバスに優待乗車できる高齢者特別乗車証明書を交付している。
22	デマンド型	空き福祉車両を使った送迎支援		神奈川県	川崎市緑区	社会福祉法人	福祉事業所			朝夕の送迎時以外使われていない福祉無償の車両を活用し、高齢者を交流の場等への送迎している。
23	タクシー等の交付	福祉タクシー利用券の交付		神奈川県	横浜市	市区町村	横浜市	地元タクシー会社	障がい者	福祉関係者や障がい者に対し、福祉タクシー券の交付を行っている。
24	タクシー等の交付	要介護高齢者福祉タクシー（助成）事業		神奈川県	横浜市	市区町村	横浜市	地元タクシー会社	高齢者	指定した高齢者が過半数で福祉タクシー（リフト付キャブ）を利用する際にかかる費用に対し、月2枚の助成券を交付し、経済的負担を軽減している。
25	定時定路線型	「のりあい」地域乗合交通創出支援事業		神奈川県	大和市	市区町村	神奈川県大和市	一般市民ボランティア		ボランティアにより、乗合タクシーを運行している。
26	タクシー等の交付	高齢者タクシー助成事業		神奈川県	厚木市	市区町村	厚木市	地元タクシー会社	高齢者	市内在住の世帯主全員が65歳以上の方を対象に、タクシー利用券を交付し、1枚500円相当の支払いができるタクシー乗車を2ヵ月毎に2枚配布している。
27	デマンド型	デマンド型のりあいタクシー		神奈川県	厚木市	市区町村	厚木市	乗合交通株式会社	高齢者	利用者は事前登録制としている。
28	定時定路線型	コミュニティタクシー 渋沢駅・桑野駅・十軒院駅ルート		神奈川県	厚木市	市区町村	厚木市	桑野市地域公共交通促進株式会社	一般市民	ニーズの高い桑野十軒院への、ワゴン型の車両による送迎を実施している。
29	タクシー等の交付	福祉タクシー		神奈川県	厚木市	市区町村	厚木市	桑野市と契約締結したタクシー会社	障がい者	対象者に対し、年間最大48枚まで福祉タクシー券を交付している。
30	デマンド型	外出支援サービス事業		神奈川県	南足柄市	市区町村	南足柄市	地元福祉団体	高齢者・障がい者・要介護者	身体的な理由により一般的な交通機関では外出が困難な在宅の高齢者等に対し、ハンディキャップ車両による外出支援サービスを実施している。
31	デマンド型	デマンド交通 ひめぎやり		新潟県	三条市	市区町村	三条市	地元タクシー会社	高齢者	バス路線の縮小・廃止により拡大した公共交通空白地域等において、デマンド交通を運用している。
32	タクシー等の交付	外出支援サービス事業		新潟県	村上市	市区町村	村上市	地元タクシー会社	高齢者	移動時に車いすを必要としている方で、要介護認定を受けている高齢者に対し、タクシー券を配布している。
33	定時定路線型	みのぶ乗合タクシー		山梨県	身延市	市区町村	身延市	地元タクシー会社	高齢者	交通空白地域に乗合タクシーを展開し、高齢者の移動交通手段の充実化に努めている。
34	市内バス利用の助成	松本市福祉100円バス助成事業		長野県	松本市	市区町村	松本市	地元バス会社	高齢者・障がい者	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する障がい者に対して、市内バス100円を乗車できる制度を創設している。
35	デマンド型	移動支援サービス		長野県	須坂市	市区町村	須坂市		障がい者	支援員が付き添い、移動中や目的地において必要な介助、身の回りの介護を行う。
36	定時定路線型	福祉有償送迎サービス		長野県	水町市	市区町村	水町市	地元タクシー・バス会社	高齢者	自力で通院ができない高齢者を乗降場所や福祉施設に送迎している。
37	その他	利用促進のための様々な情報提供		長野県	水町市	市区町村	水町市	地元バス会社	高齢者	「高齢者向け7のマイレ計画」自分がよく使うダイヤド/ハバキサイズに個別印刷を公衆施設で提供している。
38	デマンド型	さいたま市「乗合タクシー（新緑区和上ルート）」		埼玉県	さいたま市	市区町村	さいたま市	市の委託を受けたタクシー事業者	高齢者	ドコモのデマンドタクシーを運行している。
39	買い物支援	魅力ある商店街創出支援事業		埼玉県	和光市	商工会	和光市商店街振興組合			買い物に不便な地域へ各商店の商品を押しし、出張販売を行っている。

居住支援に係る取組

No.	事例種別	事例名称	期間	都県	市区町村	主体者属性 (プライム)	主体者 (プライム)	主体者(サブ)	対象者・参加者	内容
1	見守り等の付随サービス	地域生活支援拠点等の整備プロセス		栃木県	栃木市	市区町村	栃木市		高齢者・障がい者	「とちぎシェアネット」で事業所の空き情報を検索共有している。 緊急時支援として、輪番制による「緊急短期入所」、地区区分による「緊急居宅介護」、壊れた支援者が相談支援を行う「駆けつけ修理」の機能を提供している。
2	見守り等の付随サービス	住まいサポートセンター		東京都	世田谷区	一般財団法人	世田谷トラストまちづくり	NPO、不動産法人	高齢者・障がい者	入居を希望しない民間賃貸住宅を認定している。 定期的な見守りや空き情報の提供を行っている。 内装のリフォーム等をワンストップで実施することで、入居しやすい環境を整備している。 不動産や住宅情報の提供を行っている。 仲介手数料や保証料の減額・支援を行っている。 さらに、仮住まい活動や移住・移住先移住の機会の提供を行っている。
3	家賃・保証に関する支援	高齢者等入居支援「アパートあつせん事業」		東京都	杉並区	市区町村	杉並区	宅建業協会、社会福祉協議会など	高齢者	他県で適切な住宅を確保するため、生活ニーズに対応して、空き家を共同居住「グループホーム」・互助ハウスなどに改修した上で、オープンしている。
4	家賃・保証に関する支援	「低所得」「孤立」「介護」「障害」の課題を抱える人への住まい、生活支援と個別創出		東京都	新宿区	市区町村	新宿区	NPO法人	高齢者	訪問相談支援、生活課題解消支援（介護保険利用、法律相談など）、社会参加促進支援を行っている。
5	賃貸人とのマッチング支援	とし子居住支援/バンク		東京都	豊島区	地方自治体	豊島区居住支援協議会	区内関係団体	高齢者・障がい者	オーナーへの謝礼金支払いを行っている。 緊急通報装置の設置、ライフサポートアドバイザーによる訪問や相談等の支援を行うことで、高齢者が安心して暮らせる住居の提供に尽力している。
6	賃貸人とのマッチング支援	被保護者あんしん支援事業		東京都	豊島区	NPO法人	ワーカースクープ	不動産事業者	高齢者	オーナーへの謝礼金支払いを行っている。 緊急通報装置の設置、ライフサポートアドバイザーによる訪問や相談等の支援を行うことで、高齢者が安心して暮らせる住居の提供に尽力している。
7	見守り等の付随サービス	すまいるプロジェクト		東京都	文京区	市区町村	文京区	賃貸保証機構の加盟保証会社	高齢者	小平市内に居住し、引き続き住み慣れた地域に住み続けることを希望している高齢者の方を対象として、住まい相談の受付、シェアハウスやサービス付き高齢者向け住宅の提供情報提供を行う。
8	賃貸人とのマッチング支援	高齢者居住支援事業		東京都	小平市	市区町村	小平市	賃貸保証機構の加盟保証会社	高齢者	検査サイトの整備や相談会の開催に取り組んでいる。
9	賃貸人とのマッチング支援	神奈川県住まいまちづくり協会		神奈川県	横浜市	公益社団法人	神奈川県住まいまちづくり協会	保障会社・協力不動産会社	高齢者・障がい者	横浜市に登録している不動産店から、制度対象者へ物件の紹介を実施している。 入居時及び入居後、必要に応じて、関係関係による居住支援を行い、自立生活をサポートしている。
10	賃貸人とのマッチング支援	民間住宅あんしん入居事業		神奈川県	横浜市	市区町村	横浜市	保障会社・協力不動産会社	高齢者・障がい者	セーフティネット住宅として登録された住宅のうち、一定の要件を満たした住宅に対して、家賃や家賃保証料の補助の実施
11	家賃・保証に関する支援	家賃補助付きセーフティネット住宅		神奈川県	横浜市	市区町村	神奈川県	神奈川県、神奈川県居住支援協議会・横浜市	高齢者・障がい者	保証人が見つからない場合に、保証人の役割を担う。
12	家賃・保証に関する支援	「川崎市市居支援制度（高齢者）」		神奈川県	川崎市	市区町村	川崎市	地元不動産会社	高齢者	住宅確保要配慮者に対し、空き家・空き室を活用して住宅セーフティネット機能を強化する制度
13	賃貸人への契約的支援	新たな住宅セーフティネット制度		長野県	都道府県	長野県		事業者団体・居住支援団体・地方公共団体	高齢者・障がい者	賃貸人による入居希望者のマッチングを行っている。 実務事例集の作成や関係機関との情報共有を行っている。
14	賃貸人とのマッチング支援	埼玉県住まい安心支援ネットワーク		埼玉県	都道府県	埼玉県				
15	見守り等の付随サービス	地域生活支援拠点等の整備プロセス		埼玉県	吉川市	市区町村	吉川市		障がい者	緊急時に利用できる場所として、「吉川市障がい者相談支援センターずらん」に隣接する賃貸住宅を用意している。 「グループスペースをよかぜ」として地域定着支援や一時的な避難場所として受け入れている。 「グループスペースをよかぜ」として対応可能な場合は、関係機関と連携して対応している。
16	家賃・保証に関する支援	高齢者住宅サービス		埼玉県	和光市	市区町村	和光市	地元不動産会社	高齢者	要介護認定者等に改修費用の一部（50万円を限度額）を介護保険の法定給付に加え助成。 高齢者住み替え住宅家賃の助成。 高齢者支援住宅家賃助成。

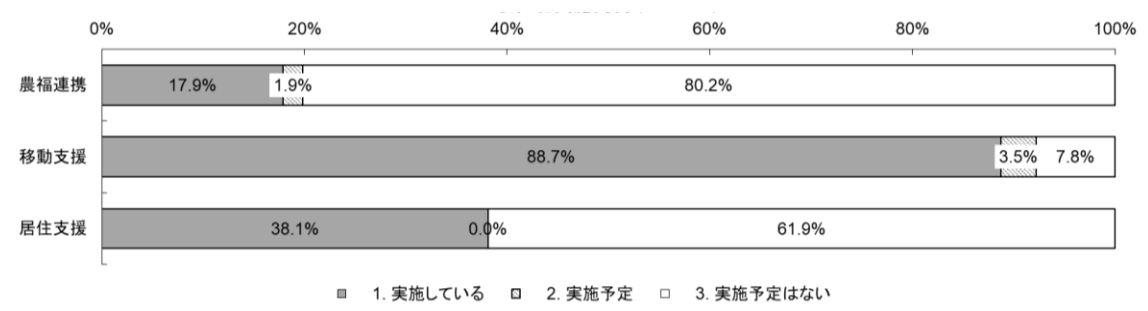
3. アンケート調査

3-1 調査結果に基づく考察

(1) 各取組の実施状況

回答した市区町村の農福連携、移動支援、居住支援の各取組の実施状況について述べる。まず、各取組の実施状況は、農福連携：17.9%、移動支援：88.7%、居住支援 38.1%となっている。一方で、「2. 実施予定」については、農福連携：1.9%、移動支援：3.5%、居住支援 0%となっており、各取組の実施予定は総じて低い。この結果から、各取組の今後の取組着手が望めない状況を読み取ることができる。

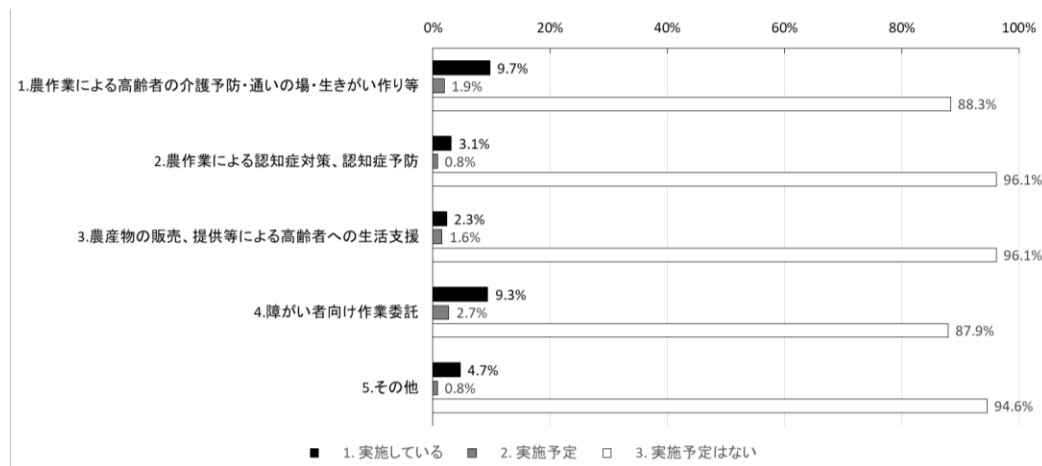
図表 2 取組別実施割合(N=257)



(2) 農福連携の取組状況の詳細

農福連携の取組状況の詳細に目を向けると、農福連携の取組で最も多いものは、「1. 農作業による高齢者の介護予防・通いの場・生きがいづくり等」で9.7%、次いで「4. 障がい者向け作業委託」が9.3%、「2. 農作業による認知症対策、認知症予防」が3.1%となっている。

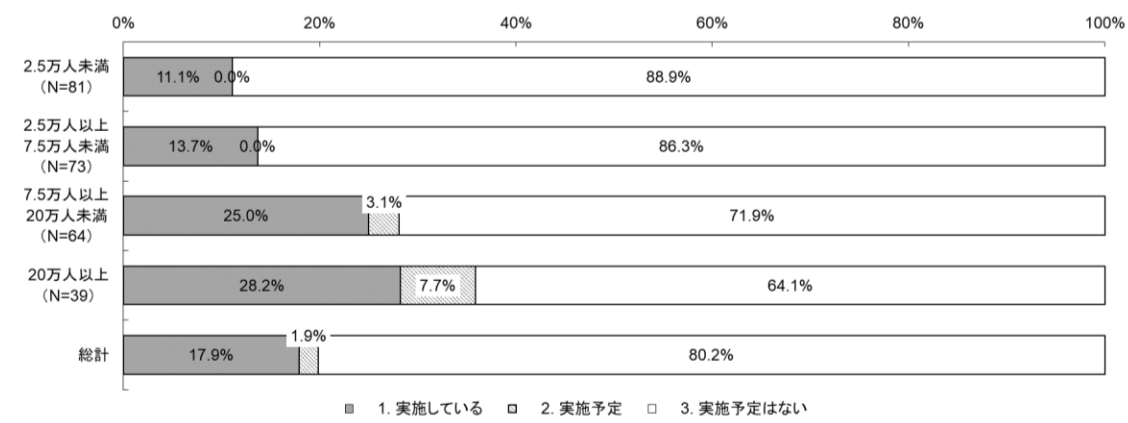
図表 3 農福連携に関する具体的取組の実施割合(N=257)



高齢者の介護予防だけでなく、障がい者向け作業委託の比率もほぼ同じ程度となっていることがわかる。

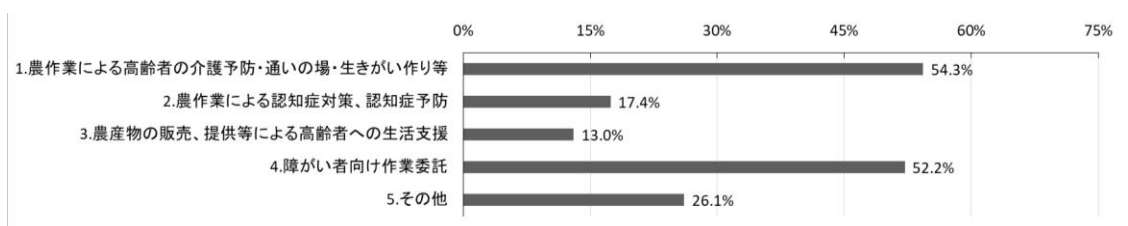
人口規模別にみると、人口の増加に連れて農福連携の取組状況が高くなっている様子がうかがえる。後述するヒアリングや専門団体関係者との調査に関連した意見交換の中では、人口規模が小さな自治体ほど農業などの一次産業が盛んで、そもそも農業に敢えて取り組む必要性が高くないこともあり、農福連携に取り組むという考えに至らないという意見も挙げられていた。

図表 4 農福連携に関する取組の実施状況(N=257)



すでに農福連携に取り組んでいる 46 市区町村の取組内容に目を向けると、最も多い取組は、「1. 農作業による高齢者の介護予防・通いの場・生きがい作り等」で 54.3%、次いで「4. 障がい者向け作業委託」が 52.2%、「2. 農作業による認知症対策、認知症予防」が 17.4%となっている（複数回答可）。

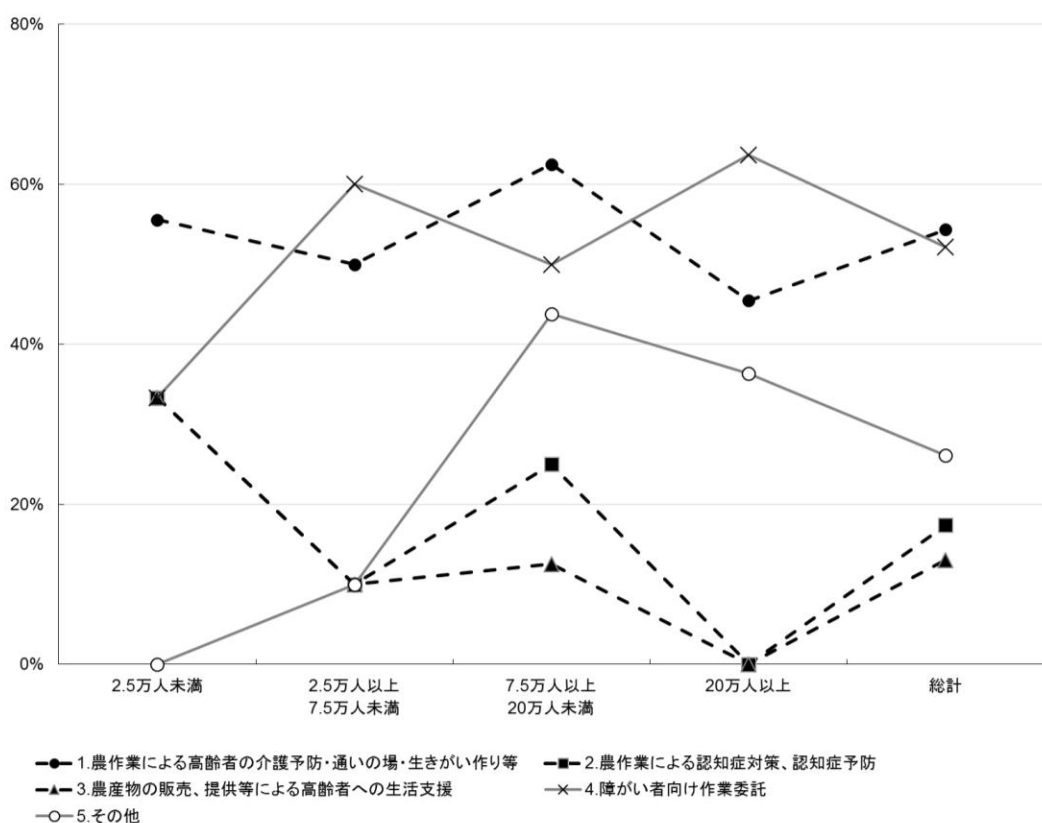
図表 5 農福連携に取り組む自治体の具体的な取組内容(N=46)



なお、人口規模別の取組状況の違いについても、下図にて分析を試みた。

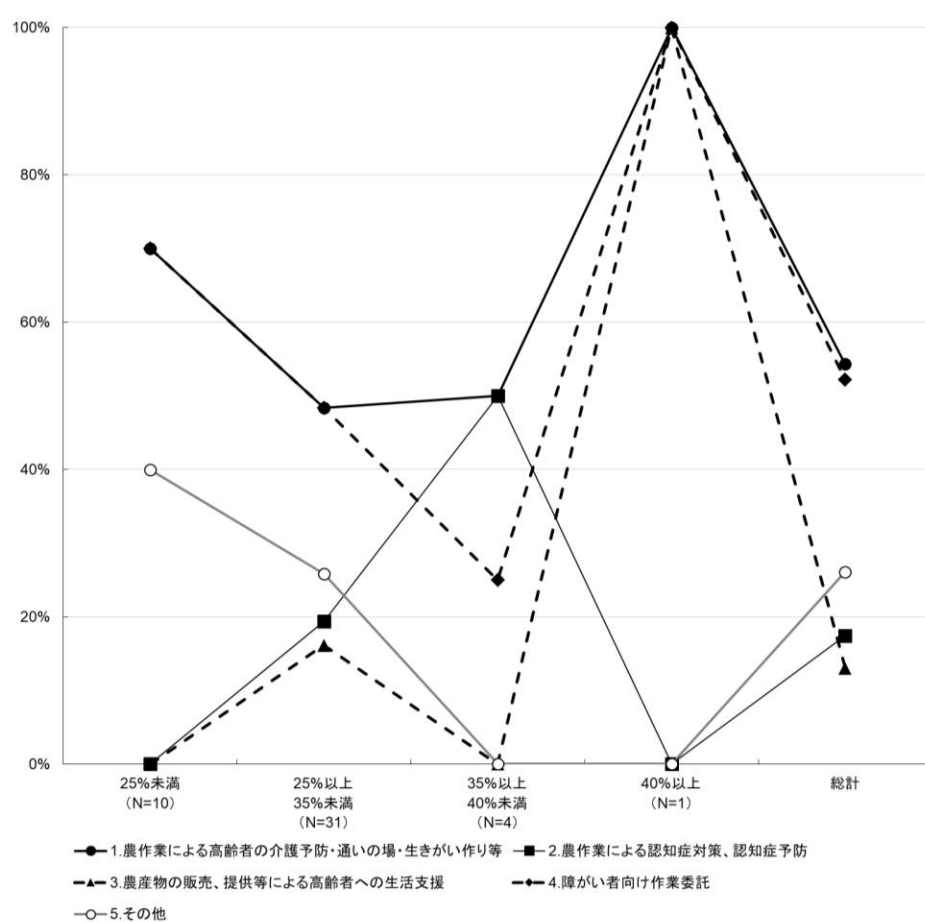
共通している特徴以外に、特出すべき点を抜き出して見てみると、まず人口 2.5 万人未満の市区町村の場合、「3. 農産物の販売、提供等による高齢者への生活支援」といった、移動支援との相性の高い取組が一番高い値となった。人口 20 万人未満の自治体では、「2. 農作業による認知症対策、認知症予防」に取り組んでいる様子もうかがえる。人口 20 万人以上の市区町村では、認知症予防を目的とした農福連携にはあまり取り組めていないことを示している。

図表 6 人口規模別農福連携に取り組む自治体の具体的な取組内容(N=46)



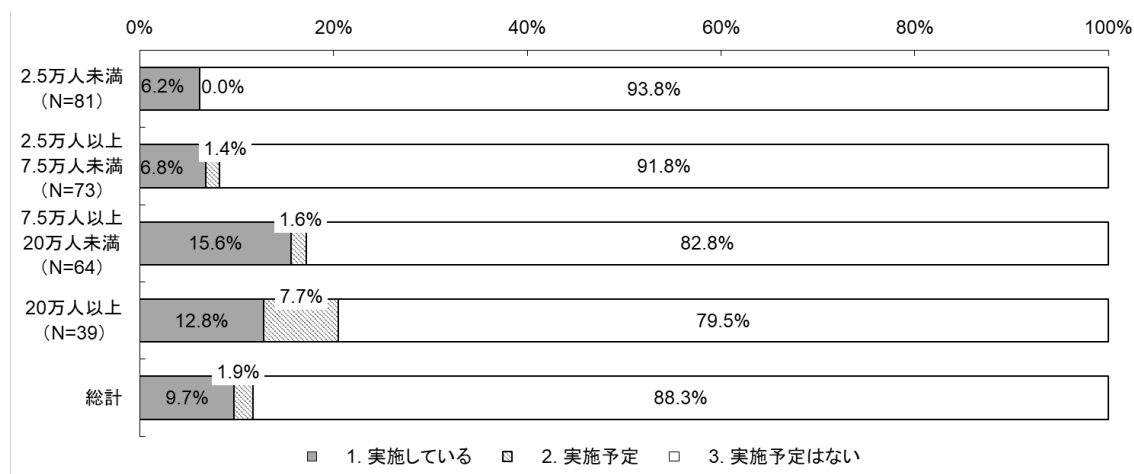
次に、高齢化率別に見るが、回答数が少ないため、下図は参考として見ていただきたい。

図表 7 高齢化率別農福連携に取り組む自治体の具体的な取組内容(N=46)

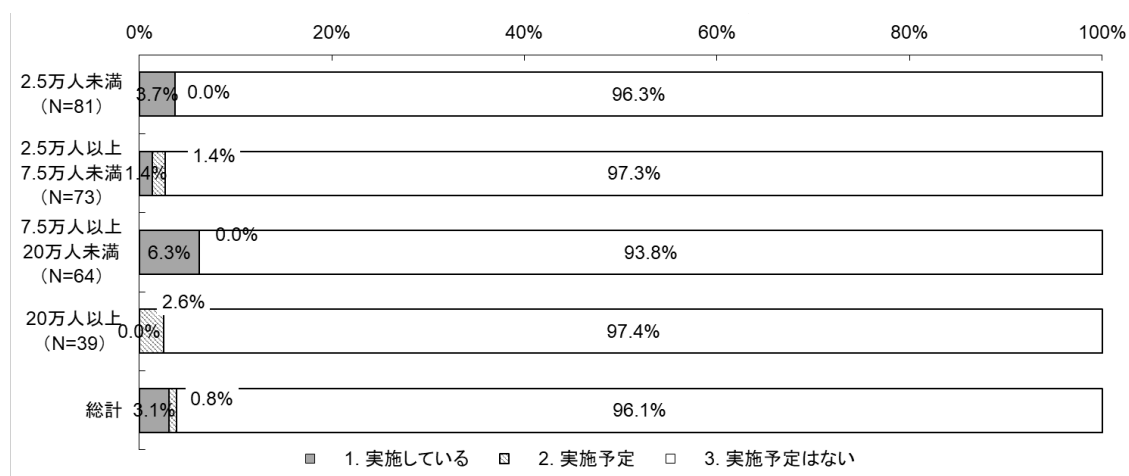


次に、各取組の人口規模別の実施状況ならびに意向を訊ねた結果について述べる。人口 20 万人以上の市区町村の場合、各取組の実施意向が高く出ており、農福連携を取り込んだ介護・認知症予防施策や障がい者向け事業の推進に興味・関心を有している状況が垣間見える。

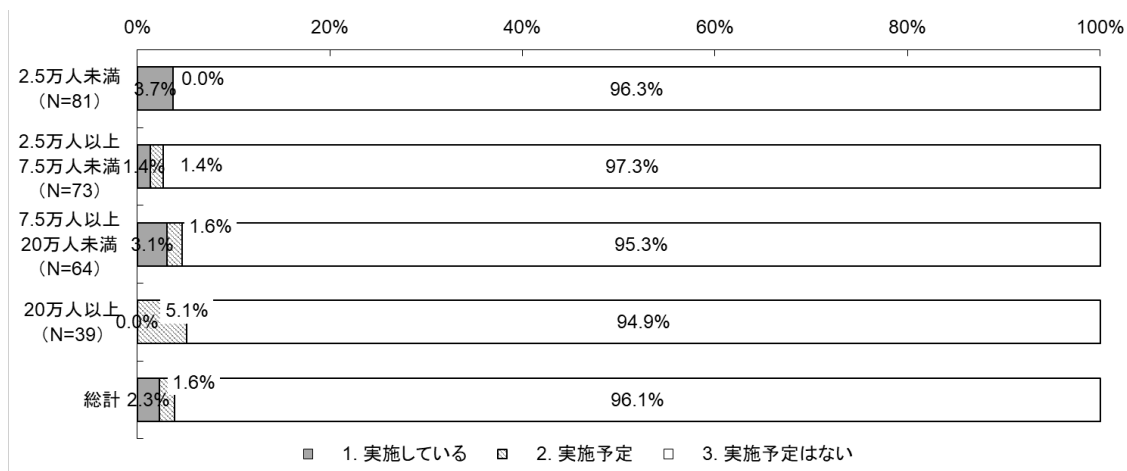
図表 8 農作業による高齢者の介護予防・通いの場・生きがい作り等の実施有無(N=257)



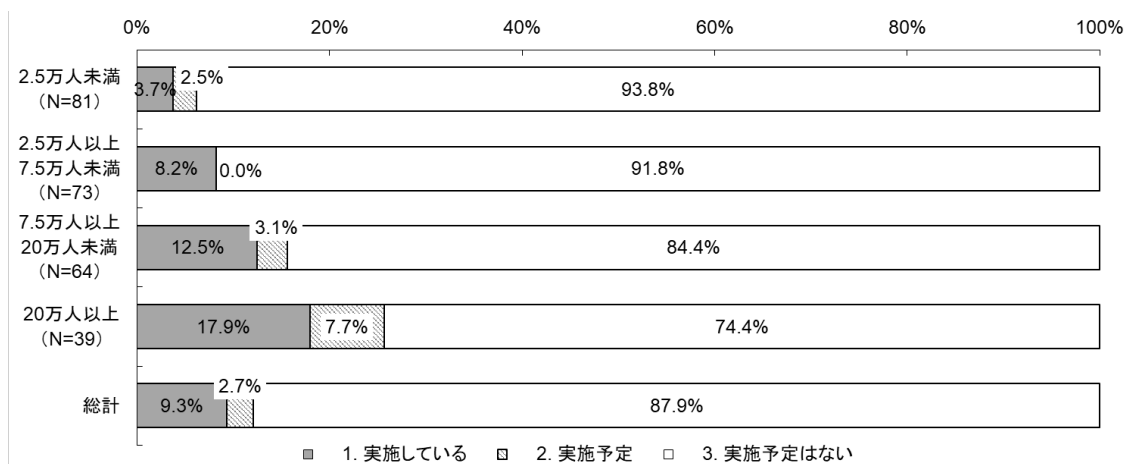
図表 9 農作業による認知症対策、認知症予防の実施有無(N=257)



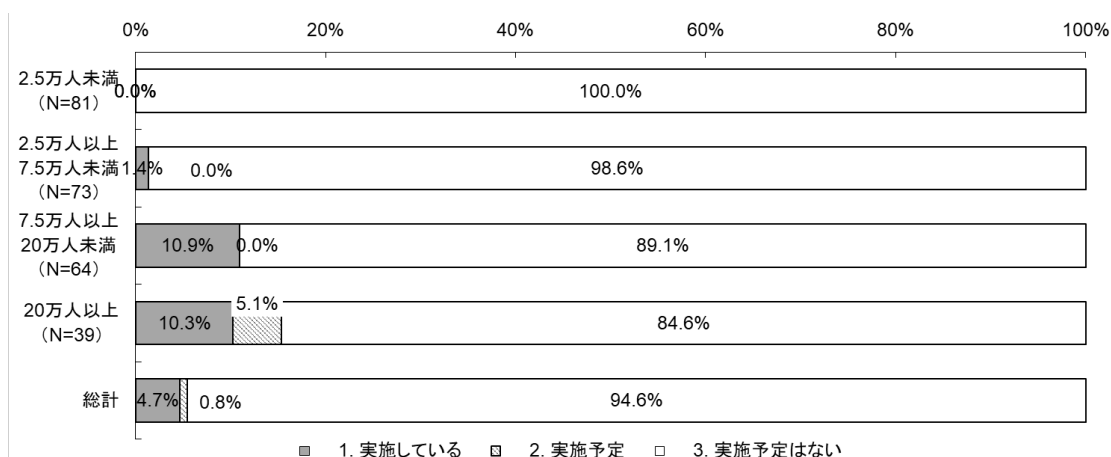
図表 10 農産物の販売、提供等による高齢者への生活支援の実施有無(N=257)



図表 11 障がい者向け作業委託の実施有無(N=257)

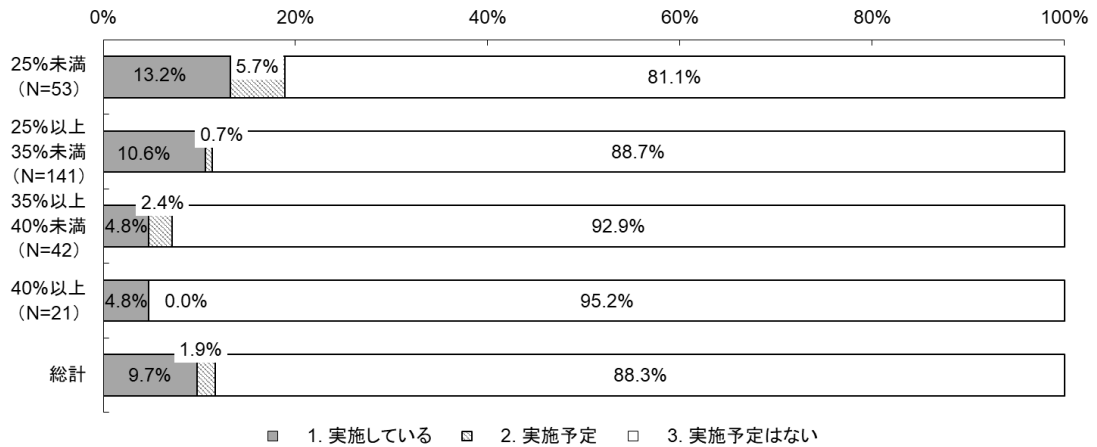


図表 12 その他の実施有無(N=257)

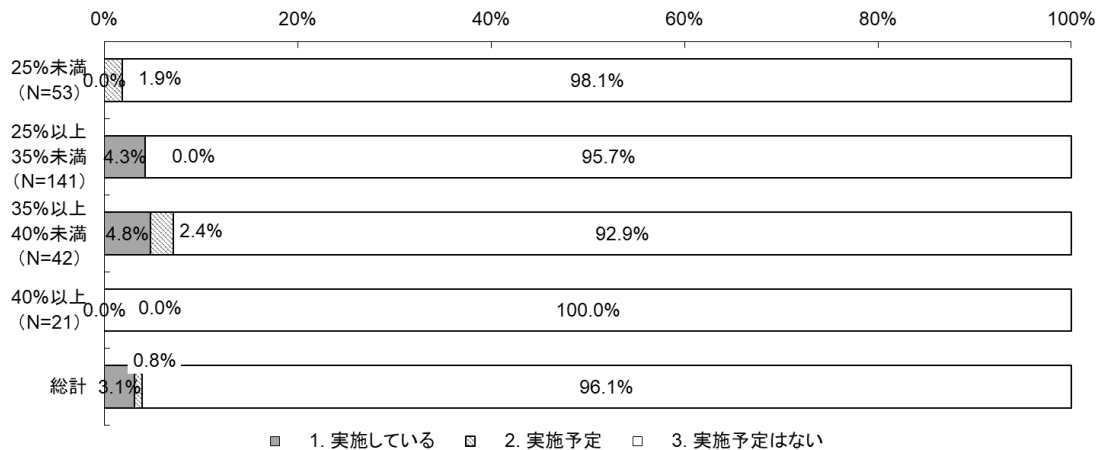


参考)高齢化率別農福連携実施状況の詳細

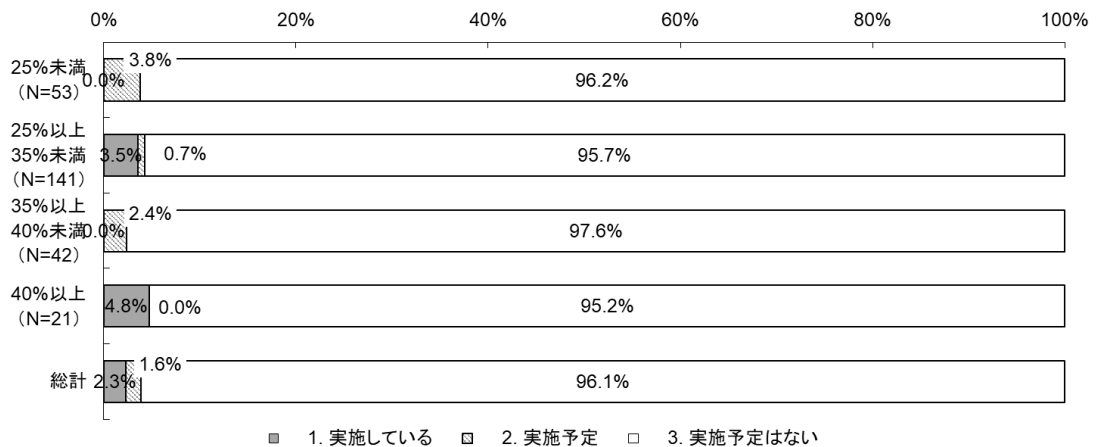
図表 13 農作業による高齢者の介護予防・通いの場・生きがい作り等の実施有無(N=257)



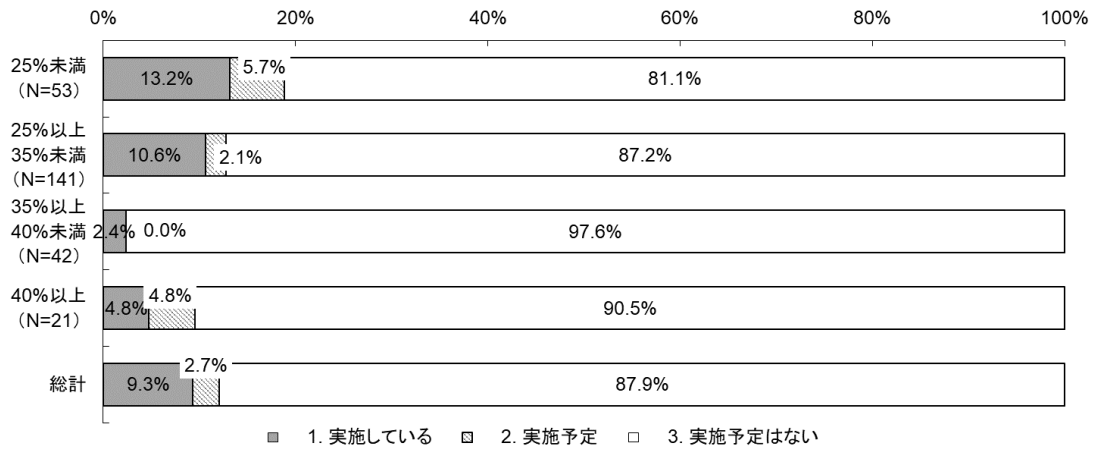
図表 14 農作業による認知症対策、認知症予防の実施有無(N=257)



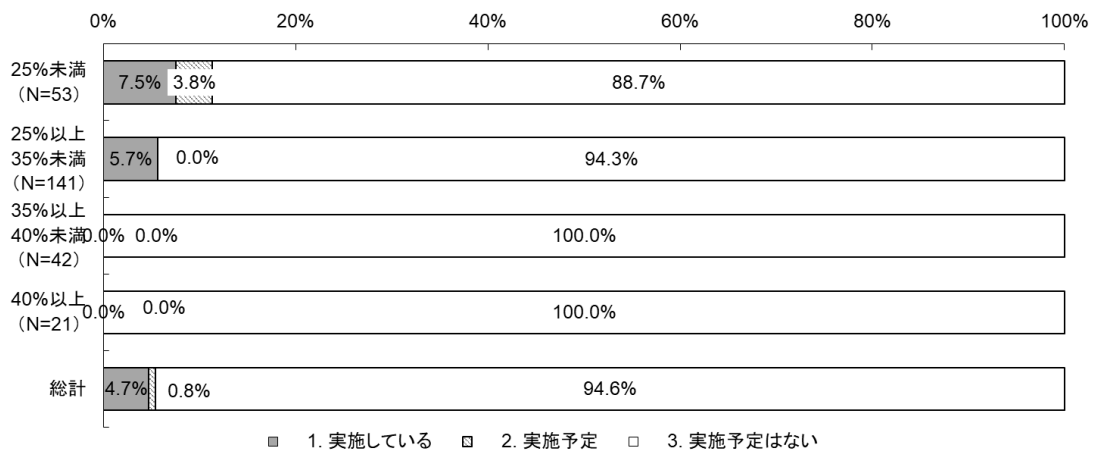
図表 15 農産物の販売、提供等による高齢者への生活支援の実施有無(N=257)



図表 16 障がい者向け作業委託の実施有無(N=257)



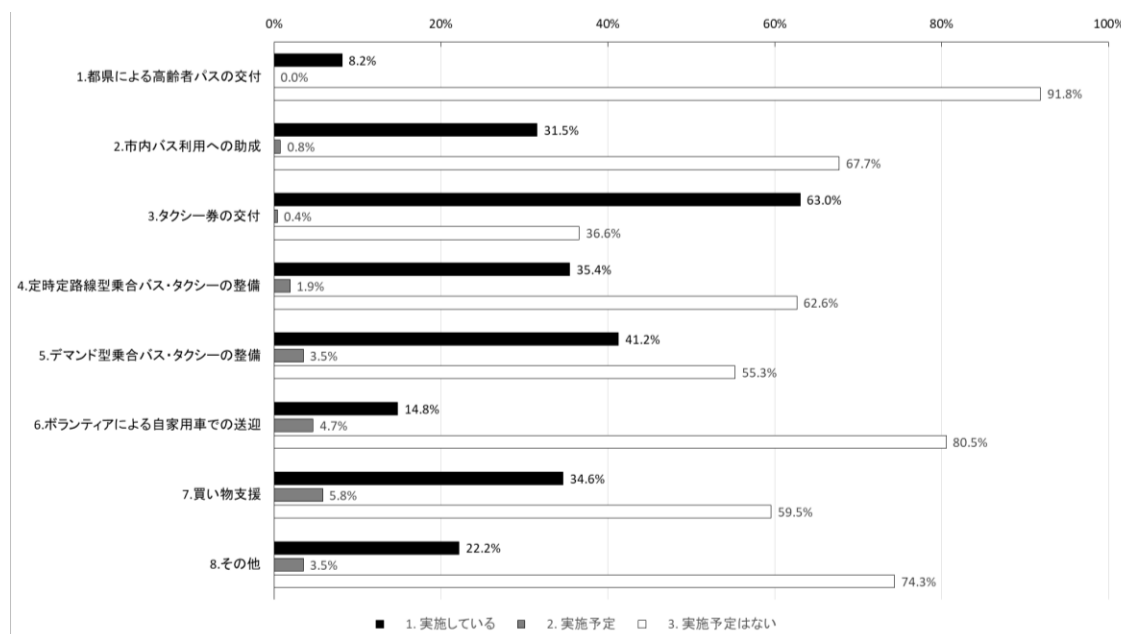
図表 17 その他の実施有無(N=257)



(3) 移動支援の取組状況の詳細

移動支援の取組状況の詳細に目を向けると、最も多いものは、「3. タクシー券の交付」で63.0%、次いで「5. デマンド型乗合バス・タクシーの整備」が41.2%、「4. 定時定路線型乗合バス・タクシーの整備」35.4%となっている。

図表 18 移動支援に関する具体的取組の実施割合(N=257)



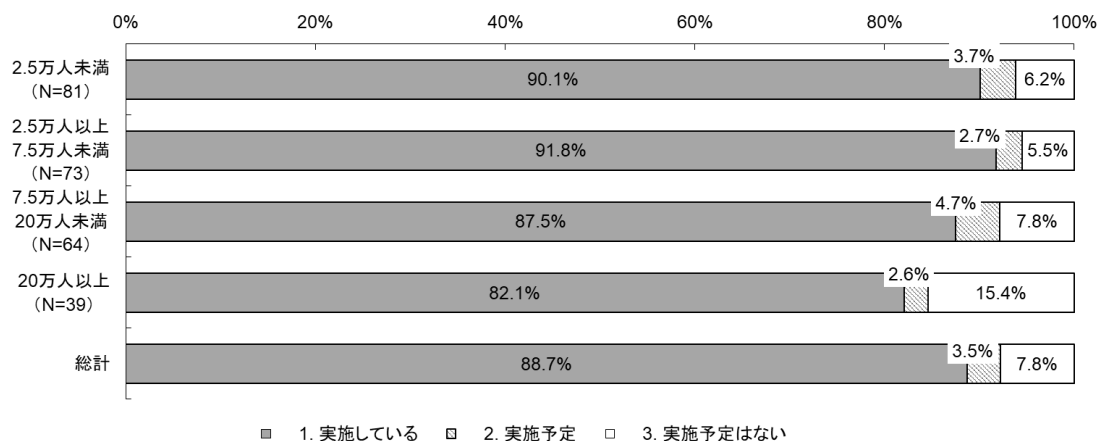
タクシー券の交付が最も多く、デマンド型もしくは乗合式のバス・タクシーの手配、市内バス利用への助成など、既存の公共交通機関を最大限活用する形で移動支援を実施している状況がうかがえた。また、買い物支援で34.6%など、特定の目的のもとで提供している移動支援の実施状況を把握することもできた。

人口規模別にみると、ほぼすべての自治体で移動支援に関わる取組を実施している様子がうかがえるが、高い水準の中であっても人口規模が大きくなるにつれ、取組の実施状況は、他の人口規模と比べ5ポイントほど低下する。この背景には、自治体規模が大きくなるほど、交通の利便性は元来より高く、対策を講じなくとも十分に買い物や外出ができる環境が整っていることが考えられる。

移動支援が求められる主な理由としては、自家用車などの移動手段がなくなっても、買い物や外出、地域の集会への参加や通院などの日常生活を不自由なく営みながら、普段と変わらない生活を維持したいという地域住民のまとまったニーズが存在することがあげられる。こうした地域住民のニーズや、地域における商店の密集状況、交通の便を勘案しながら、住民が暮らしやすい地域づくりを進めていくことが市区町村には求められる。した

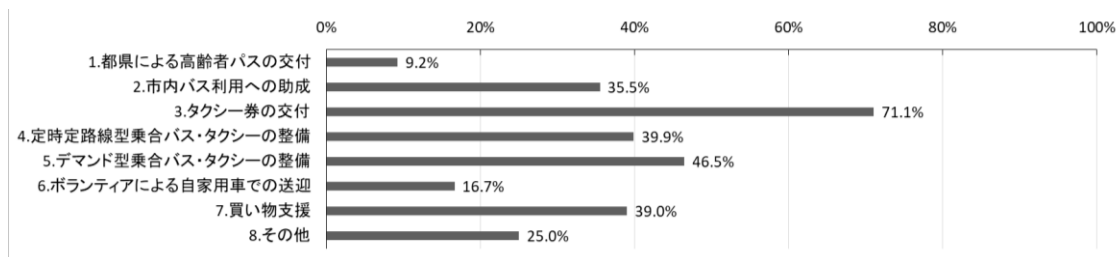
がって、小規模自治体であっても、買い物支援・外出支援をはじめ移動支援施策に注力する必要があることから、移動支援に取り組んでいる市区町村が多いものと推察される。

図表 19 移動支援に関する取組の実施状況(N=257)



すでに移動支援に取り組んでいる 228 市区町村の取組内容に目を向けると、最も多い取組は、「3. タクシー券の交付」の 71.1%、次いで「5. デマンド型乗合バス・タクシーの整備」が 46.5%、「4. 定時定路線型乗合バス・タクシーの整備」39.9 %となっている（複数回答可）。

図表 20 移動支援に取り組む自治体の具体的な取組内容(N=228)



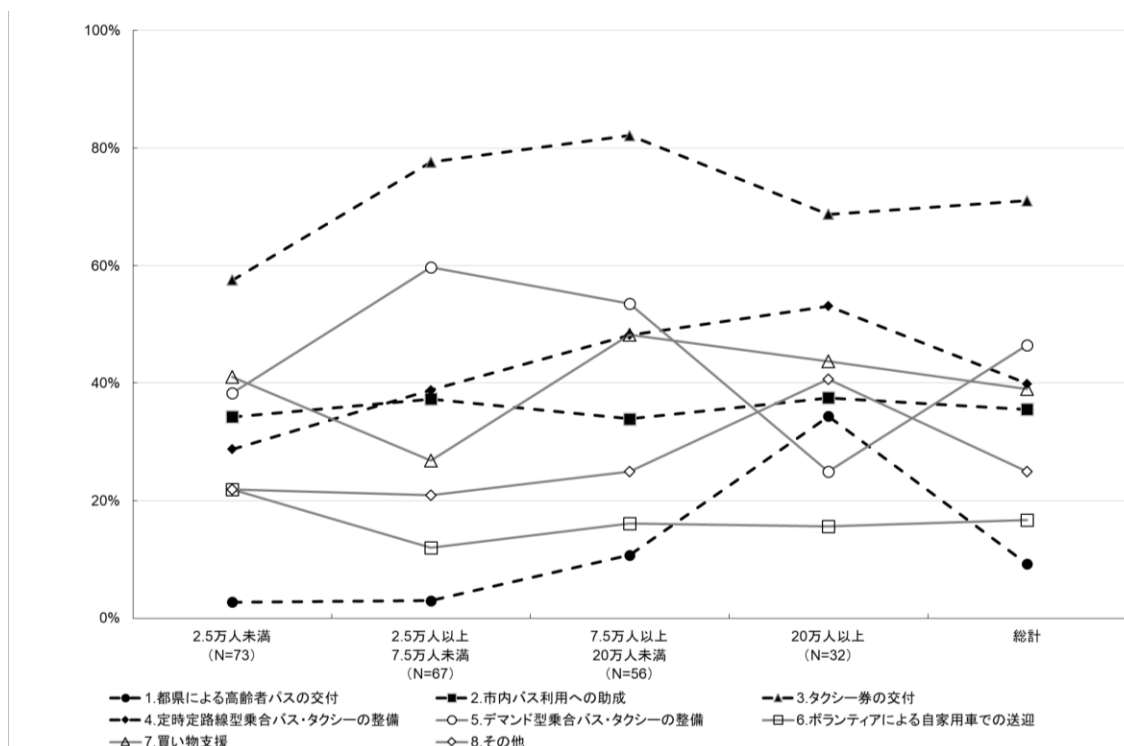
なお、人口規模別の取組状況の違いについても、下図にて分析を試みた。

共通している特徴以外に、特出すべき点を抜き出して見てみると、まず人口 2.5 万人未満の市区町村の場合、「7. 買い物支援」の提供が他の規模の市区町村と比べてもウェイトが高い。続いて、「5. デマンド型乗合バス・タクシーの整備」の提供が続いているが、この傾向は、人口規模 20 万人未満の自治体まで続いている。

一方、人口 20 万人以上の自治体では、「5. デマンド型乗合バス・タクシーの整備」が他の取組と比べ、相対的に低く出る一方で、「1. 都県による高齢者バスの交付」の取組が高い。何らかの形で住民に対して移動手段を提供している様子が見えたと。

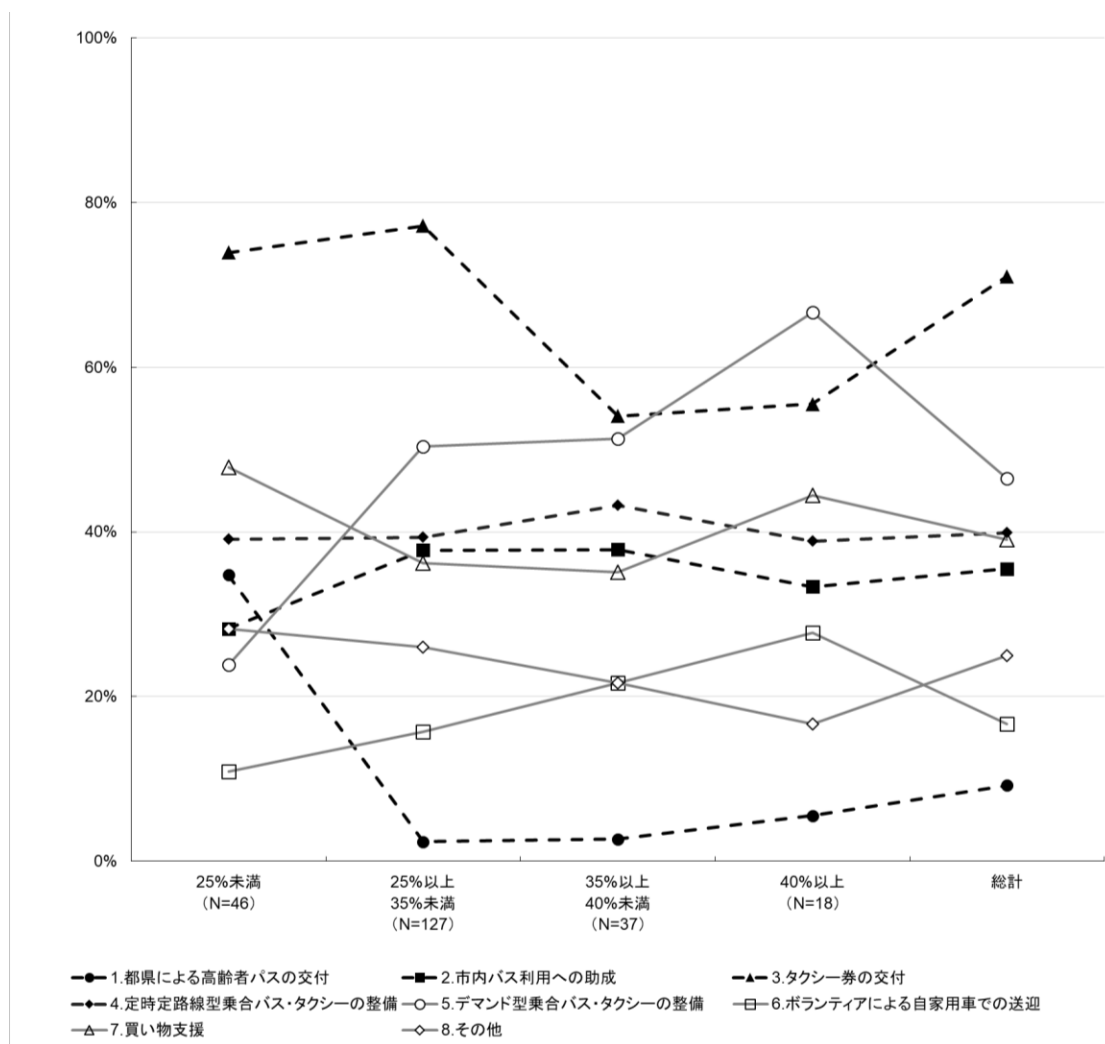
全体的には、「3. タクシー券の交付」が最も高いが、次いで「7. 買い物支援」と「5. デマンド型乗合バス・タクシーの整備」が高くなっている。

図表 21 人口規模別移動支援に取り組む自治体の具体的な取組内容(N=228)

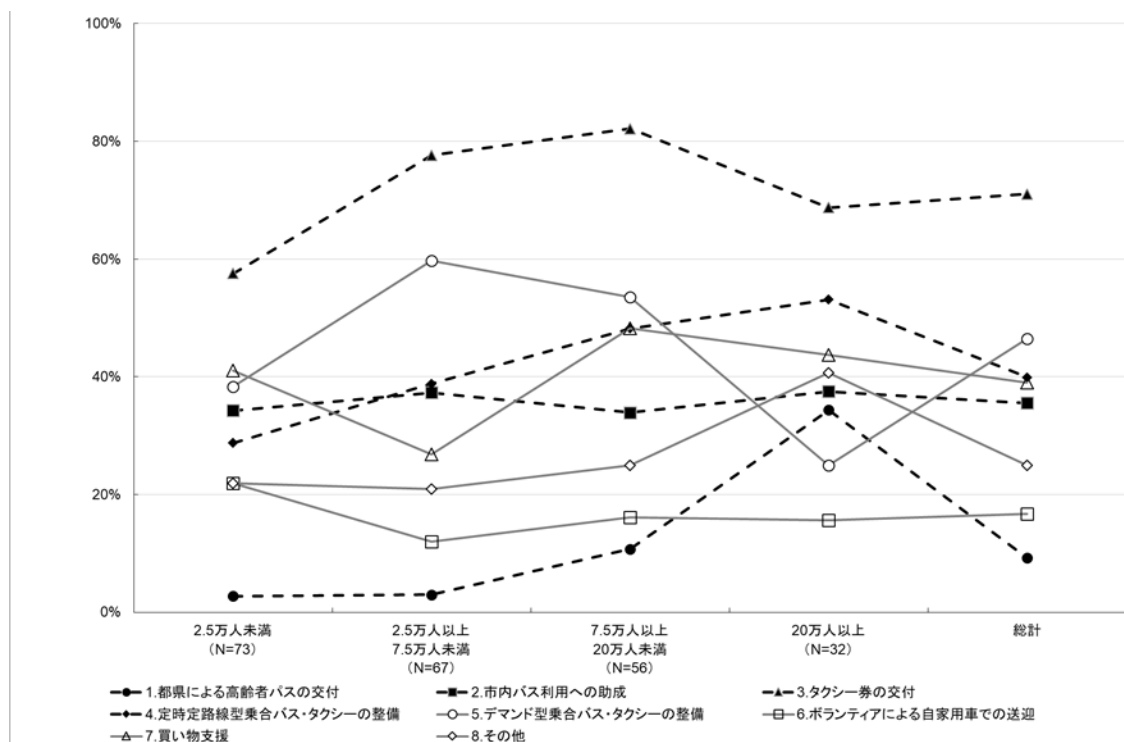


高齢化率別にみた際の特徴としては、高齢化率の上昇とともに「5. デマンド型乗合バス・タクシーの整備」、「6. ボランティアによる自家用車での送迎」の実施状況が増加していくことと、高齢化率 25%以上の地域では、「1. 都県による高齢者パスの交付」の取組少ない実態が明らかになった。

図表 22 高齢化率別移動支援に取り組む自治体の具体的な取組内容(N=228)



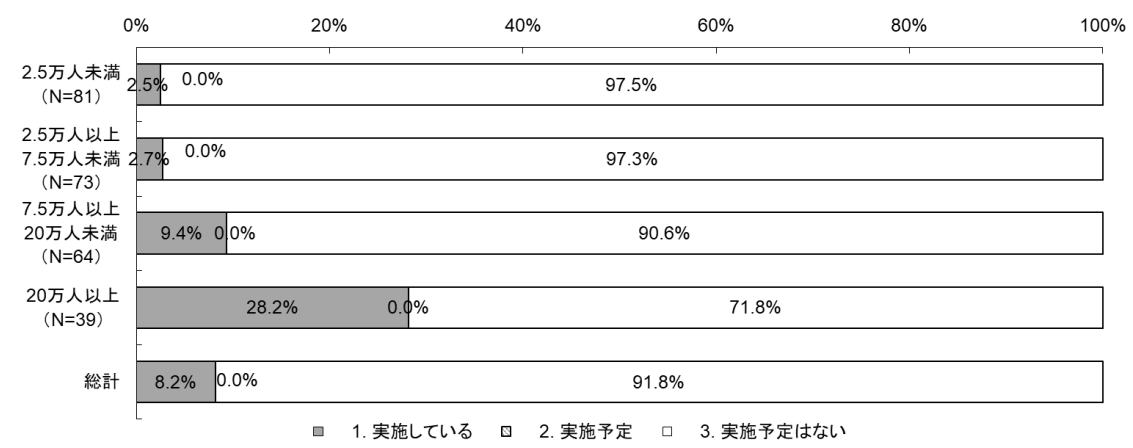
図表 23 人口規模別移動支援に取り組む自治体の具体的な取組内容(N=228)



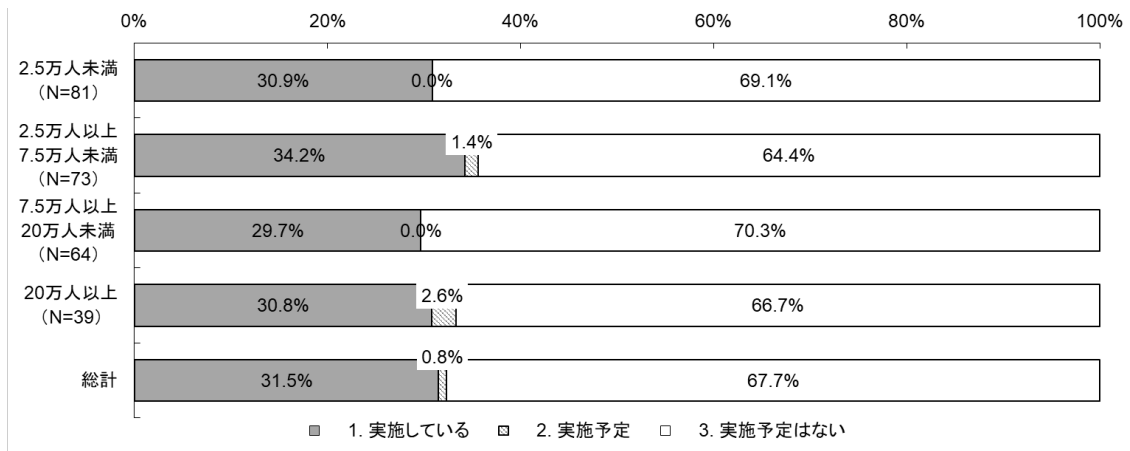
次に、各取組の人口規模別の実施状況ならびに意向を訊ねた結果について述べる。取組の割合は、人口規模と比例して上昇するわけではなく、取組内容によって現在の実施状況（「1. 実施している」）も、今後の実施予定（「2. 実施予定」）の状況も異なっている。

今後の実施予定（「2. 実施予定」）に目を向けると、「6. ボランティアによる自家用車での送迎」、「7. 買い物支援」において、他の取組よりも高い回答が得られている。ヒアリングでも明らかになったことではあるが、移動支援を提供しようとする、公共交通機関や民間事業者の業務を圧迫しないこと、また高齢・福祉部局だけではなく、交通系部局との調整・協働が必要なこともあり、行政側から積極的に移動手段を提供するといった取組を実行に移すためには準備が必要である。一方で、移動手段を提供することにより採算がとれる地域では、民間企業による公共交通としてバス等の路線が確保できることから、採算の合わない地域では何らかの移動支援を提供しなければならない。こうした実情を受けてか、ボランティアの活用による移動支援の実施が一つの出口になっている可能性があると考えられる。ただし、人口 20 万人以上の自治体の場合、実施意向が 0%となっている。規模の大きな自治体では、また別の要因からこうした結果が導かれているものと思われる。可能性としては、一定程度、交通手段が確保されており、移動支援のニーズがあまりない地域であるケースや、多数の民間事業者との調整が必要となるケース、各方面との調整コストが高いケースなどがあると推察される。ボランティアの活用をはじめ、交通系部局との調整、民間事業者との調整にしても、各方面との調整コストが高いことがその背景にあるものと推察される。

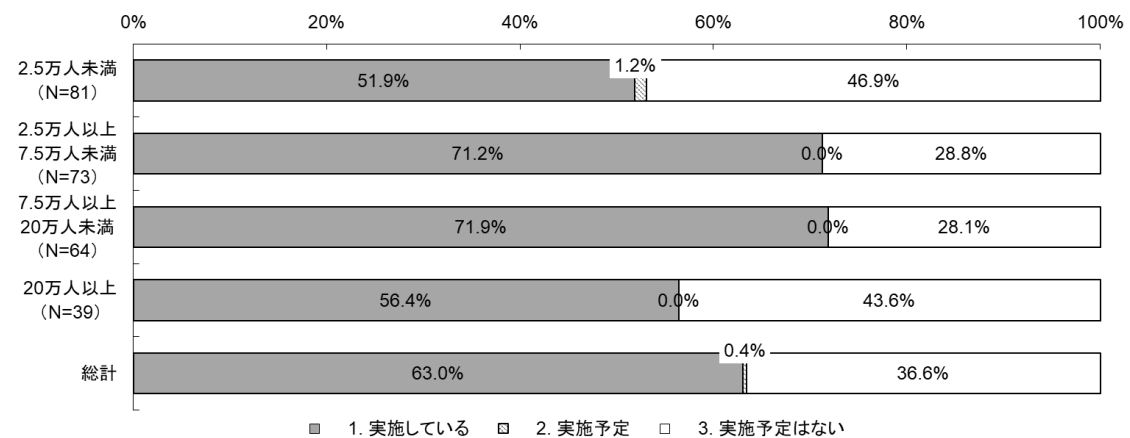
図表 24 都県による高齢者バスの交付の実施有無(N=257)



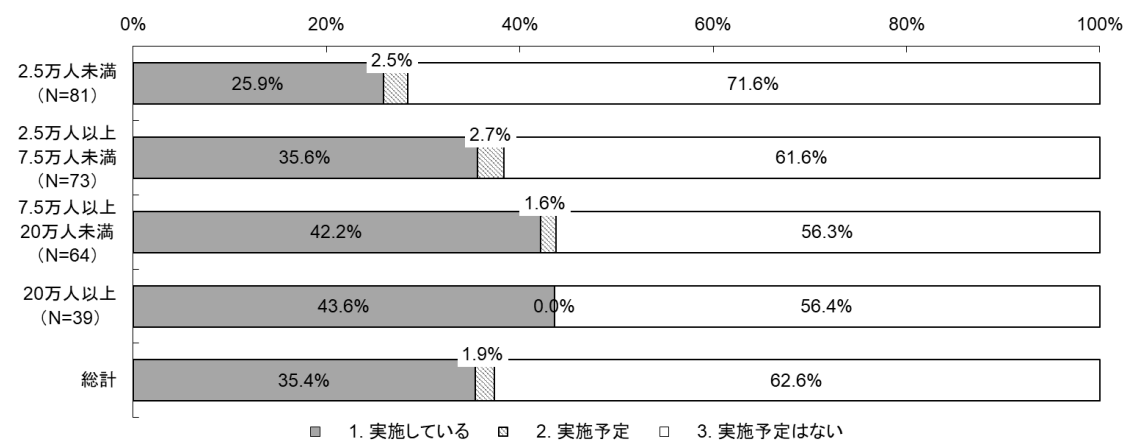
図表 25 市内バス利用への助成の実施有無(N=257)



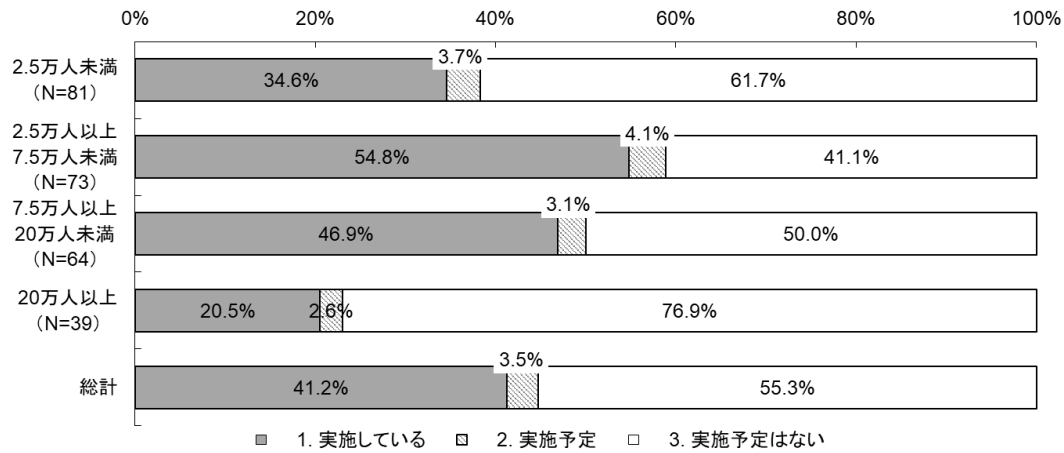
図表 26 タクシー券の交付の実施有無(N=257)



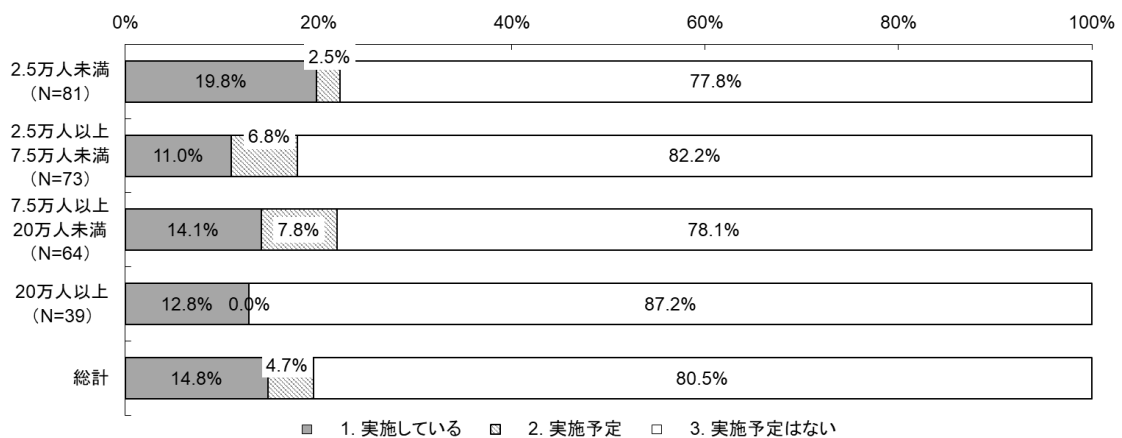
図表 27 定時定路線型乗合バス・タクシーの整備の実施有無(N=257)



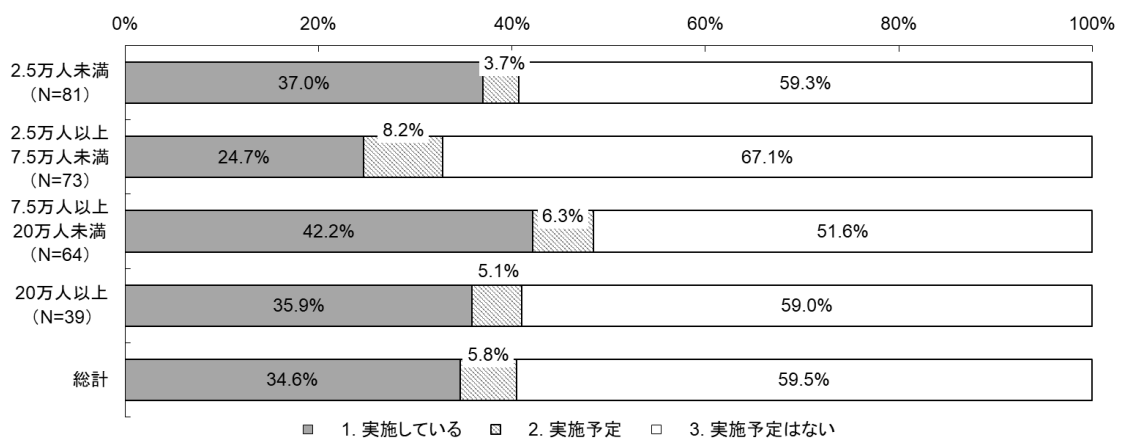
図表 28 デマンド型乗合バス・タクシーの整備の実施有無(N=257)



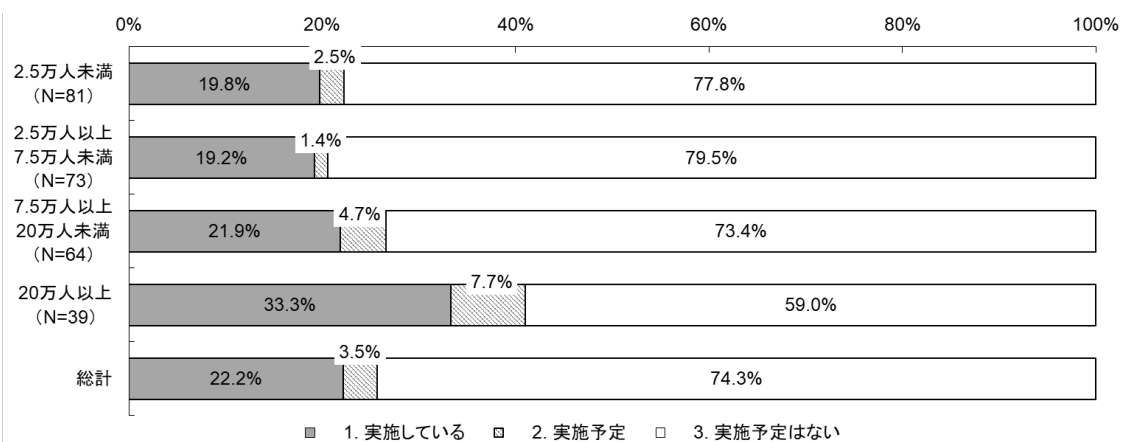
図表 29 ボランティアによる自家用車での送迎の実施有無(N=257)



図表 30 買い物支援の実施有無(N=257)

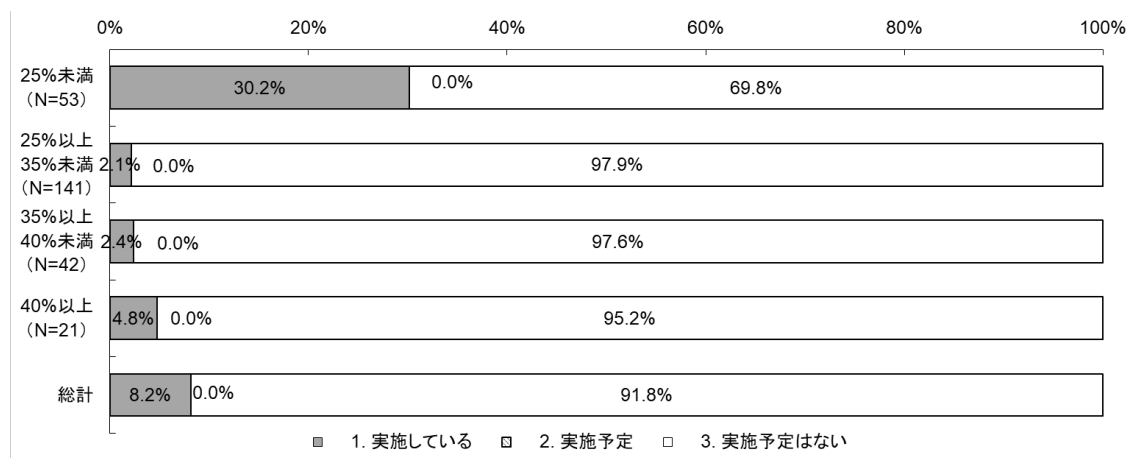


図表 31 その他の実施有無(N=257)

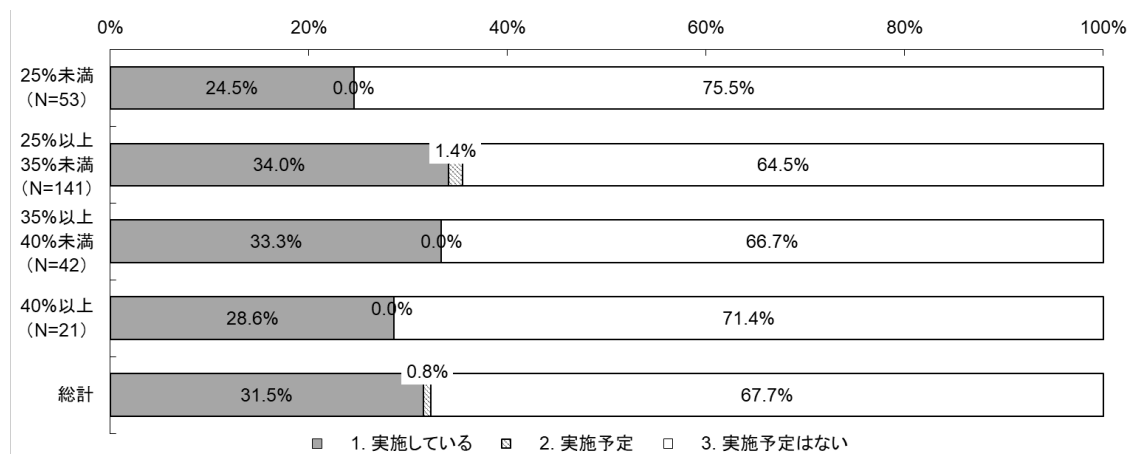


参考)高齢化率別移動支援実施状況の詳細

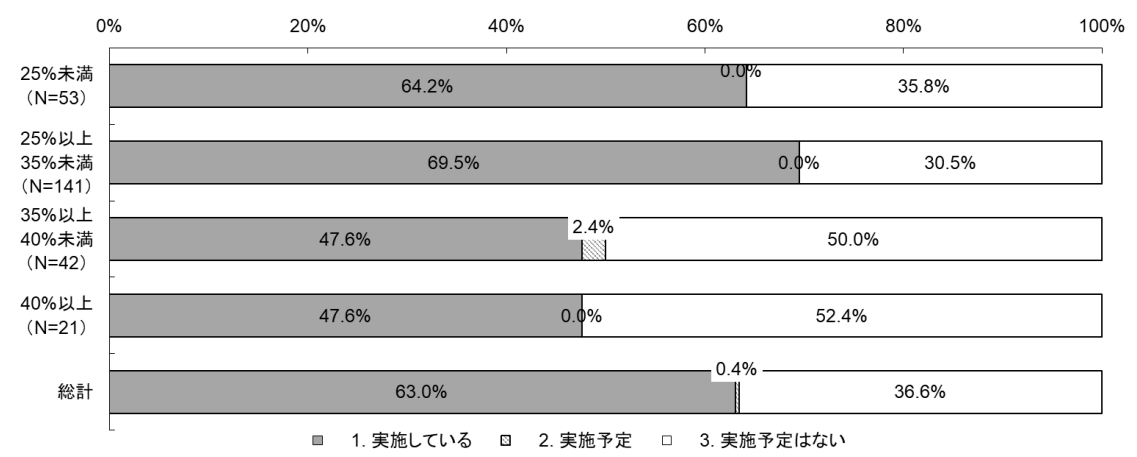
図表 32 都県による高齢者バスの交付の実施有無(N=257)



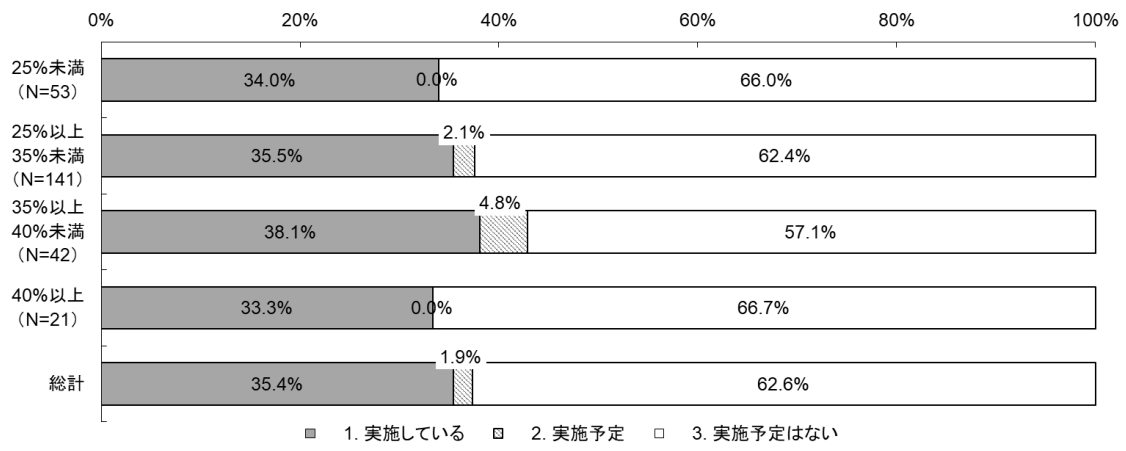
図表 33 市内バス利用への助成の実施有無(N=257)



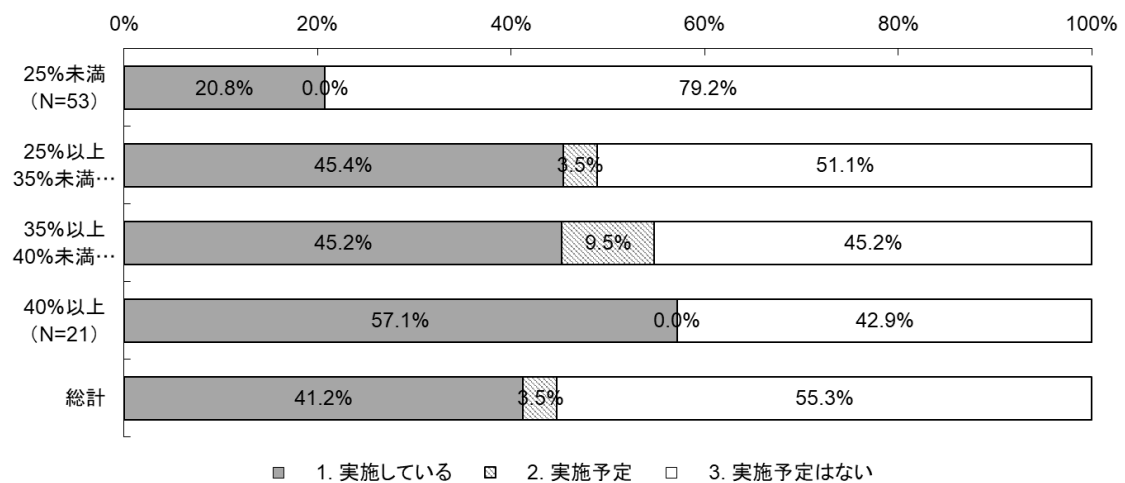
図表 34 タクシー券の交付の実施有無(N=257)



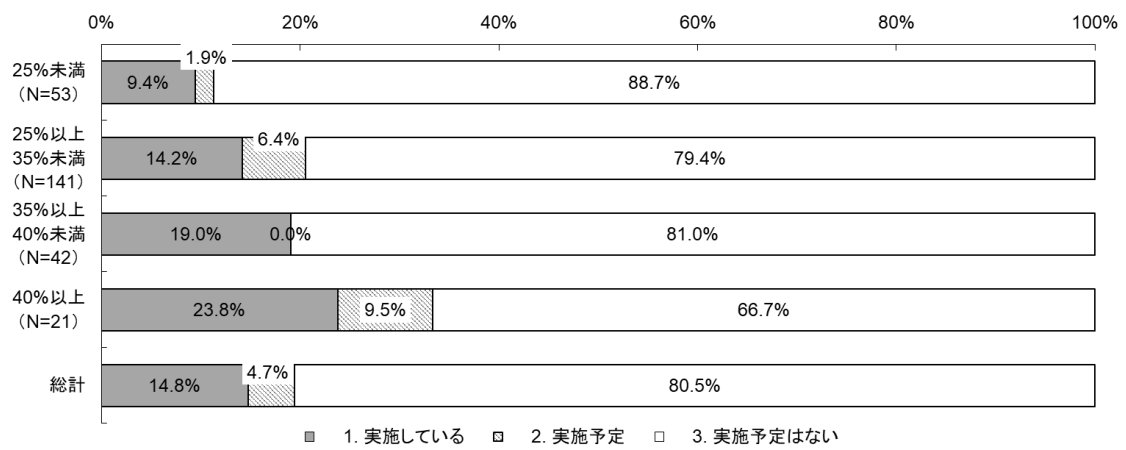
図表 35 定時定路線型乗合バス・タクシーの整備の実施有無(N=257)



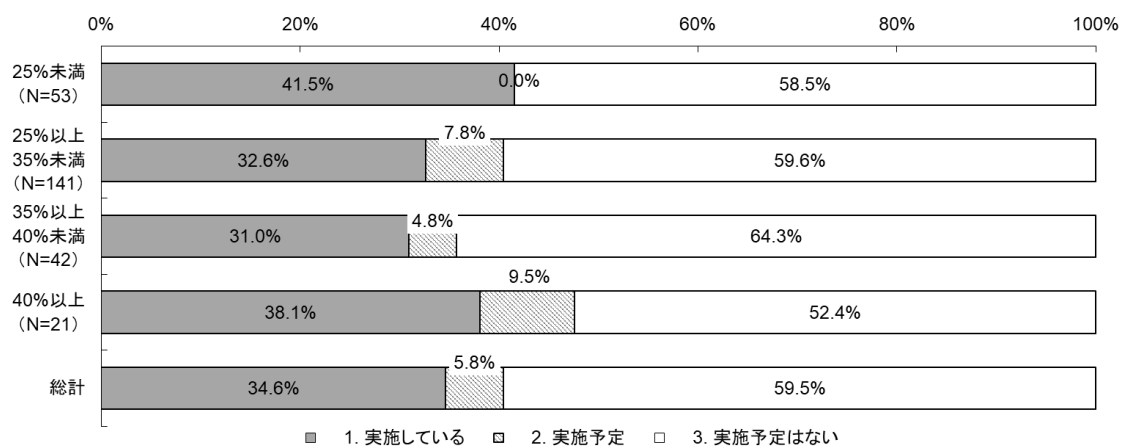
図表 36 デマンド型乗合バス・タクシーの整備(N=257)



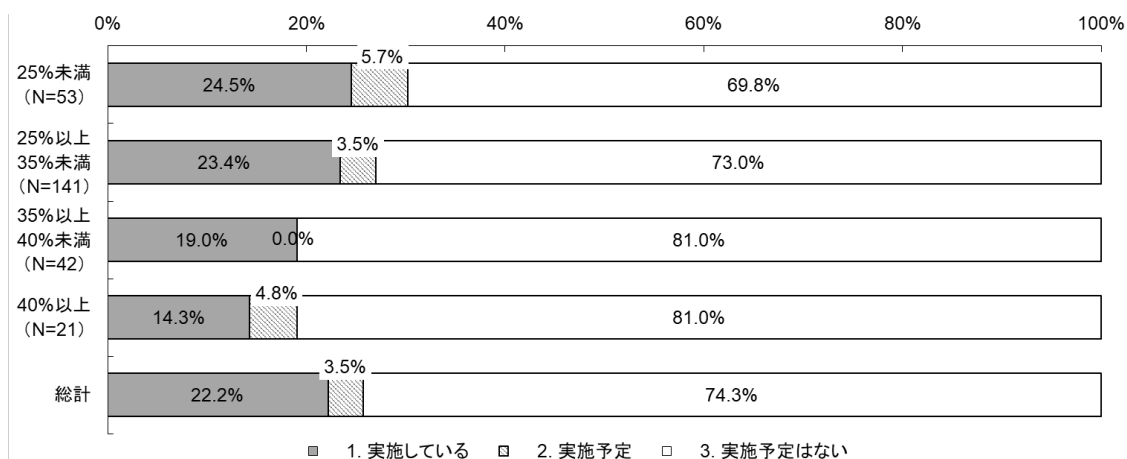
図表 37 ボランティアによる自家用車での送迎の実施有無(N=257)



図表 38 買い物支援の実施有無(N=257)



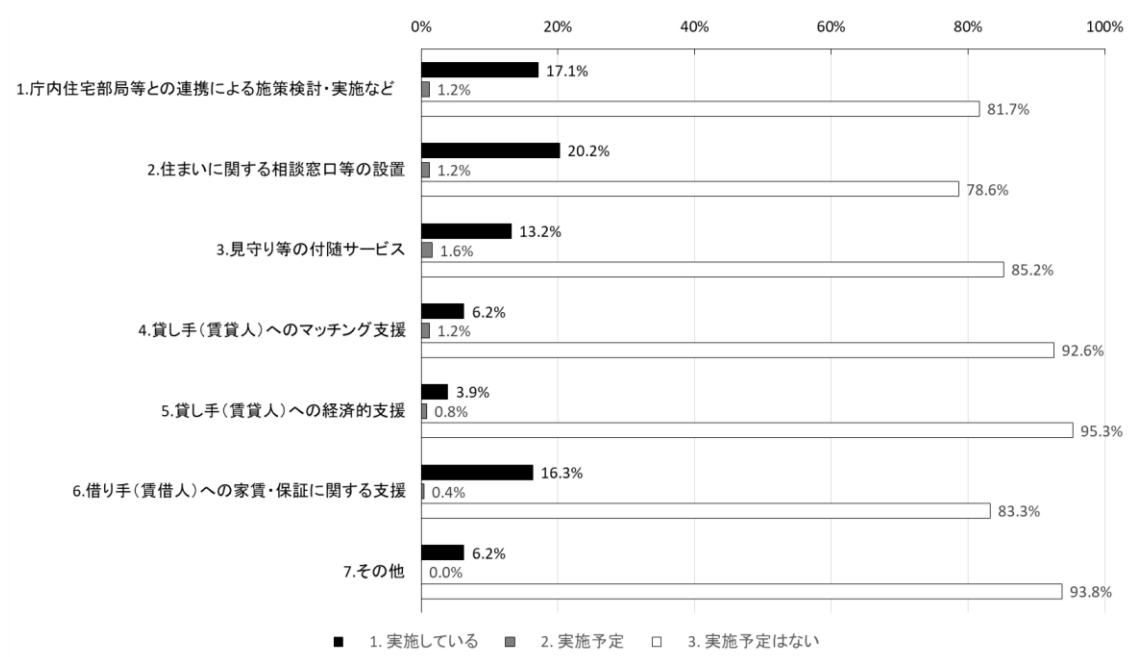
図表 39 その他の実施有無(N=257)



(4) 居住支援の取組状況の詳細

居住支援の取組状況の詳細に目を向けると、最も多いものは、「2. 住まいに関する相談窓口等の設置」で20.2%、次いで「1. 庁内住宅部局等との連携による施策検討・実施など」が17.1%、「6. 借り手（賃借人）への家賃・保証に関する支援」が16.3%となっている。

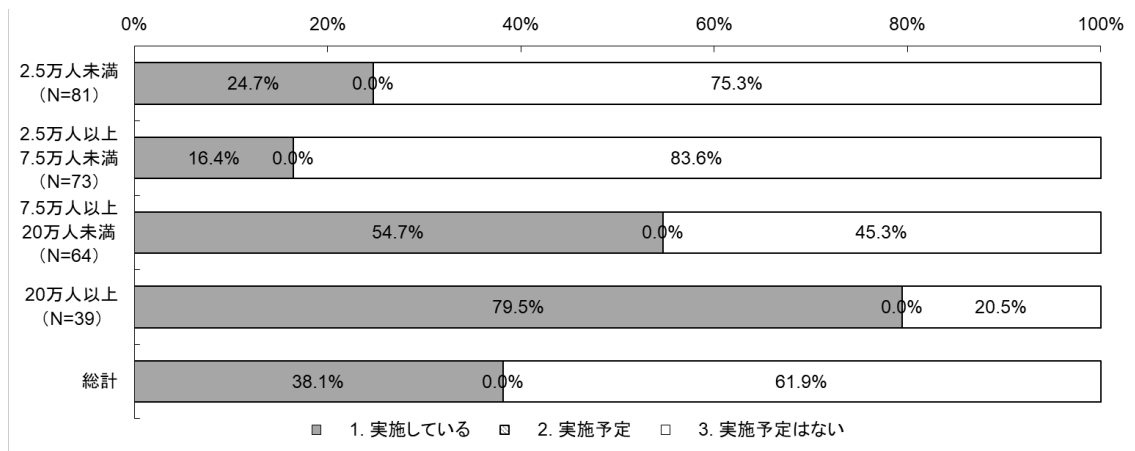
図表 40 居住支援に関する具体的取組の実施割合(N=257)



住民からの相談、コーディネート、マッチングという一連の流れで住宅確保が進むという前提をおけば、住まいに関する相談窓口を通じた住宅部局等との庁内連携の実施など、居住支援をコーディネートする際の全行程のうち、初期段階に該当する準備が進みつつある状況が垣間見えた。また、「6. 借り手（賃借人）への家賃・保証に関する支援」や、貸し手が気にする孤独死など資産価値を減少させるような事案を減らすことに主眼を置いた「3. 見守り等の付随サービス」などで、受け皿となる住宅の確保に向けた取組も進みつつあることがわかる。しかし、総じて実施状況は低く、居住支援をすべての自治体が行っている状況とは言い難い。同時に、「2. 実施予定」については、どの取組も2%を超えておらず極めて低調な状況にあると言え、現状のままでは取組の大きな推進は期待できないものと見受けられる。

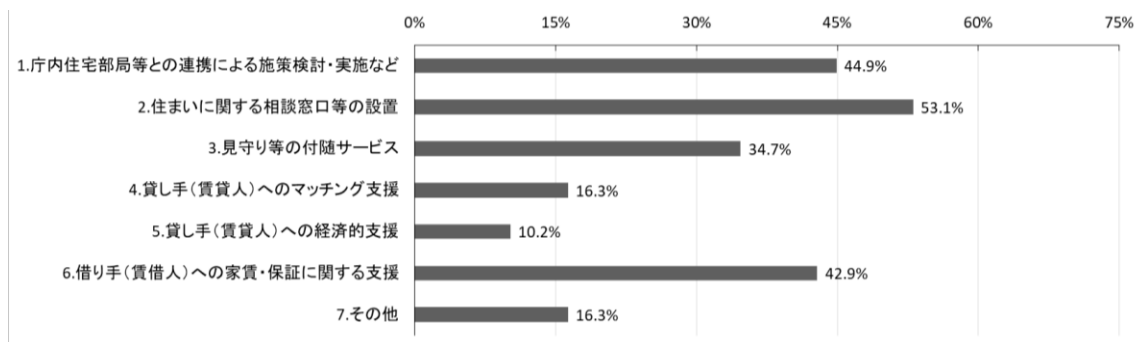
人口規模別にみると、人口の増加につれて移動支援の取組状況が上がっていく様子がうかがえる。「2. 実施予定」については、ほぼすべての人口規模帯で0%という結果となった。

図表 41 居住支援に関する取組の実施状況(N=257)



すでに居住支援に取り組んでいる 98 市区町村の取組内容に目を向けると、最も多い取組は、「2. 住まいに関する相談窓口等の設置」で 53.1%、次いで「1. 庁内住宅部局等との連携による施策検討・実施など」が 44.9%、「6. 借り手（賃借人）への家賃・保証に関する支援」42.9%となっている。

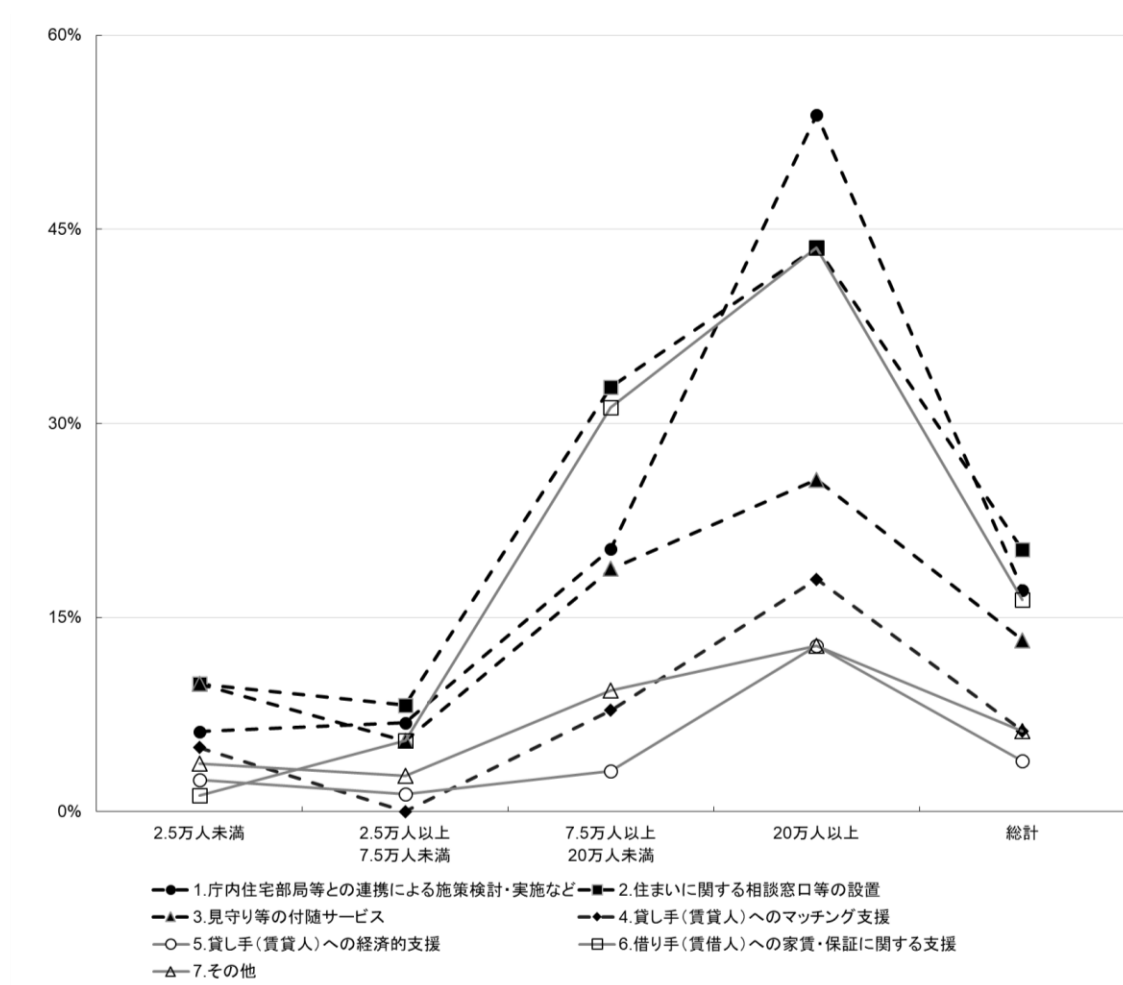
図表 42 居住支援に取り組む自治体の具体的な取組内容(N=98)



なお、人口規模別の取組状況の違いについても、下図にて分析を試みた。

共通している特徴以外に、特出すべき点を抜き出して見てみると、まず人口7.5万人未満までは、取組状況に大きな差はないが、7.5万人以上から、居住支援に係る取組の実施状況が高まることがわかる。参考として、総務省の住宅・土地統計調査によれば、特に、20万人以上の都市型の自治体では、持ち家をもたない高齢者が多く居住する。そのせいか、各取組の実施率が5から10ポイント高くなっている。また、20万人以上の自治体では、「1. 庁内住宅部局等との連携による施策検討・実施など」の実施率が首位にきており、他の人口規模で首位である「2. 住まいに関する相談窓口等の設置」よりも実施率が高い。

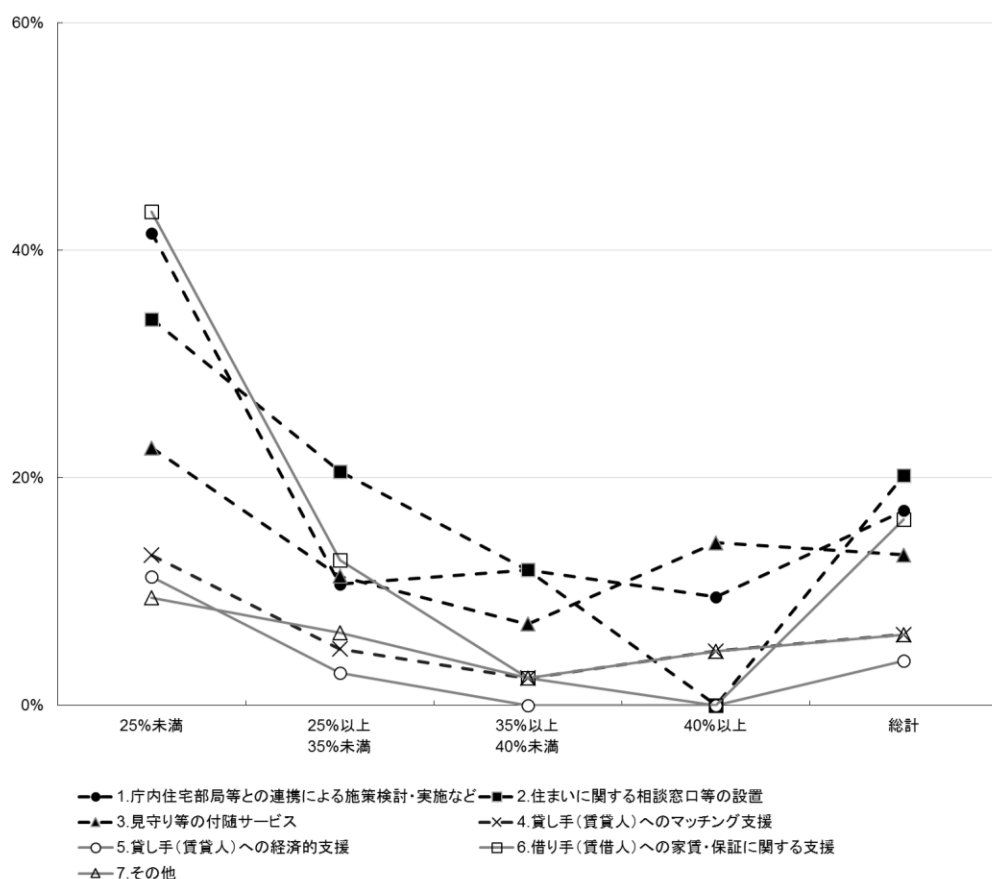
図表 43 人口規模別居住支援に取り組む自治体の具体的な取組内容(N=98)



高齢化率別の取組状況を見ると、居住支援は、高齢化率が35%以上の自治体での取組状況が、35%未満の自治体よりも低い。関東信越厚生局管内は、東京都などの都市部に通勤する会社員の多くが東京都をはじめ首都圏に居住しているといった地域特性を有する。前記を踏まえれば、持ち家率の高い地域は、なかでも比較的都心部から離れている地域が多く、持ち家比率が高い地域と見ることもできる。そのため、行政として居住支援に取り組む必要性もニーズも低い可能性がある。

一方、高齢化率25%未満の地域は、今後、高齢者数の増加が急速に進む都市部が多く、今後、住宅問題を抱える高齢者の増加が予想される。すでに、居住支援に取り組むだけのニーズが高まっている地域とも見受けられ、こうした要因から居住支援の取組が進んでいるものと推察される。

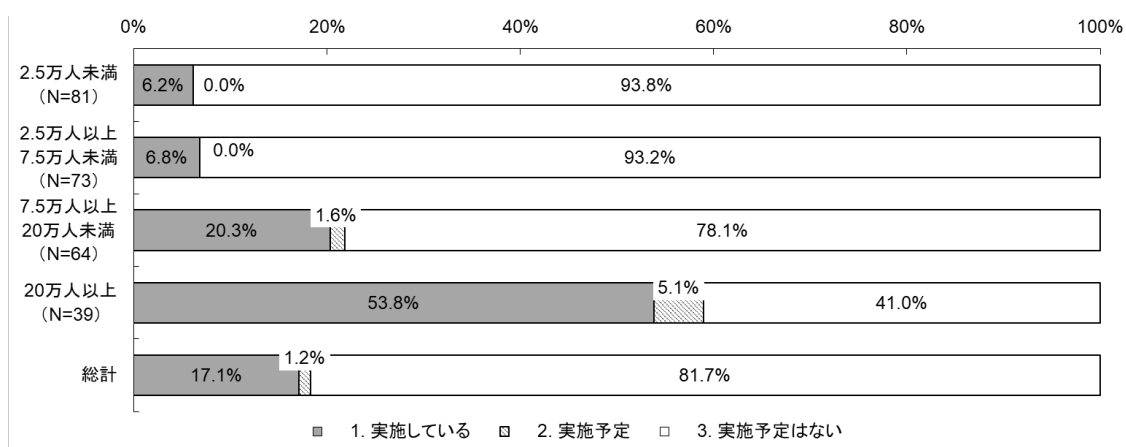
図表 44 高齢化率別居住支援に取り組む自治体の具体的な取組内容(N=98)



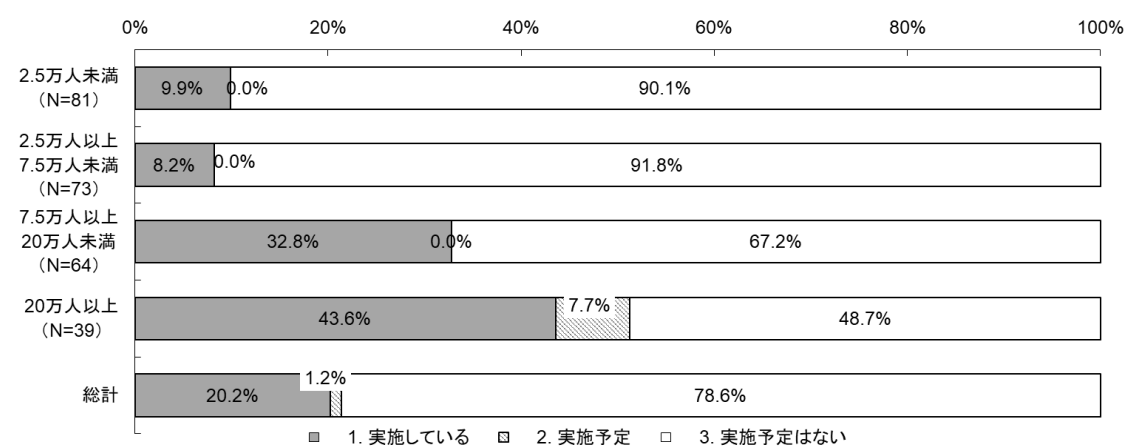
以降は、各取組の人口規模別の実施状況ならびに意向を訊ねた結果を整理したものである。取組の割合は、人口規模と比例して上昇するわけではなく、取組内容によって現在の実施状況（「1. 実施している」）も、今後の実施予定（「2. 実施予定」）の状況も異なっている。

今後の実施予定（「2. 実施予定」）に目を向けると、人口 20 万人未満の自治体のほとんどにおいて各取組の意向は低い。その一方で、20 万人以上の自治体では、ほぼすべての項目において「2. 実施予定」が高まっており、「3. 見守り等の付随サービス」については最も大きく、10.3%の自治体が今後取り組む予定と回答している。続く取組としては、「2. 住まいに関する相談窓口等の設置」と「4. 貸し手（賃貸人）へのマッチング支援」がともに 7.7%となっている。

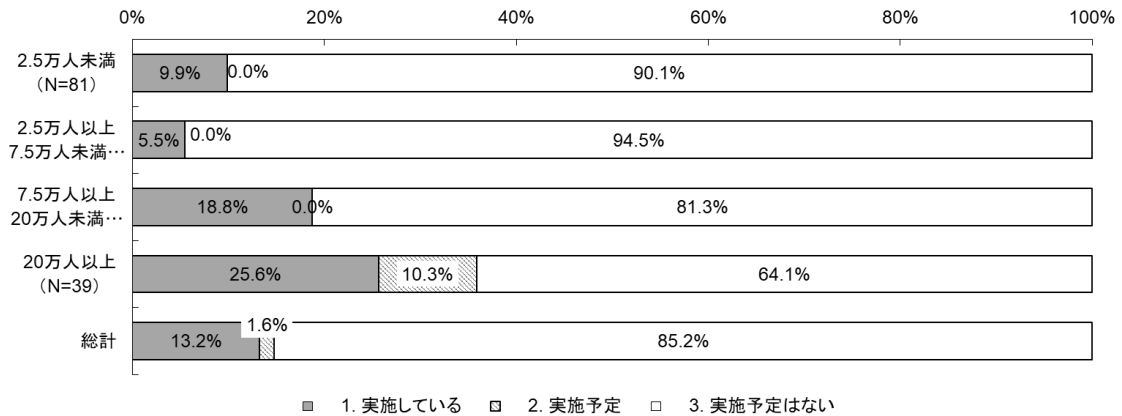
図表 45 庁内住宅部局等との連携による施策検討・実施などの実施有無(N=257)



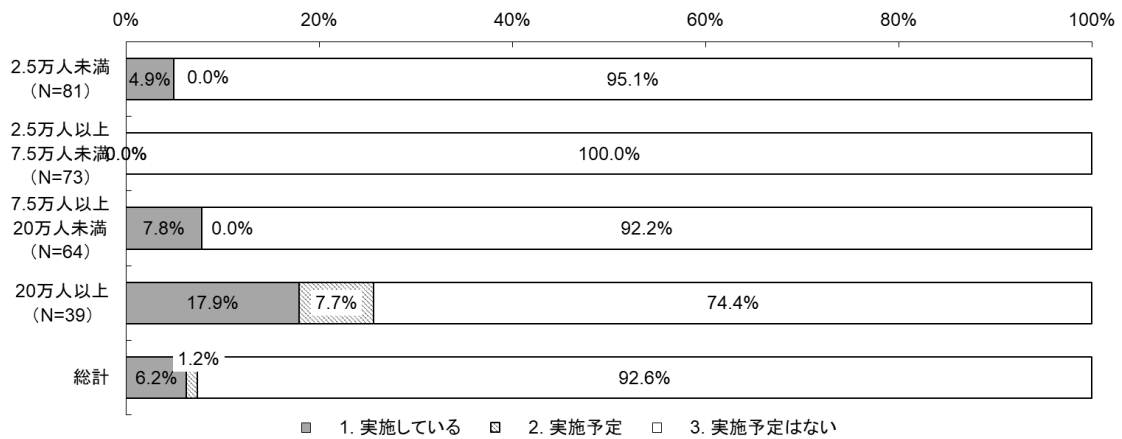
図表 46 住まいに関する相談窓口等の設置の実施有無(N=257)



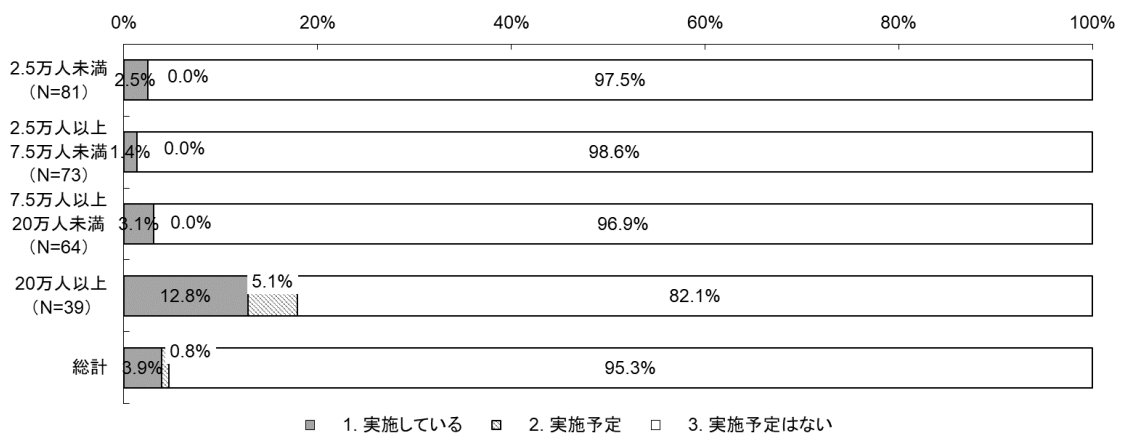
図表 47 見守り等の付随サービスの実施有無(N=257)



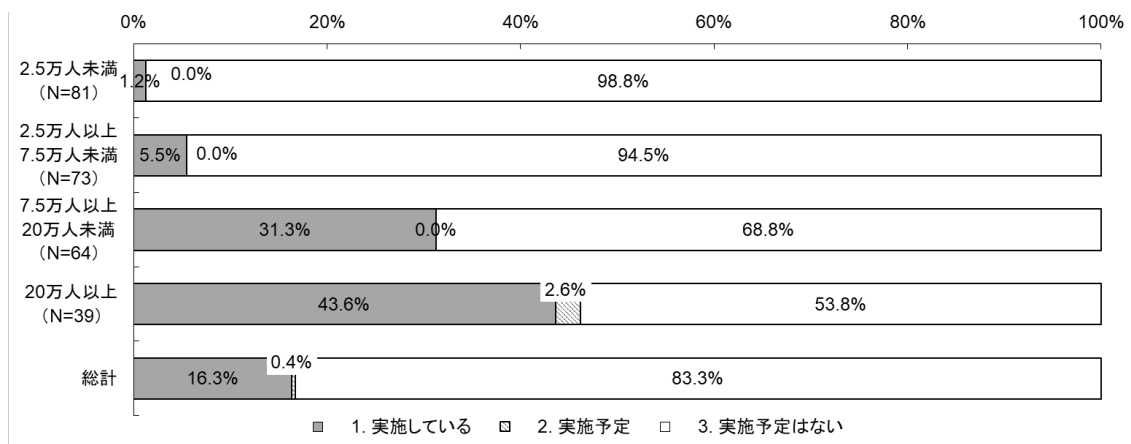
図表 48 貸し手(賃貸人)へのマッチング支援の実施有無(N=257)



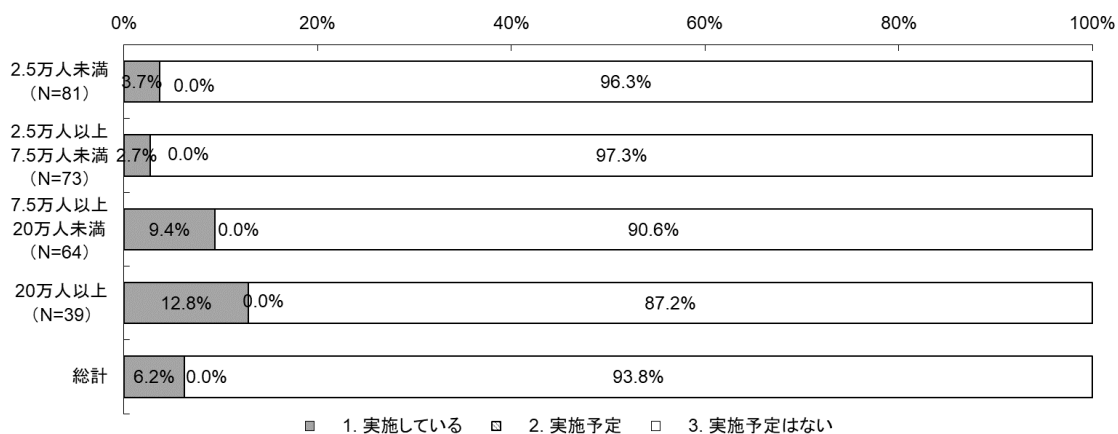
図表 49 貸し手(賃貸人)への経済的支援の実施有無(N=257)



図表 50 借り手(賃借人)への家賃・保証に関する支援の実施有無(N=257)

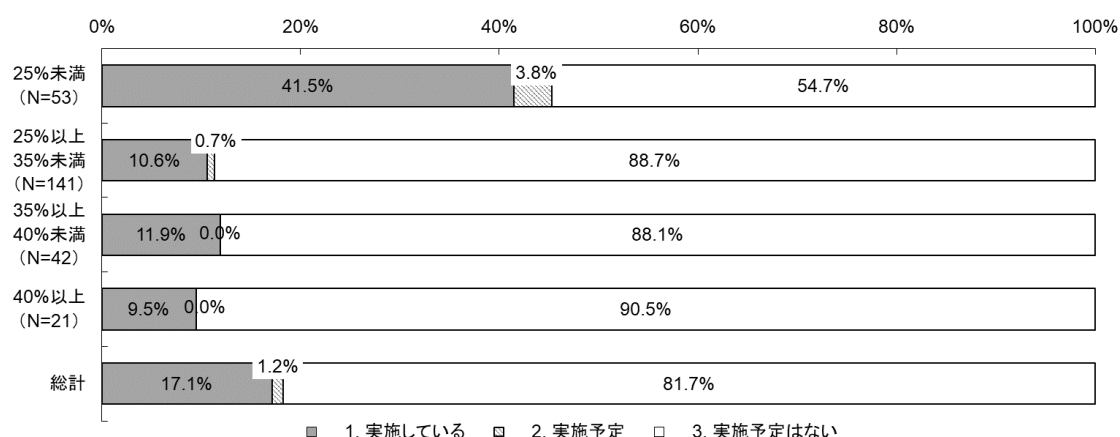


図表 51 その他の実施有無(N=257)

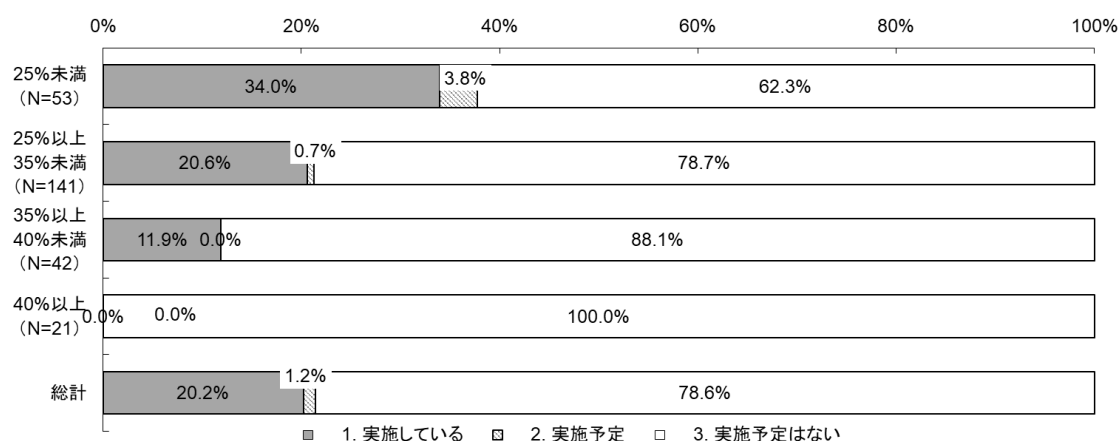


参考)高齢化率別居住支援実施状況の詳細

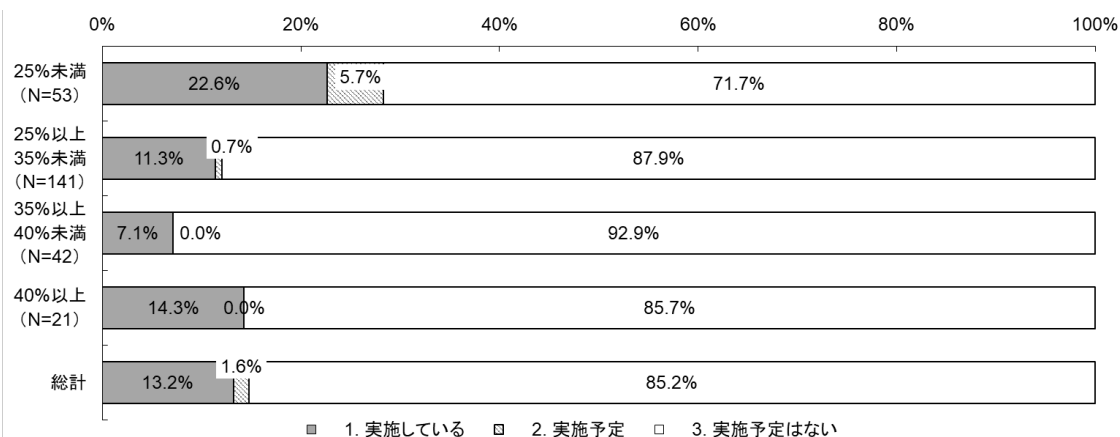
図表 52 庁内住宅部局等との連携による施策検討・実施などの実施有無(N=257)



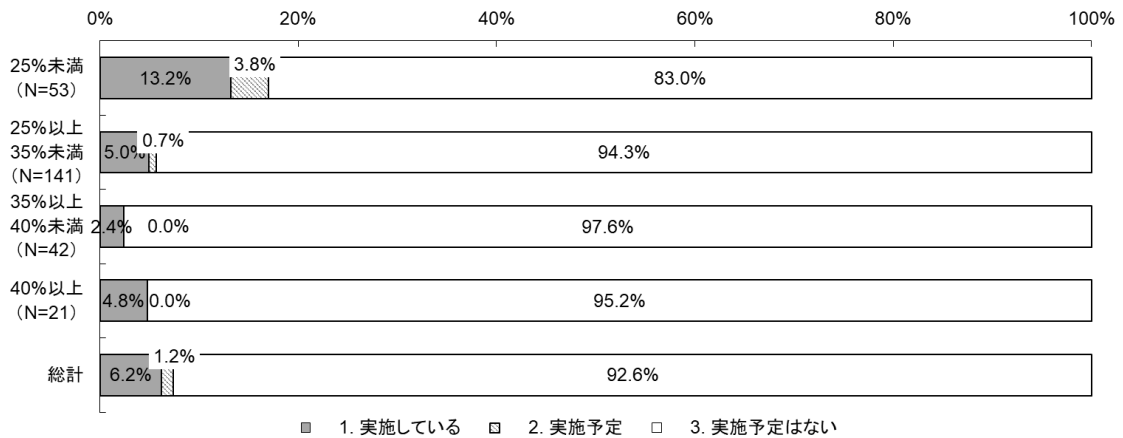
図表 53 住まいに関する相談窓口等の設置の実施有無(N=257)



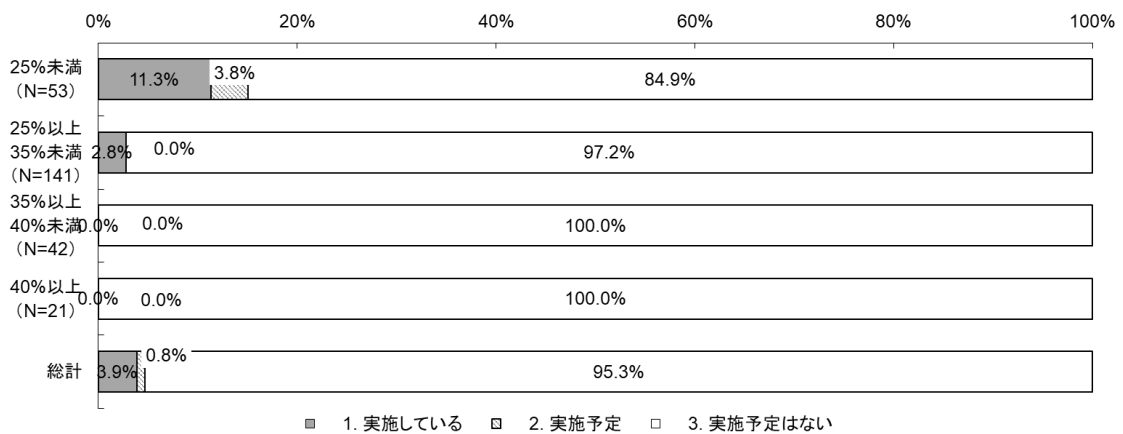
図表 54 見守り等の付随サービスの実施有無(N=257)



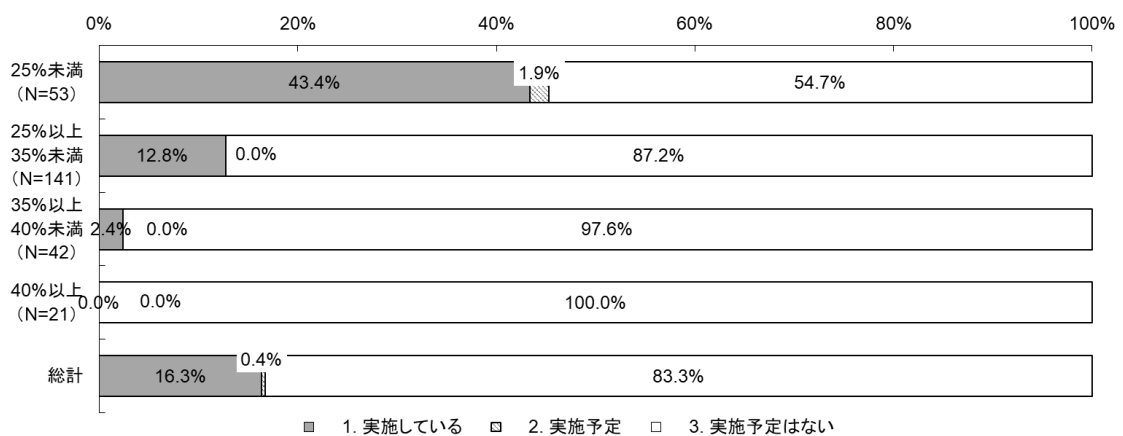
図表 55 貸し手(賃貸人)へのマッチング紙片の実施有無(N=257)



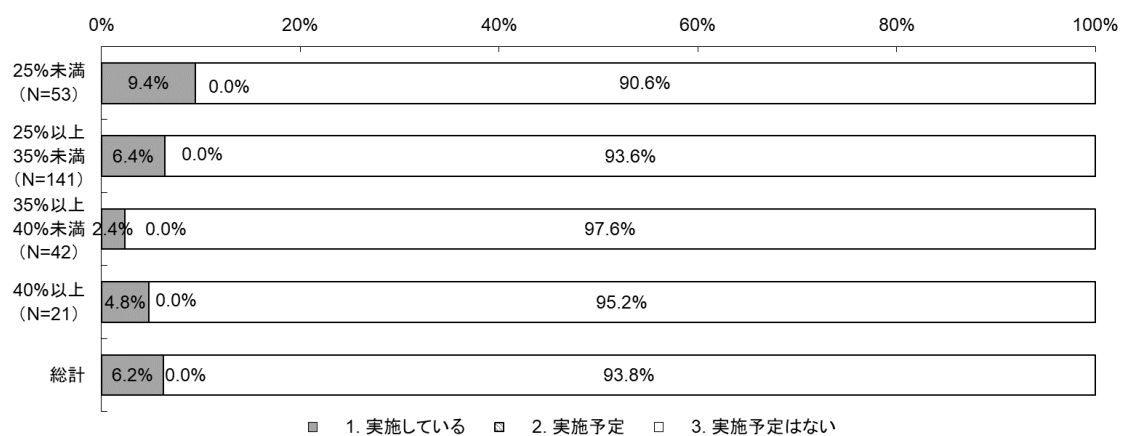
図表 56 貸し手(賃貸人)への経済的支援の実施有無(N=257)



図表 57 借り手(賃借人)への家賃・保証に関する支援の実施有無(N=257)



図表 58 その他の実施有無(N=257)



第3章

好取組事例ヒアリング調査

1-1 調査手法

(1) 調査対象

第2章で実施したアンケート調査の結果を基に、各取組について幅広い施策を展開している市区町村を特定し、厚生労働省と協議の上で、ヒアリング先を選定した。対象を選定した後、10月初旬～2月上旬にかけてヒアリング調査を実施した。

調査対象は次表の通りである。また参考までに各市区の基礎情報を一覧表化する。

(2) 調査方法

各自治体福祉担当者に対するヒアリング調査。

(3) 調査期間

令和元年11月19日から令和2年2月4日。

(4) 調査内容

農福連携、移動支援、居住支援それぞれについて、各市区町村が実施してきた取組の詳細を調査した。主要な調査項目としては、取組経緯、取組内容、課題や実施時の工夫・ポイント、今後の展望などを聴取した。

図表 59 調査対象とした8市区とヒアリング調査実施時期

#	分類	市区名	年月日	都市規模	ページ
1	農福連携	新潟県上越市	令和元年12月9日	一般市	43
2	農福連携	栃木県足利市	令和元年12月19日	一般市	52
3	移動支援	長野県松本市	令和元年11月19日	中核市	57
4	移動支援	神奈川県秦野市	令和元年11月20日	一般市	66
5	居住支援	神奈川県川崎市	令和元年10月4日	政令市	76
6	居住支援	東京都豊島区	令和2年2月4日	特別区	82
7	居住支援	東京都板橋区	令和2年2月4日	特別区	88
8	居住支援	埼玉県さいたま市	令和2年1月21日	政令市	94

図表 60 調査対象とした 8 市区とヒアリング調査実施時期

	取組上の課題など克服した点	工夫・ポイント
新潟県上越市 P.43	✓ 通年の取組として飽きさせない仕組みづくりが必要 ✓ 水田の管理など、農作地の維持が困難	✓ 稲作以外にも、野菜等の栽培を通じ、通年で作業が発生するよう計画を策定 ✓ 農業に関する知見を有している世話役に協力をいただいて取組の運営補助を依頼
栃木県足利市 P.52	✓ 農作物をつくるだけでなく社会参加のきっかけにどうつなげていくのか仕組みが必要 ✓ 移動販売車の効果的な運用方法の確立	✓ 老人クラブや畑サロンのような地域コミュニティの形態を取り、利用者に社会参加の機会を付与 ✓ 利用者宅の玄関先まで訪問・積極的に世間話の時間を設けるなど、利用者に受け入れられやすい形でサービスを提供
長野県松本市 P.57	✓ 地域住民にも責任の一部を負担してもらう仕組みづくり ✓ 地域支援の方法論の模索	✓ 公共交通機関、ボランティアの活用による交通空白地域の解消 ✓ 地域づくりセンターなど行政と地域住民による移動支援の仕組みの形成
神奈川県秦野市 P.66	✓ 事前の地域ニーズの正確な把握 ✓ 民間事業者との事前調整を通じた非営利での移動支援の形づくり	✓ 地域住民の手によるニーズ把握と車輛の運行管理 ✓ 既存の民間事業者の営業に差し障りのない地域の丁寧な選定と取組に関する事前協議の実施
神奈川県川崎市 P.76	✓ 地域住民への適切な情報提供と相談体制の構築 ✓ 家主側への行政サポートの提供	✓ すまいの相談窓口はやくより設置しており、外国人、高齢者などの住宅確保要配慮者への対応スキームを構築 ✓ 家主のサポートだけでなく、契約可能性の高そうな物件を有する居住支援法人に利用者を連携
東京都豊島区 P.82	✓ 家主側への行政サポートの提供 ✓ 居住支援団体登録制度による人手不足の解消	✓ 家賃債務保証、残置物処理・安否確認を行う団体と協定を締結するなど、家主の抵抗感を払しょく ✓ 居住支援団体に対し区が法人指定をすることで、団体の信頼性を担保する代わりに、支援団体の人手を利活用
東京都板橋区 P.88	✓ 居住支援関係者が集まりやすい、プラットフォームとしての居住支援協議会の設立 ✓ 協力的な居住支援法人による人手不足の解消	✓ 居住支援におけるステークホルダーのアクセス先を居住支援協議会に集約化・明確化することで取組の進展が加速 ✓ 協力的でネットワークが軽い居住支援法人と信頼関係を構築
埼玉県さいたま市 P.94	✓ 居住支援協議会の設立に向けた協力の取り付け ✓ 関係者を巻き込んだ居住支援の形づくり	✓ 庁内の連携を促すために情報交換をする会議体を設立 ✓ 職員の声掛けを通じた官民連携による協議の場を設立

1. 新潟県上越市

■新潟県上越市の基本情報

図表 61 新潟県上越市の基本情報(令和元(2020)年 1 月 1 日時点)

面積	973.3 km ²
総人口	193,275 人
世帯数	75,538 世帯
合計特殊出生率	1.56 (H28)
高齢者人口 (高齢化率)	60,965 人 (31.5%)
高齢者要支援・要介護認定者数 (認定率)	12,139 人 (20.3%、H28)

出所) 上越市公開情報より NRI 作成

■農福連携をはじめたきっかけ

上越市の農福連携は、高齢部門と障害部門とで、それぞれ分かれて実施している。そもそものきっかけは、障がい者が農業を体験することにやりがいをもったり、自分の役割を得ることによる自己肯定感の向上といった効果があるということで、障害部門から着手した取り組みが展開されている。一方、高齢の方は、上越市内の医療機関から調査研究の形で、稲作ケアに取り組みたい旨の話を受けたことに端を発する。詳細は後節に譲るが、上越市内の川室記念病院において、東京都健康長寿医療センター研究所の精神科の医師とともに事業に着手し、認知症患者を対象とした農福連携を開始した。

■農福連携に関する取組内容

上越市内では、大きく下記の 3 つのタイプの取組が存在している。それぞれの取組について以降で詳述する。

- ①稲作を中心とした認知症患者向けの取組
- ②花木栽培による高齢者・認知症患者等の支援を目的とした取組
- ③通所介護事業所などでの花木・農作物栽培の取組

①稲作を中心とした認知症患者向けの取組

東京都健康長寿医療センター研究所が上越市内で実施したとする農福連携に関する研究テーマは、認知症の新たな認知症対策プログラムを作成することに主眼をおいたものであった。オランダなどの先進国では、高齢者の入所施設併設でマーケットを作る取組なども進んでいるということで、オランダでの取組などを日本版に改めて着手しようとしたものであった。日本であれば、代表的な農業であると同時に、生活や文化に根差した営みということで、稲作を切口とすれば定着しやすいのではないかということで、稲作ケアに着手した。上越市では、平成28年度から川室記念病院が中心となって取組を進めているが、直近では高田西城病院も参加している。

令和元年度の取組は、毎週火曜日の午後に定例（約2時間）という形で病院の中の集会室を活動拠点としている。稲作ケアで使用する苗などは、近隣の農家からの寄付で調達している。稲作ケアを開始した直後は、年間を通じて稲作のみに着手し、作業が発生しない冬季は町内の神社で豊作祈願や、次年度の計画策定などを行っている。秋など収穫期には、町内会館や病院で収穫祭を開催している。農作業だけでなく、一連の文化的な行事を通じ、日付単位での時間感覚は難しいが、季節単位での時間感覚を維持することへの期待もある。なお、近年では、合鴨農法なども取り入れるなどして無農薬での稲作に取り組んでいる。

また、稲作が軌道に乗った年度からは、参加者から収穫物でバーベキューや、簡単な宴席をもちたいという希望を受けて、お漬物やおつまみにするための野菜づくりも展開した。たとえば、枝豆、きゅうり、なす、ピーマン、トマト、サツマイモなどの栽培にも着手した。このようにして、稲作の場合に発生する水田の様子見をなくし、通年で何かしらの農作業ができるように取組上の配慮を進めている。

図表 62 上越市・川室記念病院で実践されている稲作ケアの様子



出所) 東京都健康長寿医療センター研究所 宇良・岡村氏提供資料

②花木栽培による高齢者・認知症患者等の支援を目的とした取組

このほか、川室記念病院では、過去にリハビリテーションで使用していた畑を再利用する形で平成 22 年からひまわりを栽培している。この取組は、同病院が障がい者のサポートを目的に立ち上げた社会福祉法人上越つくしの里医療福祉協会つくし工房が中心となり進められている。なお、つくし工房は、主に就労移行支援事業や就労継続支援 B 型事業を展開しており、その一環としてひまわりの栽培・加工に取り組んできた。

現在では、周辺の休耕地のほか、県道沿いの盛り土を利用して 20 万本ほどのひまわりを栽培している。平成 23 年度からは、越後ひまわり祭を開始しており、一連の活動は、種まき、ひまわりオイル販売、ひまわりクッキーや種等のお土産づくり、つくし工房製品の販売等に至っている。なお、つくしの里では、障がい者一人一人にあった就労機会を確保し、農作物の生産、加工、販売による働くことのいきがいを感じてもらうことも目的のひとつとしている。

図表 63 ひまわりの植栽と取組を通じて作られた加工品



出所) 上越つくしの里医療福祉協会

ひまわりオイルを自前でつくって販売する試みにも着手している。このため、合同会社越後つくしの里（ひまわりサポートソーシャルネット）を設立し、一連の取組を進めている。当初は、栽培していたひまわりの種を搾油するために、ひまわり油をつくっている長野県富士見町の施設に搾油を依頼してきたが、搾油の費用も嵩むことから独自産業にして採算ベースに乗せるために上述した会社設立に至った。将来的には、参加者にも売上や利益をあげることをひとつの目標として、意識的に取り組んでもらおうとしており、今後はネット販売も視野に入れた取組を展開しようとしている。搾油施設の設立に当たっては、農林水産省の農山漁村振興交付金を活用している。

なお、つくし工房では、別の農家から委託された業務（草刈りや田んぼの苗箱を洗う、キャベツ畑の管理のお手伝いなど）も実施している。こうした取組を通じて、参加者の体力の向上や睡眠の質の向上、判断力の向上や、コミュニケーションの改善につながったというアンケート結果も得られている。こうした取組は参加者にも好評で、楽しかったという理由で参加者が口コミで増えているとのことであった。

③通所介護事業所などでの花木・農作物栽培の取組

上越市内の、通所介護事業所などでは、以前より身近な農業を取り入れ、花や農作物を育てている。

■農福連携の担い手

上越市の稲作ケアは、上述した通り医療機関で実践された取組からスタートしたものである。上越市では、認知症の講演会を年に一度開催するなど、稲作ケアの周知を進め市民ボランティアに登録制で来てもらっている。また、地域の中で農業に精通している方やサロンに参加している元気な高齢者、認知症当事者の家族などにも参加を呼びかけ、総勢 10 名ほどに協力してもらっている。このほかにも稲作ケアに参加しているデイケアやグループホーム側からも職員が運営補助という形で参加している。なお、行政も人的に支援をしたり、稲刈りに行ったり、イベントの企画・運営支援を実施していた。

なお、聞き取り調査の中では、実際の運用に関連し、次のような意見も得られた。認知症患者にボランティアがついているのが望ましい。医療機関が関わるのであれば、認知症 3 から 5 人にボランティアが 1 人つく形でも間に合うかもしれないが、医療系の専門職がいな場合は、むしろボランティアを手厚くした方が運営的には望ましい。統合失調症等の場合は、ボランティアは少なくとも可能という意見があった。

■農福連携の参加者像

①の稲作ケアについては、令和元年度は、毎週火曜日の午後に定例で開催しており、病院や近隣のグループホームの利用者など、対象者の方のみで多くて 20 人ほどが集まっている。

初年度は 8 名の MCI¹（軽度認知障害）、認知症患者を対象に事業を進めた。稲作ケアの利点として、年間を通じた取組を行うことができることや、患者が昔から慣れ親しんだ作業を再現してもらえることが効果につながっている可能性がある。男性が 7 名、女性が 1 名で認知度が軽めの方に適したサービスで、上越地域において本取組に携わる関係者は、男性の方が本取組に関心を示しやすい点に言及していた。通いの場としての機能も認められ、参加者が同じ目標を共有していること、取組としての連続性などが継続率・参加率の向上につながっている可能性も高い。年度ごとの継続率が高く、8 割越えの方が毎年参加している。実際、取組の途中で脱落してしまった利用者は持病の悪化など、すべてやむを得ない理由に拠る。

なお、②花木栽培による高齢者・認知症患者等の支援を目的とした取組については、種まきなど人手を要する部分については、イベント的な開催となっており、最大で 170 名近い参加者、賛同企業 21 団体の協賛を得ている（令和元年度実績）。通常時の畑の管理には、都度 10 名ほどが参加している。

図表 64 ひまわりの種植えイベントの様子



出所）上越つくしの里医療福祉協会

■取組の評価方法について

定量的なデータに関しては、研究対象になっている方、全員に対し、ご本人の同意を得た上で、具体的な検査項目として MMSE²、うつ、血液検査、診察のデータを取っている。本

¹ MCI : Mild Cognitive Impairment の略。軽度認知障害を指し、日常生活において周囲に影響を及ぼすほどの支障をきたすほどではないが、認知症と正常な状態の間に位置づく状態のこと。

² MMSE: Mini-Mental State Examination の略。精神状態短時間検査を指し、10～15 分程度の短い時間で認知機能の障害があるかどうかを調べる検査のこと。

取組を中心となって進めている東京都健康長寿医療センターの研究グループ（宇良研究員・岡村医師）では、認知機能や精神的健康を評価しようと試みている。効果については後述するが、農福連携を通じて認知機能を向上させることは難しいが、精神的健康観の改善において成果が得られている。

なお、聞き取り調査の中では、評価の仕方は工夫をしていくことが求められており、定量指標として、QOL を指標にしていくことの重要性についても述べられていた。生活感や暮らし方が、質を高く向上していくこと、ポジティブにつながると良い点や、認知症患者の評価に際し WHO では健康度を用いた評価が為されている点についても言及があった。具体的には、認知症患者の評価にあたり MMSE だけでなく、幸せを感じながら生活を継続できるのかなど、インタビューを通じた質的調査を導入することも検討すべきという意見があった。あわせて、認知症は評価尺度の限界に達してきており、評価手法は要検討ではあるが、社会的参加度などの可視化、一般の高齢者が加齢とともにどう変化していったのか、生活状態をただしく把握し歯磨きや友人、食生活、洗顔の状況など、日常生活動作がどう変化していったのかといった点を把握することの重要性への言及があった。日常生活における機微な変化を捉えていくことも重要で、こうした生活の変化を評価できればなお良くなると関係者は述べていた。

図表 65 農福連携の質的・量的な評価

出席率が高く精神的健康が回復した

Case	年齢	性別	教育年数	稲作経験	診断名	CDR	出席率 (%)	MMSE (点)		WHO-5-J ¹² (点)		うつ (+/-)	
								事前	事後	事前	事後	事前	事後
C1	66	男	12	有	AD	1	84.0	18	18	23	24	-	-
C2	66	女	9	有	VD	1	92.0	23	24	18	23	-	-
C3	62	男	9	有	特定不能	1	100.0	21	25	9	17	+	-
C4	82	男	9	無	VD	1	96.0	14	19	22	22	-	-
C5	66	男	9	有	MCI	0.5	100.0	24	26	25	25	-	-
C6	72	男	9	有	VD	1	100.0	27	27	24	25	-	-
C7	66	男	12	有	AD	3	92.0	NC ¹⁾	NC	4	NC	+	NC
C8	66	男	12	有	MCI	0.5	80.0	27	24	9	20	+	-

※NC:実施不能

※Wilcoxonの符号付順位検定で有意差あり (p=0.042)

Ura C, et al.: Rice-farming care for the elderly people with cognitive impairment in Japan: A case series. International Journal of Geriatric Psychiatry, 33:432-437, 2018.

宇良王扶樹：認知機能障害をもつ高齢者の社会的包摂の実現に向けた農業ケアの開発：稲作を中心としたプログラムのフィジビリティの検討 日本老年医学会雑誌, 55(1):106-116, 2018.

参加者・職員の満足度も高かった

参加者の主観的な満足度が高かった。

「毎週楽しみ」

「グループホームでも話題にする」

「来年もぜひ参加したい」

参加者に仲間意識・役割意識が芽生えた。

「皆に会うのが楽しみ」

「来年もこのメンバーでやりたい」

「ここに来ての以上は何かやらんといけんから」

社会参加促進効果・対象者への再評価。

「外で活動する機会が得られた」

「同年代の人と交流できた」

「本人が自信を持てる居場所を持てるのは良かった」

「この人はこんなことができるとわかった」

参加者・職員の満足度も高かった

- ▶参加者の主観的な満足度が高かった。
 - 「毎週楽しみ」
 - 「グループホームでも話題にする」
 - 「来年もぜひ参加したい」
- ▶参加者に仲間意識・役割意識が芽生えた。
 - 「皆に会うのが楽しみ」
 - 「来年もこのメンバーでやりたい」
 - 「ここに来ている以上は何かやらんといけんから」
- ▶社会参加促進効果・対象者への再評価。
 - 「外で活動する機会が得られた」
 - 「同年代の人と交流できた」
 - 「本人が自信を持てる居場所を持てるのは良かった」
 - 「この人はこんなことができるかとわかった」

出所) 東京都健康長寿医療センター研究所 宇良・岡村氏提供資料

■本取組で得られた効果

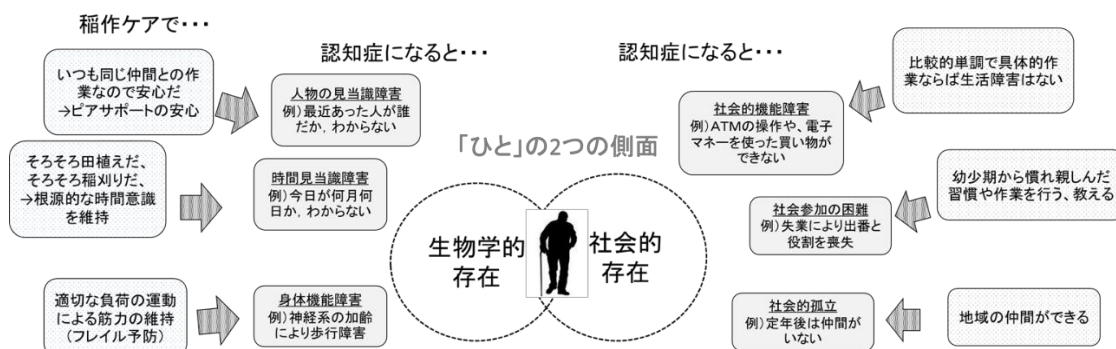
取組を開始してから 5 年近くが経過しており、定性的には農福連携に携わることの効果があることもわかってきている。また、物忘れやできなくなることはあっても、いざ現場でやろうとすると身体が動いていく、他人にものを教えることにも認知症の症状を抑制する効果がある可能性が示唆されるなどしている。実際、身体が経験を覚えており、昔からの知識もあるので、参加者も抵抗なく取組に参加できている。身体が覚えていることが、自分に

できることを自覚させることにもつながっており、自己肯定感の回復にも一定の効果がある。

前述の通り、農福連携には MMSE の悪化（認知機能の低下）を抑制する効果が見られる一方で、冬場など稲作ができない間に認知機能やその他の改善項目も、作業をやめることで元に戻ってしまうことも確認できている。上越市で取組を進める東京都健康長寿センターの宇良医師及び岡村医師たちのグループでは、プログラムとしての完全性を持たせるために冬に取り組める仕組みを設けることの重要性を認識し、冬季は別の作業を発生させるなどして、効果の持続性を高めようと試みている。

市の担当者は、地域の方からはものすごく感謝されている取組のひとつで、これまで交流がなかった地域住民との間に会話が生まれている。たとえば、地域や市外からの転入者とのコミュニケーションの活発化につながっている。こういうことがきっかけで、自治会に農福連携の運営補助のお願いすることで地域の活性化、協力関係の構築が進んだと述べていた。

図表 66 農福連携・稲作ケアのもたらす効果



出所) 東京都健康長寿医療センター研究所 宇良・岡村氏提供資料を NRI にて加工

■農福連携の実施に伴った課題・懸案事項

稲作ケアの良いところは一年を通じて取組を進めることができることであるが、その一方で水田の管理が大変なので、他の地域へ横展開することは容易ではない。日々の水田管理や、低予算・非営利であるため通常の水田ほど経費のかかる農薬は使えない。見えないところで、関係者への協力要請や実際の水田管理にかなりの負担がかかっている。経費をかけられない分、協力者を集める必要がある。

また、参加者確保という点では、そもそも認知症患者に農業ができるのかといった意見も多く、家族の同意をとることに難航したという。量的な側面で評価を実施するにも実験参加者の確保がそもそも難しいといった評価の難しさについても意見もあったとのことである。

図表 67 稲作ケアで使用している田畑(冬季)と世話役の方



出所) 東京都健康長寿医療センター 提供資料

■農福連携に関連する取組の立ち上げ時の工夫・留意事項

取組を実践する際の留意点として、参加者と運営側では視点が異なる点について言及があった。稲作ケアを参加者にとってのいきがいとして、役立ててもらうことが大切な一方で、ケアの視点を忘れないよう意識することが重要である。

また、農福連携の実施に当たっては、農地の確保についても一つの課題と言える。上越市では、病院関係者が保有していた農地を活用しているほか、近隣の農家が、家族の高齢化が原因で畑の管理ができなくなってきたことで、農福連携の取組に対し、農地の無償貸し出しなどの申し出が出てきたことで、農地に困ることはなくなっており、むしろ当初よりも利用できる農地が増えている。

なお、プログラムの検討を中心的に進めている東京都健康長寿医療センターの宇良・岡村医師らは、他の地域の取組を例に、独居、老老世帯が多い高島平地域では、高島平ココからステーション³を設けてカフェ機能をもたせてコミュニティの活性化を促そうとしていることなどを、工夫として例示していた。今後は、月に1回ミニ講座という形で人が集い、みんなで一緒に取り組める共通の目標を拠点と一緒にセットで持ってもらうような取組・地域づくりを進めることが望ましいとのことであった。

■農福連携に関連する取組のポイント

高齢者の方が有する豊富な知識や知見をうまく活用させてもらうことが大切である。また、20～30代の若手世代と高齢者を組み合わせると、物事が円滑に進みやすいと良い現場の意見もあり、専門的知見を伝承していくという形をつくれることが農福連携の取組を奏功させるポイントである点を指摘する声もあった。

このほかにも、農業指導を担ってくれる世話役の方の存在も農福連携の取組を運用していく上では重要である。経験のある方であれば、どこが重要で、逆に手間をかけずとも良い作業を見極められるため、肝心なところだけチェックしておけばそこまでの負担感にはな

³ 高島平ココからステーション: <https://ja-jp.facebook.com/t.cocokara.st/>

っていないとも市の担当者は述べていた。他の地域でも同様に展開しようとするのであれば、こうした農業指導に携わる人材が必要である。上越市の場合は、農業指導にあたったボランティアの方が、元々川室記念病院に勤めていたこともあり、患者理解と農業理解の両方を兼ね備えていた。こうした人材を地域から発掘してくることも重要と言える。

2. 栃木県足利市

■ 栃木県足利市の基本情報

図表 68 栃木県足利市の基本情報(令和元(2020)年 1 月 1 日時点)

面積	177.8 km ²
総人口	148,792 人
世帯数	66,599 世帯
合計特殊出生率	1.47 (H28)
高齢者人口 (高齢化率)	46,809 人 (31.5%)
高齢者要支援・要介護認定者数 (認定率)	7,183 人 (15.7%、H28)

出所) 足利市公開情報より NRI 作成

■ 農福連携に関する取組内容

足利市は栃木県南西部にある、人口 15 万人程度の市である。都心と比較した際に、土地や花壇を持つような施設が多く、農福連携に着手しやすい地域であった。足利市では、農福連携の萌芽とも言える事例がいくつか存在する。主に下記 2 点の取組について、以降で詳述する。

① 介護事業所などでの花木・農作物栽培の取組

② JA(農業協同組合)による食料移動販売車の取組

① 介護事業所などでの花木・農作物栽培の取組

足利市には、施設内の花壇や近所の畑を用いて、園芸を実施している介護施設が存在する。実施している介護施設は、要介護度の低い、自立の方が比較的多い民設民営の養護老人ホーム(24 時間介護体制の一般型特定施設入居者生活介護)である。この施設における取組においては、施設入所対象者を決めるプロセスのみ足利市が担当している。なお、この施設は、平成 28 年に開所した比較的新しい施設であり、施設を運営する事業所は法人内で農福連携の取組を立ち上げた。開所後すぐに活動を開始しているため、取組としては既に 3 年程度が経過している。

利用者規模としては定員 70 床に対し、60 人強となっており、園芸部に参加する利用者は 10 名前後で、定例の水やりなどは 2、3 人が当番制で行っている。

取組の形態としては、いわゆる老人クラブのようなものに近く、利用者に趣味の活動を行っており、夏野菜や春野菜などの栽培も行っている。収穫物は販売するだけでなく、たとえば畑で栽培したネギなどは、薬味として用いるなど、自分たちで調理食材として利用している施設もある。

園芸部で利用する農地は 20~30 坪の家一軒程度の敷地で、農作業で使うような畑を借り

て実施しているというわけではなく、健康状態が悪化し農業が営めなくなった近隣住民の方から、施設近くの空き農地を無償で借り受け利用している。

施設が園芸活動を始めた理由は、入居者の方に生活サイクルを整えてもらうことであった。利用者の中には不摂生な生活の方も多く、この園芸活動を通じて健康的な生活リズムづくりに役立ててもらえるのではないかと、という狙いである。

取組について述べると、まず施設側で厳密に活動時間を定めて実施している活動ではなく利用の自由度は高い。たとえば、花への水やりなどを利用者が自ら積極的に行うこともあるなど、利用者自身の庭のように利用することもできる。

施設では認知症カフェも開催されており、一部の収穫物はそこで販売されている。販売された分については施設利用者に還元される仕組みとなっているとのことである。

図表 69 養護老人ホーム園芸部の取組の様子



出所) 足利市提供資料

② JA(農業協同組合)による食料移動販売車の取組

足利市は、平成 29 年 6 月に JA 足利と「地域活性化に関する包括連携協定」を締結し、足利市内 22 地区のうち、大型のスーパー等が存在しないような中山間地区 4 地区（北郷・名草・三和・小俣地区）を対象に、移動販売車「あんあんぐるりん号」の運行を開始した。名称の「あんあん」とは、安全・安心に由来しており、JA 足利の新鮮野菜直売所の名称でもある。買い物に不便をきたしている方への支援を主目的としている。なお、この 4 地区が選ばれた理由としては、組合員からの要望が特に大きかったことが背景にある。当初巡回を見込んでいなかった町内からも利用希望の問い合わせがあり、運行開始からの 3 カ月間で

移動販売車の利用登録件数は 60 件程度まで増加し、令和元年 12 月末時点ではおよそ 100 件の登録がある。巡回ルートは順次拡大予定とのことである。なお、移動販売車は中山間地で小回りが利くよう、軽トラックを採用している。

あんあんぐるりん号の訪問頻度は、各家庭平均して週に一回程度であり、自宅の前まで移動販売車が来る仕組みである。火曜日に北郷・名草地区、水曜日に三和地区、木曜日に小俣地区、というように曜日によって巡回する地区が決まっており、利用者は訪問の際に次の訪問希望日を予め伝えるような、予約制の形態をとっている。足腰が不自由な方にとっての利便性は勿論のこと、販売員と世間話ができる点についても好評である。

なお、移動販売車の利用者層は、70～80 代の高齢者が多く、1 日あたりの利用件数は 20 件程度で、3～4 万円前後の売上がある。利用者登録料は無料であるが、商品の単価は若干の手数料を上乗せした価格設定となっており、取扱商品は、JA 足利の新鮮野菜直売所「あんあん」の店頭に並ぶ商品が中心である。野菜や果物、肉、魚などの生鮮食品に加えて、乳製品や加工食品、日用品なども販売している。

一方で、移動販売車による物販事業は、なかなか採算の取れるような事業ではない。利用者の強いニーズがあるため事業として継続してはいるものの、一軒一軒玄関先まで訪ねるため巡回に時間を要するほか、販売車の積載商品には限りがあることから採算が厳しく、今後、事業として継続していく上での課題は山積みである。

図表 70 あんあんぐるりん号の外観



出所) JA 足利 公開資料

■農福連携の担い手

足利市では、上述した通り養護老人ホーム施設などの事業所で実践される取組が主である。明確に農福連携ということを意識して取組を始めている、というよりは、利用者が園芸農法に参加することが、メンタルヘルスの改善や認知症予防に良い効果をもたらす、ということを見聞きして取り入れている事業者が多い。

また、必ずしも主体は介護事業者ばかりではなく、老人クラブで月に一度、花壇に花を植えるような活動をしているコミュニティがあったり、農地を所有している高齢者がその土地をシェアする形で、地域住民と区分けして野菜を栽培し、農作物を買いに行けない高齢者に配ったり物々交換をするような畑サロンのようなコミュニティが存在するなど、形態は多岐にわたっている。

■農福連携の参加者像と取組による効果

① 介護事業所などでの花木・農作物栽培の取組

園芸活動を通じて、利用者の中からは「不摂生な生活習慣が改善され、健康的な体形になった」「生活リズムが改善された」などの声が挙がっているという。園芸活動に参加する方の中には自立の利用者も含まれるが、いつも気軽に外出できる利用者ばかりではないため、施設の外に出ることができるイベントとして心待ちにする利用者も多い。部分的に農地を耕す作業など、可能な範囲で身体を動かすことで、その体験を楽しんでもらっているとのことである。

② JA(農業協同組合)による食料移動販売車の取組

食料移動販売車の巡回対象となる地域は、中山間地域ということもあり買い物弱者にあたる高齢者が多く住んでいる。先述の通り、利用者としては70～80代の方が多い。食料品を扱っているようなお店が近場にならないような地域である上に、家の前が坂道になっている高齢者宅も多い。坂の勾配も急で、足腰の弱い高齢者にとってはバス停まで歩くことすら難しいので、そういった高齢者の自宅の前まで移動販売車が来るメリットは計り知れない。

また、思った以上に好評なのが、販売員の方との世間話である。今まで引きこもりがちだった利用者が、販売員と話すために、家から出てきてくれるようになったという声が多く寄せられている。むしろ販売員との世間話こそが目的であり、話せないのであれば利用しないという高齢者の方までいたとのことであった。

■農福連携に関連する取組の課題

農福連携において、文字通り苗床となる農地の確保は一つの課題である。畑を貸し出したと考えている地主は、行政として想定していた以上に多いものの、その声をしっかり拾い上げる仕組みは整備されていないように思う。農福連携を普及させる上で、諸事情により使われなくなった畑を提供したい、という地域の声を農福連携へと結びつけるマッチングの

仕組みの実装が必要と、市の担当者は述べていた。また、取組の認知度を向上させることも必要である。今後、足利市としても PR 活動等の施策で後押しすることにより、高齢者と農地を農福連携という場で結び付けたり、あんあんぐるりん号のような移動販売車の事業者を誘致したりしていきたい、と市の担当者は述べていたが、先述した通り、移動販売車の事業自体は採算性が高いものではなく、持続的なサービスとするためにも何らかの工夫が必要と言える。

また、農福連携の一般論として、その効果を定量的に把握することが難しい。検証の方法についても今後何か策を講じていく必要がある。

3. 長野県松本市

■長野県松本市の基本情報

図表 71 長野県松本市の基本情報(令和元(2020)年 1 月 1 日時点)

面積	978.5 km ²
総人口	239,635 人
世帯数	105,278 世帯
合計特殊出生率	1.50 (H26)
高齢者人口 (高齢化率)	66,160 人 (27.6%)
高齢者要支援・要介護認定者数 (認定率)	12,224 人 (18.8%、H28)

出所) 松本市公開情報より NRI 作成

■移動支援をはじめたきっかけ

令和元年 11 月現在、松本市役所において移動支援を担当する課は 4 課存在している。交通安全・都市交通課、地域づくり課、福祉計画課、高齢福祉課の 4 課である。これら 4 課は当初から各課横断で移動支援に取り組むことを決めていたわけではなく、独立して取り組みはじめたという経緯がある。

交通安全・都市交通課は市全体の交通状況を追う中で、地域づくり課及び福祉計画課は住民との地域づくりのための対話の中で、高齢福祉課は免許を返納した高齢者が公共交通網の不整備が枷となり買い物ができないという課題感から、それぞれが移動支援に取り組み始めた。

■移動支援に関する取組内容

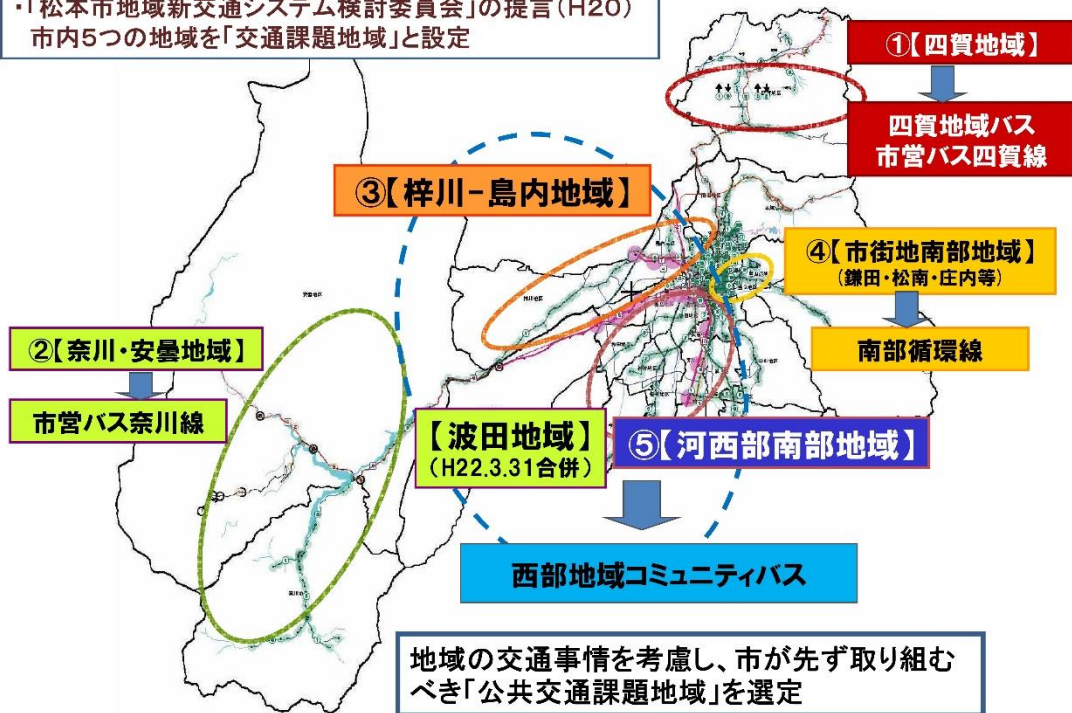
図表 72 松本市における移動支援

取組	利用料金	路線例	概要
①周遊バス「タウン スニーカー」	1 回乗車 200 円（1 部区画 150 円）、1 日乗車券 500 円（小 児半額）の均一制。 南部循環線は区間 制。	タウンスニーカー 東・西・南・北線 南部循環線	中心市街地の民間バスの減便 を市が補填し増便。
②西部地域 コミュニティバス	1 回乗車 210 円、 中高生 150 円、 小児・障がい者・福 祉 100 円パス券所持 者 100 円の均一制。	A 線（島内・新村線）、 B 線（新村・平田線）、 C 線（梓川・波田線）、 D 線（今井・村井線）、 E 線（平田・波田線）	郊外の交通空白地域を運行す るバス。運行は民間事業者に委 託し、車両購入・修理や赤字補 填は市が受け持つ。
③デマンドバス	大人 310 円、 小児・障がい者 100 円の均一制。	四賀地域バス	廃路線を市が引継ぎ、利用者の 事前予約に応じて運行する。
④地域主導型 公共交通事業 「地域バス」	大人 100～400 円 （路線による）、 小児・障がい者・福 祉 100 円パス券所持 者 100 円の均一制。	入山辺線、中山線、浅 間・大村線、ほしみ線、 波田循環バス	地域住民が協議会でルートを決 め運行。運行経費の 9 割は市 が補助金を出し、残り 1 割や赤 字分は住民が負担。
⑤プチ送迎車 ボランティア事業	利用会員の年会費制 （一部町内会補助）。 2,000 円/年・人。	新村地区プチ送迎	利用者宅と近隣のスーパーや 病院などドア・ツー・ドアで定 期便を往復させる。

図表 74 周遊バス「西部地域コミュニティバス」路線図

5 松本市内の5つの交通課題地域

・「松本市地域新交通システム検討委員会」の提言(H20)
市内5つの地域を「交通課題地域」と設定



出所) 松本市公開情報

松本市では、上図に示すように5タイプの移動支援を地域の中で実施している。

これらの取組は必ずしも高齢者の移動支援のみを目的として整備されているわけではない。たとえば、①の周遊バスなどは当然高齢者の移動支援だけでなく、観光客や地域住民全体を対象とした取組である。

①周遊バス「タウンズニーカー」

松本市には松本駅・松本城・あがたの森公園の三拠点を囲むように中心市街地が広がっており、この中心市街地を周遊する「タウンズニーカー」という呼ばれるバスが整備されている。「タウンズニーカー」は、民間事業者によって運営されており、30分に1本の間隔で計4本のコースが運行されていた。しかし運行会社の経営状況が悪化し、平成26年に4コースすべてを1時間に1本に減便した。

この周遊バスの減便と時を同じくして、中心市街地にイオンモールが新設されることが決定された。イオンモールへの買い物客の流入の副作用として、周辺地域に渋滞が発生する見込みが高いことがわかり、何らかの対策が必要ということになった。市内からも、さすがに中心市街地周遊バスが、1時間に1本というのは少ない、といった声もあがっていた。

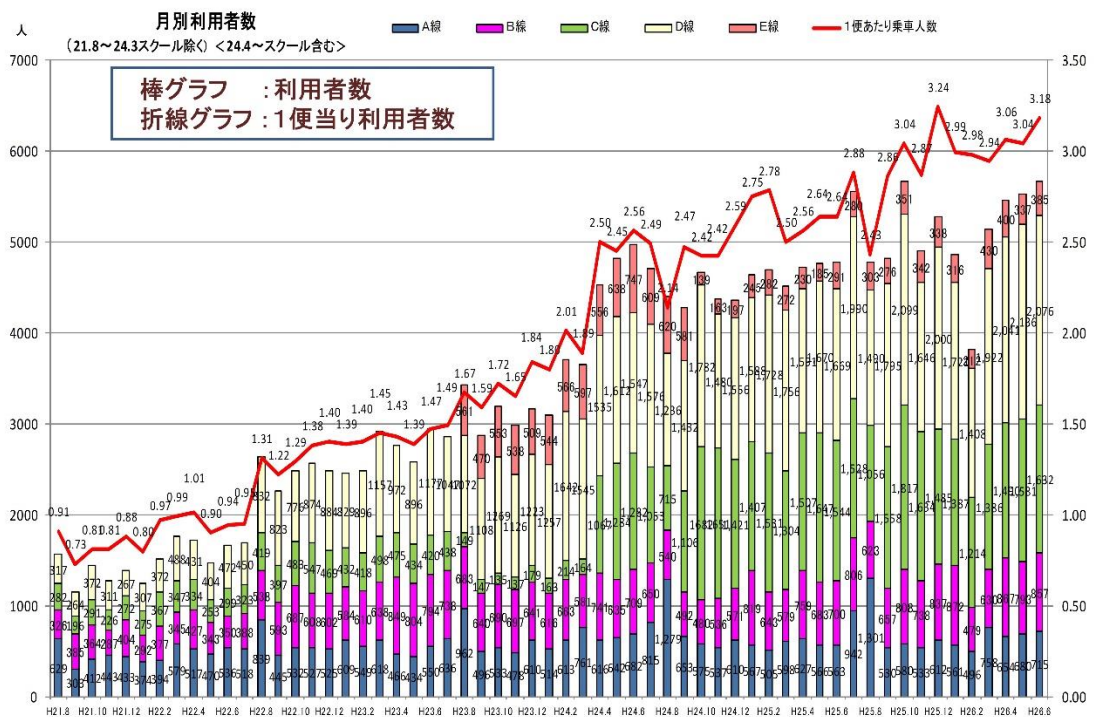
め、渋滞対策も兼ねて、平成 29 年より松本市が周遊バスに対して、財政支援を開始することとなった。

平成 30 年から東コースは 20 分に 1 本、その他の 3 コースは 30 分に 1 本に増便された。土日はさらに増便することとした。バスを増やす取組をしたところで利用者はばらけて乗車するだけではないか、イオンモールにそれほど人は集まらないのではないか、という反対意見もあった。増便後の平成 30 年度には、結果として利用者数は平成 28 年度の 3 倍に増える結果となった。しかし、現在でも収益面での課題は残っており、事業全体の赤字分である 7,000 万円を松本市が補填する形で運用されている。

②西部地域コミュニティバス

西部地域コミュニティバスは、平成 21 年 8 月より運行が開始された。事業主体は民間事業者であるが、車両購入・維持修理や赤字補填は松本市側が受け持っている。先述の周遊バスが松本市の中心街を対象としたコースであるのに対し、西部地域コミュニティバスは、駅やバス停から一定以上離れている「交通空白地域」を対象としているという点で大きく趣旨を異にしている。周遊バスが松本市の大動脈として想定されているのとは対照的に、この西部地域コミュニティバスは明確に交通弱者を対象としたサービスとして運行されているということである。

図表 75 西部地域コミュニティバスの利用状況



出所) 松本市公開情報

運行開始当初は利用者数が伸び悩んでおり、収益性が著しく低かったものの、運行事業者の協力のもと、OD（出発地－目的地）データの収集・分析をすることによってニーズにそった新路線へと見直した。また、利用者へのヒアリングや住民との意見交換会を通じて、利用者数が少なければ運行は継続できないことを伝えていくことで、地域住民に当事者意識を抱いてもらった。結果的に、運行当初の平成 21 年では 1 便あたり利用者数が 1 名以下だったのに対し、平成 26 年には 3 名を超えるまで増加している。

③デマンドバス

平成 22 年 10 月より松本市が過去廃線となったバスを引継ぎ、路線もそのままデマンドバスという形で、現在も運行している。

こちらは予約が 1 人でも入れば運行させるという形態を取っている。乗車希望便の 1 時間前までに市役所に電話で予約を入れ、乗降停留所を指定することで利用が可能となる。ルートについては、予約がなければ全く運行しない路線もあれば、路線の一部がデマンド対応となっており、路線の途中までしか運航しないという路線もある。

利用が平日限りということもあるのだろうが、そもそも利用がないが故にデマンドバスとしたという背景もあり、現状の利用はほぼゼロに近い。

④地域主導型公共交通事業「地域バス」

地域主導型公共交通事業、通称「地域バス」と呼ばれる取組も存在している。こちらも西部地域コミュニティバス同様、交通空白地域を対象としている。住民により協議会が結成されており、ルートや運行形態も含めた話し合いがなされた上で運行されている。この協議会には市の職員も参加しているが、あくまでアドバイザーとしての参加であり、基本的には地域住民が主体的に話し合いを進める。住民自らが交通手段を確保しようとする場合に、行政が計画段階から関与し、運行経費の一部を助成するという事業である。

路線数としては令和元（2019）年度時点で、5 路線が運行しており、3 路線は採算が取れず廃線となった路線の代替である。また、6 路線目についても新設の協議中である。

この地域バスは以前から制度としては存在していたものの、市からの補助金が 1 年間に 80 万円程度と限られており、1 日あたり 1、2 往復しか運行できていなかった。さすがに 1 日 2 往復では使い勝手が悪いということから補助金額を年間あたり 850 万円まで増額した。

地域バスの特筆すべき点は、補助金の支給に限度額が設定されている点である。補助金は最大で運行経費の 9 割（850 万円/年以下）として定められており、残り 1 割は地域バスの収益から支出されることとなっている。収益が運行経費の 1 割に満たなかった場合は町会費から賄われる。

このように運行経費の全てを補填しない背景には、実際に利用する地域住民に当事者意識を強く持ってもらいたい、という市側の思いがある。市が全てをお膳立てしてしまうと、住民のニーズに沿うような形にはならず、結局利用者数が伸びないのではないかという懸

念があった。

結果的に、5路線のうち町民負担が発生しているのは1路線のみであり、その1路線における住民の負担額も100万円以下となっている。数値目標の項目においても、利用者目標1便あたり2、3名に対し、平均5名程度を達成しており、路線として存続できるだけのニーズは存在する。出勤・通学など朝のピーク時にはさらに多くの利用者が集まり、9人乗りハイエースで運行していたら乗り切れないということもある。

一方で、町内会負担ということもあり、当該路線を利用しない町民も負担しなければいけないことに対して、コンセンサスを取ることが難しいという課題もある。この地域バスは、協議会設立段階から有志の市民が、市職員を巻き込んで活動を始めたことが、取組が奏功した際のポイントだったと市側は考えていた。

また、当時、1路線目の協議会設立の際は市側もすべてが手探りだったものの、路線数を重ねるごとに、住民への説明資料もパッケージ化されていくなどノウハウがたまってきており、現在ではスムーズに地域住民との意思疎通や、計画策定の支援をすることができるようになってしていると市の担当者は述べていた。

⑤ボランティアによる送迎「プチ送迎車ボランティア事業」

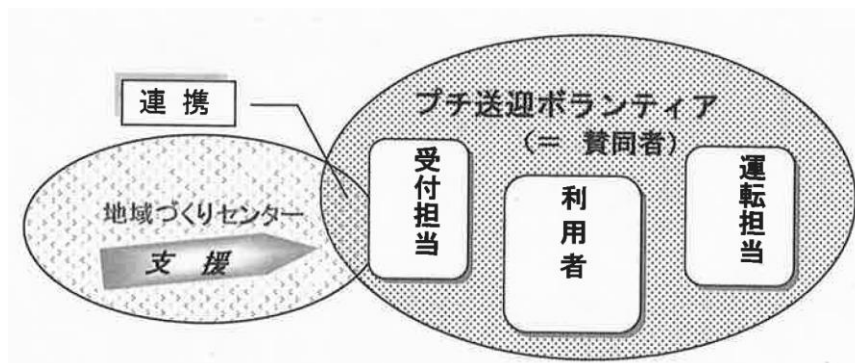
松本市では、平成27年からボランティア組織による送迎支援サービスも整備が進んでいる。「プチ送迎車ボランティア事業」という名称で、新村地区を中心に活動しており、会員は30名程度で、うち10名程がドライバー役を担っている。残りの会員は賛助会員という形で参加しており、利用はしないものの年会費を支払っている。本事業はこれらの会員が寄せる年会費2,000円によって運営されている。

図表 76 松本市新村地区の基本情報(平成 26 年 10 月時点)

人口	3,360 人
世帯数	1,270 世帯
高齢化率	32.1% (35 地区中 9 番目に高い)
高齢者の一人暮らし世帯数	69 世帯

出所) 松本市提供資料より NRI 作成

図表 77 プチ送迎ボランティア会員の登録者層



出所）松本市提供資料

元々は高齢者が移動手段に困っているという課題を抱える中で、民生委員を中心にこの活動が始まった。同時に、地域と松本大学が連携協定を結んでおり、地域づくりの為の課題解決を大学が支援しようとする取組でもあった。

まず実態把握のため、民生委員やボランティアが中心となり、松本大学の学生らの協力を得ながら、高齢者の方々からのヒアリングやアンケートを実施した。当初はコミュニティバスの利用を促したり、高齢者の自宅からバス停までの送迎を試みたりはしたものの、これだけでは高齢者が外出しやすくなるわけでもなく、利用者数の増加にはつながらなかった。その後の調査で、高齢者が自宅からバス停までの移動にわずらわしさを感じていることがわかり、送迎希望者宅と目的地間を結ぶ、「ドア・ツー・ドア」形式の移動体制に踏み切った。こうして、平成 24 年より週 2 回の定期的な運行計画を立てた上で、移動・外出支援サービスの提供を開始した。当初は代表者の自家用車を利用して送迎を行っていたが、市から補助金を受け、専用車両を購入し運行することとなった。

主な送迎先は近隣地区のスーパーや病院などが多いものの、適宜アンケートを実施し新規の送迎ルート開拓についても検討を進めている。

■効果測定のための指標設定

バスの運行状況については交通安全・都市交通課にて、1 便あたりの利用者数を指標として利用の多寡を把握している。

西部地域コミュニティバスについては、1 便あたり 2 名を最小運行人数に設定している。この人数を下回った路線については見直しの対象となる。

一方で、地域バスについては 1 便あたり 2、3 名を目標としており、概ね達成されている。

■本取組で得られた効果

交通の話は利用者数や費用対効果など、数値として議論がしやすい。そのため、地域づくりの議論の呼び水となることが多く、地域住民の当事者意識が高まりやすい。また、「町会

の飲み会の際はバスに乗って集合しよう」「開催時間もバスに合わせよう」というように、日頃から積極的に意識して利用してもらえるようになった。取組の中でも、様々な試行錯誤が凝らされてきたことで、例えば自宅の前までバスが来るなど、高齢者がバス停に行く負担を取り払うことで、外出回数の増加につなげるといった工夫が凝らされていた。

松本市の担当者は、移動支援の議論を通じて、地域活性化が進む点に言及していた。同時に、過疎化や高齢化による外出数の減少などの複合的な要因から、地域の公共交通サービスが衰退していくことで、地域の生活基盤が弱体化することも防がなくてはならない。乗って残す、乗って活かす公共交通をスローガンに松本市では多様な取組が展開されていた。

4. 神奈川県秦野市

■神奈川県秦野市の基本情報

図表 78 神奈川県秦野市の基本情報(令和元(2020)年 1 月 1 日時点)

面積	103.8 km ²
総人口	161,628 人
世帯数	72,500 世帯
合計特殊出生率	1.19 (H28)
高齢者人口 (高齢化率)	47,075 人 (29.1%)
高齢者要支援・要介護認定者数 (認定率)	6,176 人 (13.5%、H28)

出所) 秦野市公開情報より NRI 作成

■移動支援をはじめたきっかけ

秦野市では、フレイルに陥っていない元気な高齢者による住民主体のサロン活動等を展開しており、すでに 10 年近くが経過している。また、平成 12 年より小学校の空き室を改修するなどして、デイサービスも展開してきた。平成 28 年ごろまでは、高齢者の送迎に際し、シルバー人材センターで実施していたが、送迎中の事故が相次いだことを受け、送迎を辞退したい旨の連絡を受けた。

このような事態を受け、市では、平成 28 年以降、利用者の送迎を市内のタクシー会社に依頼する形で準備していったが、経費が嵩んだことで、週一回の送迎さえできなくなり、結果として住民主体のサロン活動はその開催数を抑えることになった。そこで、平成 29 年より市では住民主体のボランティアグループが中心となり、サロン活動に参加する高齢者の送迎をすることになった。

また、平成 27 年より総合事業が始まったタイミングで、行政施策に明るい地域住民から総合事業に移行すれば、週 1 回のサロン活動に参加できるようになるのではないかと、という情報提供を受けている。詳細な取組内容は後述するが、市側ではこうした流れを好機ととらえ、制度を設計していく過程で、現在の移動支援の取組のひな形を構築するに至った。

■移動支援に関する取組内容

秦野市では、下記の図に示すように 2 タイプの移動支援を地域の中で実践している。いずれも高齢者の外出・移動を支援するものであるが、事業の枠組みによって提供できるサービスの範囲が異なる点に留意が必要である。

一方は総合事業に位置づく訪問型サービス D と組み合わせた通所型サービス B による通いの場を開催する際の移動支援、他方は高齢者の買い物・通院等の外出支援に向けた取組でボランティアを中心とした市民協働型の移動支援である。大きく 2 パターンに分けた、秦

野市の移動支援の取組事例について以降で詳述する。

○介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）訪問型サービス D 型の移動支援

冒頭でも触れたように秦野市では平成 27 年以来、総合事業の枠組の中で移動支援を検討してきた。当初の移動支援のスキームは、主に市の車を貸与する形で進められ、元気な高齢者の方に利用者の送迎をしてもらいながら、住民主体のサロン活動の開催を後押しするというものである。総合事業の補助の対象となるだけの要支援の高齢者が半数利用するか、訪問型サービス D に協力してもらえる事業者は集まるか、などの意見が出る中、試行錯誤を繰り返しながらモデル事業を展開していった。

図表 79 秦野市における移動支援(訪問型サービス D)の2つの類型



出所) 地域包括ケアシステム構築に向けて 移動支援の取組 秦野市提供資料

一方で、認定ドライバーとしての認定活動も実施している。この取組は、総合事業のサービス B として実施してきた元気高齢者が中心となって運営している住民主体の訪問型デイサービスの関係者から行政に対し、もっと運転に対する知識や技術を普及した方が良いという話を受けたところに端を発する。ドライバーの確保に関する取組の詳細は後述する。

現在では、住民が直接市の車を借りて、利用者を移送することもできるが、市が NPO 法人や社会福祉協議会に、ボランティア活動の一環として総合事業のサービス D という形で福祉有償運送の委託契約をして、利用者の送迎をお願いしている。この形を実施する前に、市のモデル事業という形で平成 28 年度内に試行期間を設け、利用者の送迎に着手した。

図表 80 秦野市における移動支援(訪問型サービス D)の2つの類型

対象者	次の3要件すべてを満たす人 ①通所型サービスBの利用者 ②要支援者又は事業対象者 ③ケアマネジメントの結果、送迎を必要とする人	
実施方法	送迎を行う事業者への間接経費の補助	
送迎車両	①送迎を行う事業者の所有車両 ②公用車の無償貸与	
補助区分と 補助額(年額)	区分	補助額(年額)
	送迎コーディネーター人件費	1台／週当たり49,000円
	通信費	同日稼働1台当たり51,000円
	消耗品費	1台／週当たり12,000円
	車両任意保険料	394,000円×(稼働日／全日程)
利用者負担	なし	

出所) 地域包括ケアシステム構築に向けて 移動支援の取組 秦野市提供資料

なお、ボランティアドライバーの受け入れにあたっては、デイサービスの職員からの送迎介助や、要支援・介護高齢者を同乗させた際の運転に関する研修を実施するなどの準備を実施した。ボランティアと送迎の事業者の組み合わせを進めつつ、元気高齢者が運営するデイサービス（B型）を発展させていった。なお、総合事業の訪問型サービス B であるため、利用者はケアプランの作成が求められる。

○ボランティアによる買い物・通院等の移動支援

総合事業のサービス D をベースとした移動支援では、買い物や通院したい高齢者のニーズには応えられないので、こうしたケースについては、総合事業の枠内ではなく生活支援体制整備事業の中で対応している。

地域の中では、主に地域包括支援センターが住民の市政ニーズの把握を担っていたが、この枠組みとは別に、市長が市内をまわる市政懇談会の中で、自治連合会長や地域住民の中から近隣スーパーの閉店に伴い、日用品や食品の調達が困難になったため、農協の移動販売の復活を訴えてきたことがあった。しかし、移動販売は農協側の採算性の問題からも、なかなか復活できない事情もあった。そこで、当該地域の代表の方（民生委員や町内会長など）を集めて、改めて問題意識を収集した結果、自分の目で商品を選びたいといったニーズを把握した。地域の代表者が行ったアンケートによると、移動手段がないなどの問題で本当に困っているのは、地域の中で 3%程度しかいないことも分かった。

図表 81 とちくぼ買い物クラブの発展で実現したボランティア定時バスの事業概要

事業開始までの経過	
・買い物クラブの継続に向けた社会福祉法人との調整の中で、社会福祉法人輝星会から、「施設と駅を往復するバス」の利用について提案をいただく。 →平成30年12月～実現に向けた検討を開始	
事業概要	
概要	法人の施設と渋沢駅を1時間に1本往復するバス(定時定路線)を、運行ルート上にある栃窪地区住民が利用する。
車両	輝星会所有車両(運転手含む)
利用方法	利用希望者は栃窪自治会へ利用登録をし、利用証の発行を受ける。栃窪地区内の停留所(2か所)で乗車する際に運転手へ利用証を提示。
利用料	無料
補助等	なし
備考	もともと施設利用者やその家族、施設職員のために運行しているバス。



出所) 地域包括ケアシステム構築に向けて 移動支援の取組 秦野市提供資料

市内の一部の社会福祉法人では、近隣のスーパーではなく、事業所の職員の送迎や移動のタイミングに合わせる形で、駅から地域までの移動支援を実施している。1時間に1本の定期便ができるのは、デマンド型タクシーしかない地域ということもあり大いに喜ばれた。タクシー会社側も、地域住民の行き先が駅の近辺に限られ、採算の取れる乗合という形になっていなかったこともあり、こうした取組を承諾している。

あらかじめデマンド型タクシーを整備したため、タクシー会社側もビジネスが成立しにくい地域という認識を持てたことで、今回の取組に奏功した。さらに、福祉部局と交通部局の双方が取組の重要性を理解しなければ、高齢者の移動支援の活動を立ち上げていくのは容易ではないと、市の担当者は述べていた。

なお、この取組の運営においては、自治会長がコーディネーターとして、利用者とボランティアの調整を担っている。コーディネーターはドライバーのシフト作成による利用者とボランティアの組み合わせといったマッチング調整のほか、利用実績の管理など、移動支援の企画・運営・管理をしている。

図表 82 とちくぼ買物クラブ 高齢者の移動・外出・買い物支援の概要

とちくぼ買物クラブの概要	
項目	内容
開始時期	平成30年12月5日～現在
実施頻度	週1回(毎週水曜日) 午前10時～正午
使用車両	(社福)浄泉会所有車両(8人乗り) ※燃料費、保険料その他車両にかかわる費用は浄泉会が負担
運転手・添乗員	試行事業から継続し、自治会ボランティア7名が担当 ※浄泉会のボランティアとして登録
利用料	無料
保険	①車両保険 浄泉会が所有車両全体に掛けている保険 ※利用目的が法人の本来業務でなくても対応可能 ②ボランティア保険 車両によらない事故等に対応するため、NPO活動保険に「とちくぼ買い物クラブ」として加入
市からの補助	「地域介護予防活動支援事業」で「とちくぼ買い物クラブ」へ補助金を交付(年間42,000円) ボランティア保険の保険料や備品購入、通信費等に充てている

出所) 地域包括ケアシステム構築に向けて 移動支援の取組 秦野市提供資料

秦野市内で本当に困っている地域(桁窪地域)は、元々バスの不通地域であるため、デマンド型タクシーを整備してきた経緯があるが、タクシー会社としても利用者が少なく採算がとれない地域でもあった。そのため、秦野市ではこれらの事情を総合的に整理・状況説明を実施した上で、市としても移動支援という形でボランティアが入ることにタクシー会社の役員に説明にうかがった上で、了解をいただいている。

地域においては、市から自治会長と副会長に対し、住民間の調整をお願いし、記名式アンケートを実施。改めて買い物支援ニーズについて、“いつ買い物に行きたいか”、“行くなら何時に行きたいか”、“どこに行きたいか”などを訊ねニーズの把握に努め、自治会側で週のいつどこに行きたいか誰が買い物に行くのかなど取り纏めた。取り纏めた結果をもとに、ボランティアによる外出支援サービスの実施計画を立て、地域の高齢者に対し、買い物支援・外出支援を提供している。

市のモデル事業として実施していた頃は、総合事業と同様に公用車で送迎を実施していたが、モデル事業終了後は社会福祉協議会に車の貸し出しができないかを打診し、賛同を得ている。そのため、現在では、市と地域と法人とで協定を締結して、社会福祉協議会の車輛での支援が始まっている。ドライバーは、社福のボランティアとして登録すれば、自分達の地域で困っている人を支援できる構図となっている。

令和元(2019)年11月時点では、7人のボランティアが一人あたり月に1、2回ドライバーとして活動しているので、あまり負担にはなっていないとのことであった。なお、ドラ

イバーは主に自治会の役員が担っており、平均年齢は 70 歳弱とのことである。

■移動支援の利用者像

移動支援を利用する高齢者は、独居者が多くを占めており、近隣に親族が居住していないケースが多い。秦野市の場合、40 年前に宅地造成が本格化したため他地域から転居してきた方が多い。ファミリーとして入ってきたが、子どもが独立し別の地域に移り住むなどして親世代だけが残ったことで独居化しているケースが多くを占める。実際、今回の移動支援の対象となっている地域はそのような 40 年前に住民が流入してきた地域にあたる。一方、昔から地域に住まわれている方々はご家族との同居率が高い傾向があり、多くは移動支援を使わずとも家族が買い物や送迎を支えている。

■車両調達・実費の補填方法

秦野市は、ボランティアに協力する社会福祉協議会や NPO 法人がデイサービスを運営していたとしても、自事業所の利用者送迎後に、通所型サービス B の利用者の送迎を実施することを例外的に認めている。なお、移動支援に用いる車両は市役所の車輛でも、個人・法人の車のいずれでも構わないという要件を市が設けている。

このような仕組みを採用することで、本来は自事業所だけで払う車輛保険の一部を、僅かではあるが対価として補助しつつ、自前の車輛での送迎を実施してもらっている。ただし、あくまでボランティアなので報酬などは支払われず、実費としてかかっている費用を市側から補助している。実費として、ガソリン代は支払えないが、車輛保険料については、利用時間を基に年間当たりの保険料から算出した金額を支払うこととしている。当初のように公用車のみを利用していれば保険料を計算する必要はなかったが、民間車輛を活用することになったことで、保険料の計算式を見直す必要が発生した点は、今後取り組もうとしている他の自治体の参考となる考え方と言える。

■本取組で得られた効果

市の担当者の話では、本取組は地域の方からはものすごく感謝されている取組のひとつで、これまで交流がなかった地域住民との間に会話が生まれているという。たとえば、地域住民や市街からの転入者とのコミュニケーションの活発化につながっている。移動支援に係る地域の取りまとめを頼んだことがひとつのきっかけとなり、移動支援にかかる地域の取りまとめを自治会にお願いするようになり地域の活性化、協力関係の構築が進んだと述べていた。

このほかにも、一人暮らしの方が買い物クラブに参加することにより、「地域で見守る」という意識が共有されるようになった、あるいはこれまで家で塞ぎこんでいた高齢者の外出量が増えたなどの効果が見られており、移動支援を通じて、支え手・受け手・地域の活性化につながっている。

■移動支援の実施に伴った課題・懸案事項

当初ボランティアからは、移動支援の実施に当たり介護認定を受けている方を住民主体のデイサービスの中で受け入れることを心配する声もあった。専門職もない中でけがをさせないかという不安の声が中心であった。しかし、基本チェックリストを用いたアセスメントの結果、過去に参加してきた利用者も 7 割近くが要支援相当の対象者であったことがわかり、移動支援をセットで運用されたサービス B は要支援 1 及び 2 の高齢者を預かる形で再開される運びとなった。

また、参加者の方も、認知症の傾向がある方は厳しいが、少しの身体的フレイル状態の方の場合は、デイサービスよりも住民主体のデイサービス（サービス B）の方が通いやすいことがわかった。このような結果を受けて、市は通所型サービス B 及び訪問型サービス D（送迎）を実施することに問題がないことを確認し、NPO や社会福祉法人に協力を要請した。

なお、移動支援の実施に際しては、ボランティアに協力いただける事業者への補助基準の決定にあたり調整を要した。市では、運転に関わる補助の出し方について、道路運送法に抵触しないように厚生労働省と協議しながら準備を進めた。具体的には、補助基準のたたき台を作成し、国土交通省および厚生労働省と実施内容に問題がないことを確認しながら補助基準を決定した。

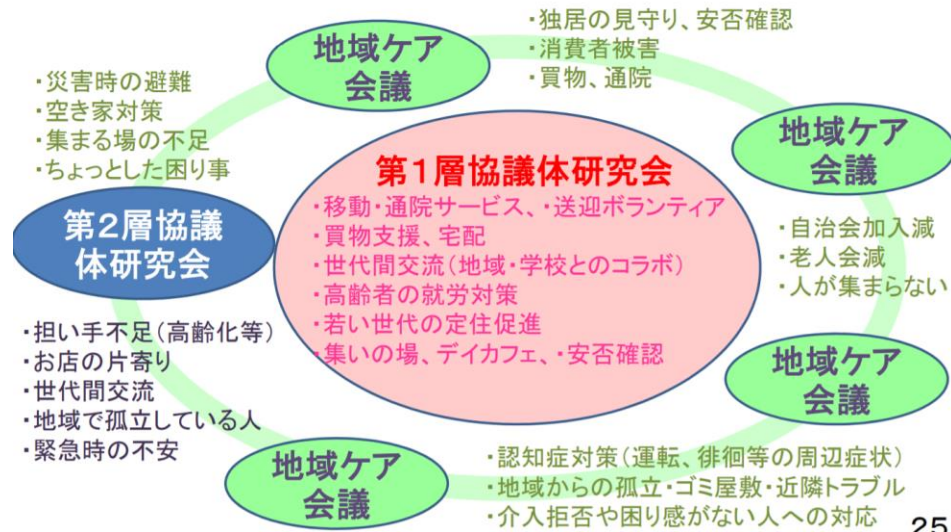
■移動支援の立ち上げ時の工夫・留意事項

移動支援の立ち上げに向けた地域課題の抽出に際しては、地域コーディネーターには会議開催など、地域包括支援センターの職員に第二層のコーディネーターをお願いしている。特に地域ケア会議で高齢者の外出時・移動時の課題抽出を目的とした日常生活の困りごとや問題点などを集める中で、地域に必要な支援ニーズの把握を進めた。外出時・移動時の支援ニーズは地域の出店状況や急坂の有無などの地理的特性、高齢化の状況のほか、地域の支え手の充足度合などにより、同じ市内でもニーズや課題の差は大きい。そのため、求められる支援のあり方も個別にアレンジしていく必要がある。

また、市では地域コーディネーターに対し、民生委員の定例会やサロンへの顔出しなどにより、状況把握だけでなく地域でコアになりそうな人材の発掘をお願いしている。きっかけや下地づくりとして週一の活動から始めていき、最終的に通所型サービス B と訪問型サービス D の立ち上げなど、総合事業の形に発展させていこうと取り組んでいる。

図表 83 秦野市における生活支援ニーズや地域課題抽出の会議体構成

地域ケア会議と第1層・第2層協議体研究会 での議論からみえてきた地域の課題



出所）地域包括ケアシステム構築に向けて 移動支援の取組 秦野市提供資料

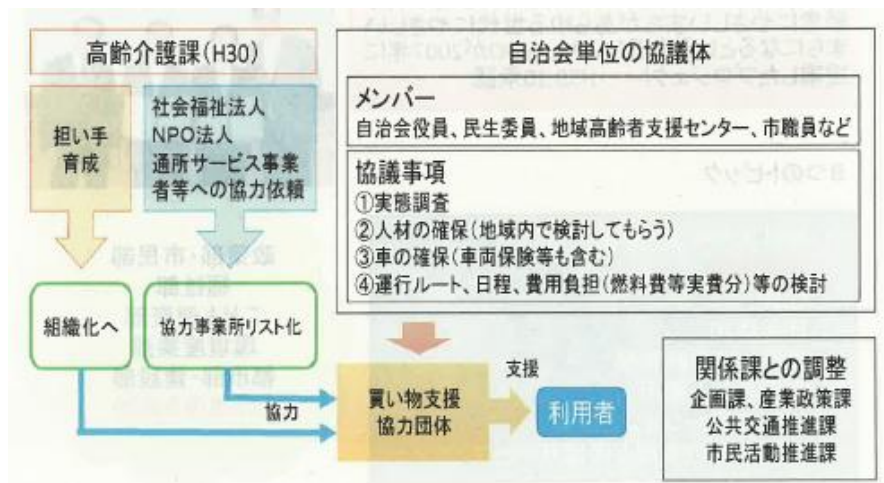
図表 84 地域ケア会議で抽出された高齢者の外出・移動に関する課題

	A地域	B地域	C地域	D地域
地理	幹線道路に近い	街の真ん中	山に近い	市境
移動困難の特性	・バスは通っているが、朝と夕方のみ。 ・高齢者が移動したい午前10時から午後3時までの間は一本もないため、外出ができない高齢者が多い。	・駅やバス停、公共施設に近くお店もある。 ・ひとり暮らしや高齢世帯の割合が高く、移動可能な範囲が極端に狭い人が多い。	・地理的には不便だが、昔から魚屋の移動販売がある。 ・住民はもともと不便な地域を承知で生活。 ・子どもとの同居率が高く、外出や買い物に困り感が少ない。	・地理的には国道に近いが、駅には遠い。 ・隣町の移動販売車が近くまで来ていて、利用を望む声が多い。 ・坂道が急で、バス停まで歩けない人が多い。

出所）地域包括ケアシステム構築に向けて 移動支援の取組 秦野市提供資料

市では、協議する場、担い手の確保、社会福祉法人との協力関係の構築などを下支えする活動を実施している。行政とコーディネーターとの調整が重要で、バス路線、タクシー会社との調整なども極めて重要である。公共交通で対応すべきものと、地域の力で対応していくべきものとを整理した上で、“どのように買い物・外出の支援の形を維持していくか？”を意識していかなければ、状況を打開することはできない、と市の担当者は述べていた。

図表 85 秦野市における買い物支援の仕組みづくりの体制



出所) 地域包括ケアシステム構築に向けて 移動支援の取組 秦野市提供資料

なお、秦野市では、移動支援を実施するにあたり、以下の２点を検討時の留意事項として掲げている。

- ①公共交通機関の維持、活用を優先
②公共交通機関で対応できないところを福祉部門でどこまで担えるか検討

理由としては、元気なうちから支援に頼るのではなく、既存の移動手段を最大限活用し介護予防や健康づくりを推進することが重要であることが挙げられる。また、許可・登録をしない方法で、道路運送法に抵触しないように支援内容を設計する必要がある。

■地域の担い手の育成・確保

移動支援は無償のボランティアの力だけでは、何かあったときに継続的な運営ができなくなってしまう。ボランティアなど善意からスタートするサービスを仕組みとして維持していこうとする際にぶつかる難しい点である。

ドライバーに対して実地研修を実施すべきという声を受け、ドライバーの福祉運送輸送研修のメニューの中に1日追加する形で、事故に遭わないため、また福祉運送の質を上げるための研修を取り入れ、認定ドライバー制度の構築と研修を実施し、移動支援の安全面での配慮も進めている。今後は、認定ドライバー研修修了者が、自家用車で利用者の移動を支援する取組も拡大する。そのため、安全対策以外にも事故があった際に備え、ボランティア活動の実施要項の策定や、社会福祉協議会のボランティア保険に入ってもらうなどして、ボランティアに活躍を推進している。

なお今後は、ボランティアの担い手ができること、したいことと、地域の方の意向や考え

方がすり合うように、サービスの形をアレンジしていく必要がある。「地域の企業の社員が地元の高齢者を乗せていってくれる」といった取組があると良い。また、負担の大きさを理由に支援の担い手が自治会から抜けていってしまう可能性も考慮すると、負担の大きなお願いは避けなければならない。地域にある社会資源との協力関係の構築を進めていくことが重要である。

図表 86 移動支援の担い手の養成

地域支え合い型 認定ドライバー研修

- 移動が困難な高齢者を手助けする移送ドライバーとして、地域支え合い活動に御協力いただける方向けの研修。
- 安全に活動を行っていただくための知識・技術を学び、福祉有償運送業者で働ける国土交通省の認定を得ることができる。

実施状況

- ・ 平成28年度から開始
- ・ 3日間コースで実施
- ・ 内最初の2日間は「国土交通大臣認定講習」の内容（講義+実習）
- ・ 秦野市独自で3日目に「地域支え合い」をテーマに他市町村の事例紹介やグループワークを実施
- ・ 受講者の多くが70歳前後の男性



出所) 地域包括ケアシステム構築に向けて 移動支援の取組 秦野市提供資料

■事故時の対応方針

事故発生時は、基本的にはボランティア保険や車両を管理している社会福祉協議会側の法人保険で対応してもらうことになる。また、総合事業の場合は施設の基準に則って処理してもらっている。秦野市では、協定書の締結に際して、運行マニュアルを策定するなどして、安全運行と責任範囲の明確化を図っている。

5. 神奈川県川崎市

■神奈川県川崎市の基本情報

神奈川県川崎市（以下、川崎市）は神奈川県の北東部に位置し、市の北端には多摩川が流れ、東部には東京湾が広がっているなど、市全体が南北に縦長に伸びており、南と北では地域実態などが大きく異なる。全国の政令指定都市の中で最も小さいが、人口は令和元（2020）年 2 月 1 日現在で人口 1,517,710 人と、都道府県庁所在地ではない市の中では最大かつ唯一 100 万人を超えており、今現在でも人口が増加している地域である。平成 29 年 10 月 1 日時点の高齢化率は 20.2%（内閣府調査）と、全国平均である 27.7%を大きく下回るなど、人口構造的には若い街とも言える。

京浜工業地域の中核として、日本経済の発展を支えてきた工業都市であり、鉄鋼、石油、化学等の大企業の主要生産拠点が数多く立地している。

図表 87 神奈川県川崎市の基本情報(令和元(2020)年 1 月 1 日時点)

面積	144.4 km ²
総人口	1,500,460 人
世帯数	740,452 世帯
合計特殊出生率	1.40 (H28)
高齢者人口（高齢化率）	297,322 人（19.8%）
高齢者要支援・要介護認定者数（認定率）	51,278 人（18.0%、H28）

出所) 川崎市公開情報より NRI 作成

■居住支援制度の創設

川崎市の居住支援の取組は、平成 8 年 12 月の外国人市民代表者会議条例制定までさかのぼる。外国人市民が民間賃貸住居に入居する際に、正当な理由がないまま入居を拒まれないように定めたものだが、平成 12 年 4 月に川崎市住宅基本条例で高齢者、障がい者、独り親世帯にも拡大し、住宅確保要配慮者の入居機会の確保が図られるようになった。

同条例制定により、川崎市では入居差別の禁止や、川崎市が入居支援に関する対策を講じることが出来るようになり、川崎市の居住支援制度が創設された。この支援制度では、市・宅地建物取引業団体・協力不動産店・障がい者支援団体の責務が定められ、市が指定する家庭債務保証会社を利用することで、高齢者等の入居を支援できるようになった。

図表 88 | 川崎市における居住支援制度創設までの沿革

- ・平成8年12月 川崎市外国人市民代表者会議条例制定
- ・平成8年度 川崎市外国人市民代表者会議より「住宅基本条例の制定」について提言
- ・平成9年度 川崎市外国人市民代表者会議より「居住支援制度の創設」について提言
- ・平成11年5月 川崎市住宅基本計画改定
- ・平成12年4月 川崎市住宅基本条例制定、川崎市居住支援制度創設

川崎市住宅基本条例

第14条 何人も、正当な理由なく、高齢者、障害者、外国人等（以下「高齢者等」という。）であることをもって市内の民間賃貸住宅への入居の機会が制約され、又は高齢者等であることをもって入居している民間賃貸住宅の居住の安定が損なわれることがあってはならない。

2 市長は、市民及び賃貸人その他関係者に対して前項の規定の趣旨の普及に努めるものとし、高齢者等の入居の機会の制約又は居住の安定が損なわれることがあったときは、関係者から事情を聴き、必要な協力又は改善を求めるものとする。

3 市長は、高齢者等の民間賃貸住宅への入居機会の確保及び民間賃貸住宅における居住の安定を図るため、公社その他関係機関に対して協力を求めるとともに、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

（1）民間賃貸住宅の入居に関する情報の提供等（2）民間賃貸住宅への入居に際しての必要な保証制度の整備（3）民間賃貸住宅入居後の安定的な居住継続支援制度の整備

出所）川崎市住宅整備推進課 提供資料

■居住支援制度の仕組み

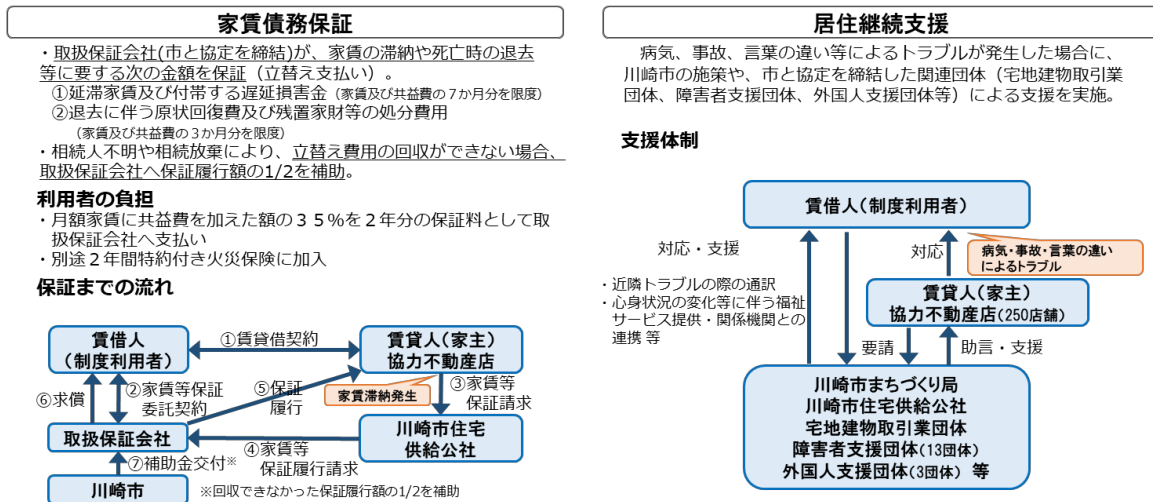
川崎市における居住支援制度は、次の2つの取組に分けることができる。

- ①家賃債務保証
- ②居住継続支援

まず、①家賃債務保証については、市と提携している取扱保証会社が家賃の滞納や、死亡時の退去等に関する費用を保証するという民間の支援スキームを活用して川崎市が実施している。立替費用の回収ができない場合は、市が取扱保証会社へ保証履行額の1/2を補助しており、セーフティネットとして幅広い人に利用してもらえる制度である。

次に、②居住継続支援については、住居を探す際あるいは入居後の支援の枠組みで、契約時や入退去時に外国人の方を対象とした通訳サービスの提供なども含んでいる。一方、障がい者に目を向けると、オーナー側も特に精神障がい者については協定を締結した支援団体との提携を原則とし、対象者の支援をどのように行うか、入居した後トラブルが起こった際にどういった対応をするか、などの計画を作り、それから斡旋を始める。

図表 89 | 川崎市居住支援制度の概要



出所) 川崎市住宅整備推進課 提供資料

川崎市の居住支援制度の利用者数の推移の概要について述べる。居住支援制度創設時から増えており、年間 100～200 件程度の利用がある。これまでの新規更新世帯数は 2,812 件で、新規・更新世帯者数は平成 29 年度 155 人、平成 30 年度 166 人である。利用にあたっては 2 年契約になり、令和元(2020)年 3 月時点の利用者は 321 人となる。利用者数は平成 23 年度をピークに減少傾向にあるが、これは民間の家賃債務保証の審査が通りやすくなり、良い方向に影響したと考えられる。また、民間の保証と同様に、当該制度においても利用条件として緊急連絡人を求めており、緊急連絡人がいない単身高齢者等への対応が課題となっている。なお、川崎市における居住支援制度の利用者世帯の内訳は、約 8 割が高齢者である。

■居住支援協議会の創設

平成 27 年に地域包括ケアシステム推進ビジョンが策定され、福祉部局や不動産会社、支援団体、住宅部局等の連絡調整会議との連携を行うための協議の場として、居住支援協議会を設立することとなった。居住支援協議会には、福祉関係部局をはじめ、経済労働局(福祉産業関連部署)や市民文化局(人権・外国人施策関連部署)なども参加している。各団体へのヒアリングを通じて課題の整理を図りつつ、入居後の生活支援が整っていることが、家主側の不安の軽減につながり、住宅確保の上で重要であることがわかっている。

市では、比較的短期間で協議会を設立できた理由として、全市的に地域包括ケアシステムを構築していく必要があり、その実践に当たって福祉部局側も居住支援協議会を活用したい意向があったことと、不動産関連団体とは、居住支援制度の運用を通じて、住宅確保要配慮者に関する課題を共有できていて、同時に、不動産関連団体側の要望の把握もできていたことを理由に挙げている。さらに、各居住支援団体とも、以前より入居支援に係る課題を共

有しており、協議会設立への理解・合意取り付けは早く進んだ。

■居住支援協議会の役割・機能

居住支援協議会は、年 1 回の総会以外に部会を年に 3 回ずつ程度実施している。これまで高齢者や住宅確保要配慮者とその支援者は、住まい探しにおいて、受け入れに理解のある家主や不動産店を見つける方法がなく、場当たりに複数の不動産店を訪れる必要があった。そこで、同協議会では、効率的な物件探しの相談・支援体制の構築、入居を拒まない物件を増やす取組として、家主や不動産事業者の不安を解消し、住宅確保要配慮者への物件提供に理解のある家主等の数を増やしていく取組を進めた。川崎市居住支援協議会は、下記に示す 3 つの部会で構成される。

- ①入居相談・情報発信に関する部会
- ②居住継続に関する部会
- ③退去手続きに関する部会 の 3 つである。

居住支援協議会では、住宅確保要配慮者の入居が円滑に進むように、まずは各関係者との連携のために必要な情報を整理し、初年度の成果として入居者情報共有シート作成した。不動産事業者に、利用者とコミュニケーションをとる際に任意で使用してもらっている。

このシートは、入居者の居住中や退去時に起こりうる様々な状況において、必要な手続きをスムーズに進めるために、家主や取扱不動産業者が事前に把握しておくことが望ましい入居者の情報を、入居者本人の同意のもとで記入してもらうものである。あくまで、入居者本人と家主の信頼関係を構築するための支援ツールとしての活用を想定していて、入居者選別に使うものではない。

次に、相談窓口について説明する。川崎市居住支援協議会の相談窓口「すまいの相談窓口」は、平成 28 年に市の事業として設置され、当初は、持ち家に住む高齢者の住み替えに際して、高齢者向け施設に関する情報の提供や、持ち家（空き家）の活用に関しての相談受付窓口としての役割を想定していたが、実際には住宅確保要配慮者からの相談が大半を占めることとなった。そのため、居住支援協議会の設立も踏まえ、令和元（2020）年 4 月からは居住支援協議会の入居支援体制における相談拠点として活用している。

図表 90 | 入居者情報 共有シート

【記入日】 年 月 日 【※記入申込書】を添付する様式として活用・保管してください。
【別添：実情情報がある場合チェック＝○】

入居者情報 共有シート

【1. 基礎情報】

フリガナ	姓	氏名	住所	電話番号	入居物件名

【2. 概況等 実情連絡先情報】 ※記入要（記入した実情連絡先は住所の異なる場合は記入してください）

フリガナ	姓	氏名	住所	電話番号	入居物件名

【3. 健康状態等】

健康状態	良好	治療中	（ ）	治療	（ ）	その他	（ ）
病名（持病等）	治療機関（かかりつけ医）						

【4. 介護・障害者支援サービスに関する情報】 ※該当は、欄を記入し、サービス名を記入してください。

介護サービス	利用あり	（ ）	利用なし	（ ）	障害者支援サービス	利用あり	（ ）	利用なし	（ ）
介護サービス（介護保険）	1・2	（ ）	介護サービス（介護保険）	3・4・5	障害者支援サービス（障害者支援）	1・2	（ ）	障害者支援サービス（障害者支援）	3・4・5
介護サービス（介護保険）	1・2	（ ）	介護サービス（介護保険）	3・4・5	障害者支援サービス（障害者支援）	1・2	（ ）	障害者支援サービス（障害者支援）	3・4・5

【5. 近所・地域包括支援センター・支援団体等に関する情報】 ※記入要（利用・参加していることを記入してください）

近所・地域包括支援センター	利用あり	（ ）	利用なし	（ ）	支援団体等	利用あり	（ ）	利用なし	（ ）
近所・地域包括支援センター	利用あり	（ ）	利用なし	（ ）	支援団体等	利用あり	（ ）	利用なし	（ ）

【6. その他】 ※記入要（記入したことを記入してください）

※記入された個人情報等は次の目的にのみ使用し、家主・入居する物件を管理する不動産家のほか、シートに記入されている関係者以外で共有・管理されません。

・入居者本人の心身状況等に異変があった際の対応等、家主及び不動産会社が必要と判断した場合。

・関係者から入居者本人への連絡が取れない場合、支店・店舗に連絡がとれる場合。

・シートに記入された情報や内容に異変や修正が生じた場合。

なお、当該個人情報等を「共有・管理する関係者」は、当該関係者に提供することによって、当該関係者のプライバシーが侵害される可能性があります。

「入居者情報 共有シート」の活用や共有・管理等について、上記に同意いただける場合は、以下の本人署名欄に署名（本人が署名できない場合は、関係者に代筆署名及び捺印）をお願いします。

本人署名欄（ ）

※不動産店記入欄 取扱不動産店（電話・FAX）

（川崎市住宅整備推進課 2017年3月版）

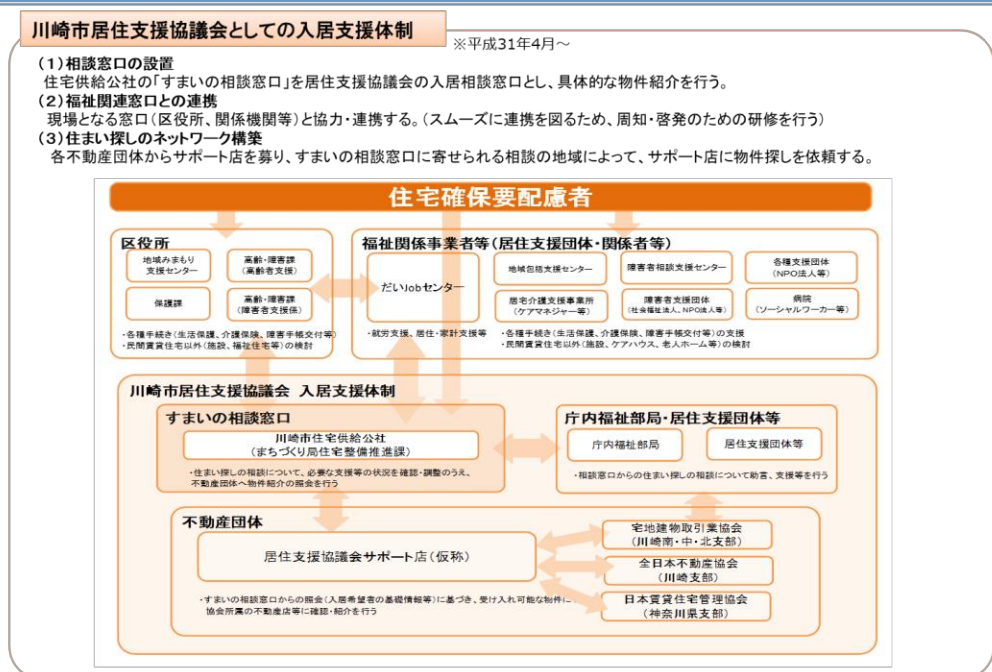
出所）川崎市住宅整備推進課 提供資料

すまいの窓口での対応としては、不動産団体、福祉部局や関連機関、居住支援団体と連携し、利用者の相談内容に応じて、民間賃貸住宅や施設等が住み替え先に関する情報提供や、介護・福祉等、必要な支援先をコーディネートするなど、住まい探し全般に関する困りごとへのサポートを無料で行っている。

運用実績について述べると、平成 30 年度は 296 件で、令和元年度は約 500 件と、相談数自体は着実に増えている。福祉部局や関連機関・団体等に広く紹介したことによって、認知度が高まった結果と市では考えている。なお、相談窓口は委託形式で運用されており、公社の職員 2 名と非常勤 1 名で運営しているが、相談数は 1 日 2～3 件程度なので、人手が足りないということはない。対応が困難なケースも全体の 1 割程度にとどまっている。今後、マッチング先となる不動産事業者の拡充が課題となっている。

制度の利用者像の大半は、生活のベースに困窮の問題があり、突発的に住宅の問題が起こることはある。利用者の多くが生活保護受給者で、身寄りがいないため、保証制度を利用したいというニーズがほとんどである。生活保護受給者に対しては転居支援を行う制度があるので、そちらに誘導することもある。

図表 91 | 入居者情報 共有シート



出所) 川崎市住宅整備推進課 提供資料

図表 92 | すまいの相談窓口チラシ



出所) 川崎市住宅整備推進課 提供資料

6. 東京都豊島区

■ 東京都豊島区の基本情報

図表 93 東京都豊島区の基本情報(令和元(2020)年1月1日時点)

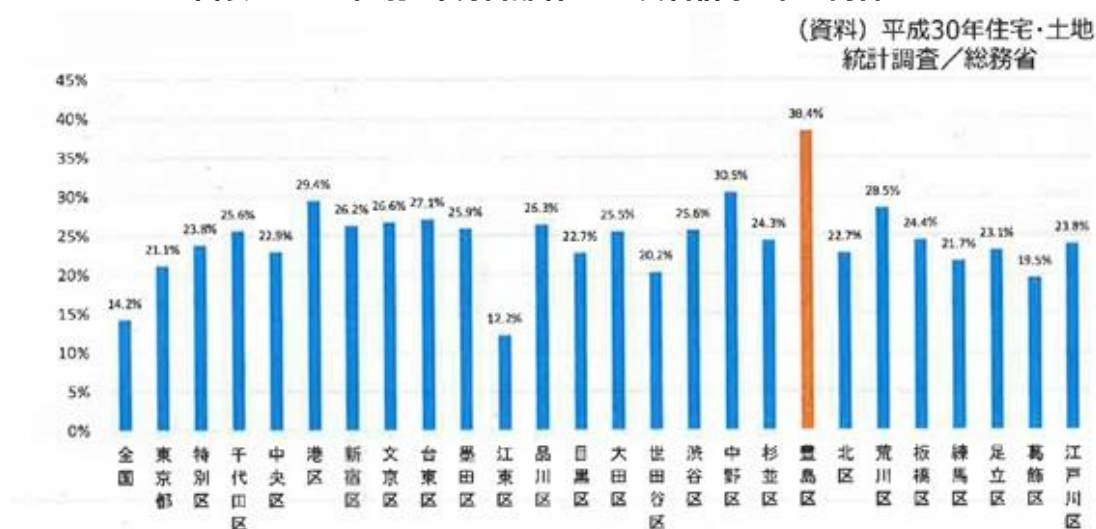
面積	13.0 km ²
総人口	289,508 人
世帯数	179,880 世帯
合計特殊出生率	1.02 (H28)
高齢者人口 (高齢化率)	57,510 人 (19.9%)
高齢者要支援・要介護認定者数 (認定率)	11,523 人 (19.8%、H28)

出所) 豊島区公開情報より NRI 作成

豊島区は商業・業務機能が集積する池袋駅を中心に、大塚・巣鴨・駒込・目白など、地域の拠点となる各駅に近接しており、住宅地として交通利便性・生活利便性が高い街である。

豊島区は全国と比較して高齢化率が低く、2020 年現在の高齢化率は 19.8%と全国平均 27.7% (平成 29 年度内閣府調査) を約 8 ポイント下回っている。ただし、2035 年頃には後期高齢者の数が、ピークを迎えると推測されている。住民の特色として、賃貸住宅に住む人が多く、かつ、単独世帯の割合が 63%と非常に高い。こういった特性の住民が時間経過とともにそのまま単身高齢者となっていくことが予想されている。現状の高齢化の状況に目を向けると、単身高齢者のうち、民営借家に住む割合は 23 区内でも首位の 38.4%となっている。

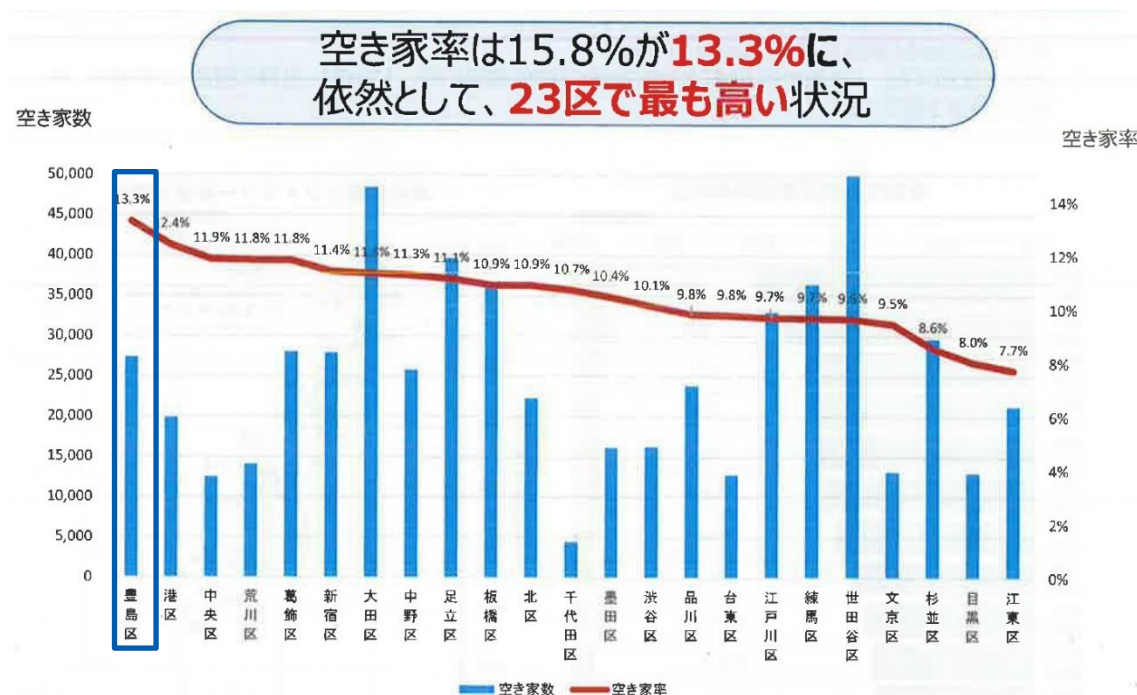
図表 94 23 区別 単身高齢者のうち民営借家に住む割合



出所) 豊島区提供資料

一方、空き家率が高い傾向にある。空き家数は平成 30 年度時点で約 2.7 万戸と全体の 13.3%を占めており 23 区内で最も高い。空き家数の内訳は 9 割が賃貸用であることが分かっている。反面、豊島区には公営住宅、団地の類が少ないといった特徴もある。

図表 95 23 区別 空き家数・空き家率の比較



出所) 豊島区提供資料

このような一連の背景を踏まえ、高齢者の居住支援と空き家問題の解消を同時に取り組むため、豊島区は平成 24 年度の豊島区住宅マスタープランの策定をきっかけに、居住支援協議会を設立し各種取組を開始した。

■居住支援協議会の設立

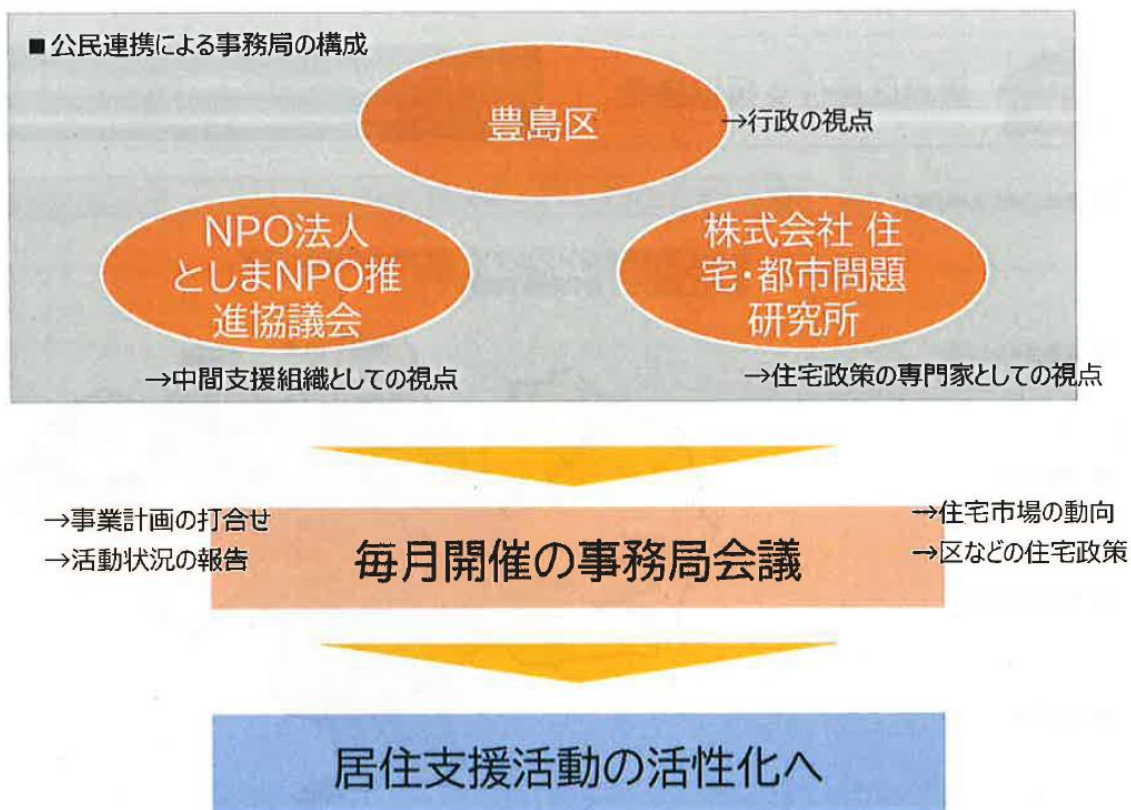
先述した地域特性を背景に、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るため、豊島区、NPO 法人とし NPO 推進協議会、住宅・都市問題研究所の三者が連携して、居住支援協議会を設立する運びとなった。この居住支援協議会が中心となって、住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供などの支援を行っている。

居住支援協議会の設立は都内で二番目に早い、平成 24 年 7 月であり、豊島区の居住支援協議会は国の居住支援法人の先駆けとも言われている。豊島区住宅マスタープランの重点施策として、空き家を活用した居住支援を目的として設立された。

主な活動内容としては、構成メンバーによる意見・情報交換、要配慮者向けの民間賃貸住

宅の情報発信・斡旋、家賃債務保証制度など。詳細については後述する。このほか、居住支援協議会では毎月事務局会議を開催している。NPO 法人とし NPO 推進協議会は居住支援法人を紹介するなど、中間支援組織としての働きを担っており、住宅・都市問題研究所は専門家としての視点を提供している。

図表 96 居住支援協議会の構成



出所) 豊島区提供資料

居住支援協議会設立の効果を定量的に把握することは難しい。しかし、この協議会の存在自体がプラットフォームとして機能することで、社会福祉協議会の人と一堂に会する場を作り出すことができるという点は非常に大きなメリットである。すなわち、居住支援協議会の総会を開くことが関係者を集める際に呼び水となる上、関係者側としてもどこに問い合わせをすればよいかが明確になったことにより、豊島区内の居住支援の取組が進展した。

■ 居住支援に関する取組内容

豊島区では、居住支援についての取組がいくつか存在する。
主に下記 2 点の取組について、以降で詳述する。

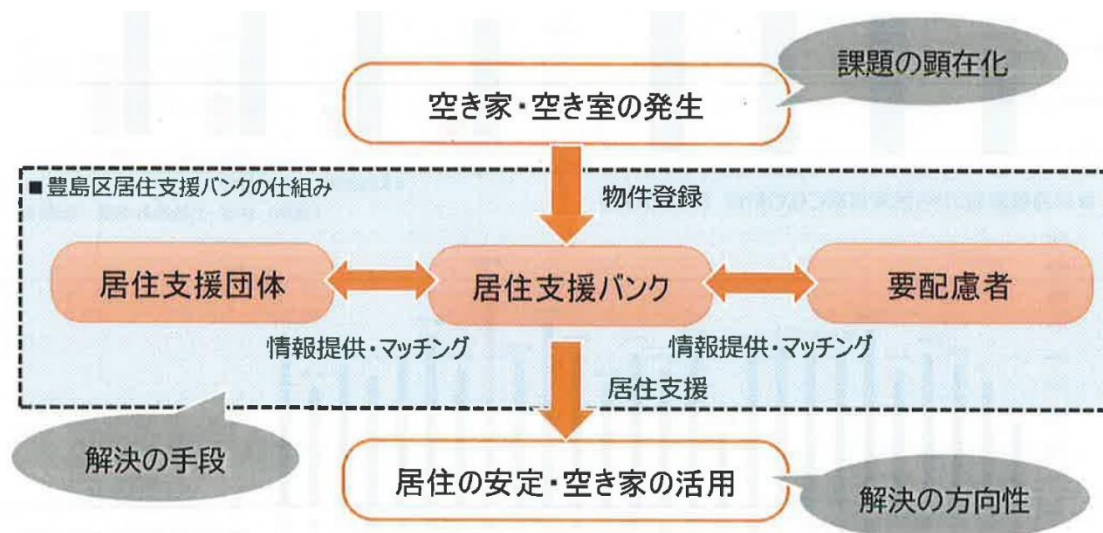
①としま居住支援バンクによる住宅情報の提供

②セーフティネット住宅制度

①としま居住支援バンクによる住宅情報の提供

豊島区では高齢者等入居支援事業の一環として、住宅情報を提供している。不動産店に協力を仰ぎ、協力店・空き家・空き室のリストを作成し提供している。物件情報はホームページ上で誰でも閲覧可能なものとなっている。取組の開始は平成 26 年 2 月であり、運営主体は豊島区居住支援協議会である。

図表 97 豊島区居住支援バンクの仕組み



出所）豊島区提供資料

また、高齢者が賃貸住宅を探す場合、本人が希望すれば一般社団法人 賃貸保証機構の職員による同行サービスを受けられるよう、紹介も行っている。一人ではどうやって住まいを探していいのかと途方に暮れている高齢者にとっては大きな支えとなるサービスである。

② セーフティネット住宅制度

豊島区には区独自のセーフティネット住宅制度が存在している。

本来、居住支援が必要な高齢者の受け皿としての役割を備えているべき公営住宅は需給のバランスが取れているとは言い難く、エリアによっては入居倍率が数十～数百倍にのぼることもある。豊島区はその公営住宅が 23 区の中でも特に少ないという背景があり、その歴史の延長線上としてセーフティネット住宅制度により公営住宅の不足を補完している。

セーフティネット住宅制度を活用すると、家賃は相場の半分程度にまでなるため、入居者にとっては非常に魅力的な制度である。誰もが入居できるというわけではなく、豊島区が緊急に住まいを確保する必要があると認めた人のみを対象としており、あくまでも一時的な措置として入居してもらうような立て付けとなっている。入居期間も最大 5 年間という上限は設定されている。ただし、この上限は形骸化しており、結果的に終の棲家としての利用形態が増加傾向にある。

■ 居住支援の取組における課題とその打開策

居住支援をしていく上で、豊島区は主に下記の 3 点の課題を抱えていると区の担当者は述べていた。

- ① **としま居住支援バンクへの物件登録数の低迷**
- ② **高齢者の入居に拒否感があるオーナーの存在**
- ③ **入居支援における人手不足**

一点目の課題として挙げたのは、としま居住支援バンクへの物件登録数が低迷しているという点である。築浅であったり、耐震性があつたりするような良質な物件のオーナーは強気に出る傾向があり、なかなか居住支援バンクへの物件登録に至らない。豊島区は 23 区平均よりも家賃水準がやや高く、23 区平均が民営借家 1 m²あたりの家賃が 2,571 円であるのに対し、豊島区の平均は 2,732 円である。

住宅課の担当者が個別に不動産業者等を一件一件訪問したり、不動産オーナー向けセミナーを開催したりしてはいるものの、オーナーの理解を得ることは容易ではないのが現状だ。国の住宅セーフティネット制度など、類似の住宅登録制度との棲み分けができていなかったり、制度自体への理解が進んでいなかったりすることも要因の一つではないか。

二点目の課題として挙げたのは、高齢者の入居に対して拒否感を抱くオーナーが一定数存在していることである。

以前は高齢者による家賃滞納の懸念もあったものの、現在は家賃債務保証があるため、それほど大きな懸案事項ではないと考えられる。むしろ、入居者が亡くなった際の残置物処理であったり、認知症になってしまい近所とのトラブルにつながってしまったりすることへの抵抗感が根強い。日本賃貸住宅管理協会が平成 22 年に実施した「民間賃貸住宅の管理状況調査」によれば、全国のオーナーの 20%近くが上記のような懸念理由を挙げ、入居者を制限している。

豊島区として、これまで入居者目線での支援に力を入れてきたが、今後はオーナーの懸念を払しょくするような施策が必要だと感じていると、担当者は述べた。直近では、週二回の安否確認や残置物処理など、月額 2,000 円を払うことで 100 万円まで費用を保証する団体と協定を締結。今まで高齢者の入居を門前払いしていたオーナーに対しても、月あたり

2,000 円で空室を埋め、かつ懸念点もクリアできるというロジックで訴求していくような仕組みを構築した。

最後に、三点目の課題として挙げたのは、居住支援を担う人手の不足である。豊島区としても居住支援の取組に割くことができるリソースも無尽蔵ではない。本来的には、居住支援の取組は福祉課に担当してもらいたかったものの、マンパワーが足りずに折り合いがつかないという過去がある。そこで、豊島区としては民間と上手く協力関係を構築することでリソース不足を乗り越えようと試みた。それが居住支援団体登録制度である。

居住支援団体登録制度とは、専門性が高く、地域に密着した活動を行っている団体を「居住支援」という目的に特化して登録を行う制度である。その背景としては、居住支援法人など、住まいを確保する段階からサービスを提供するような団体は、事業が軌道に乗るまではなかなか信用を勝ち取れずに苦勞する側面がある。そこで、豊島区が法人指定を結ぶことで、外部から信用を得やすい団体へと昇格できるというメリットを付与することにより、民間のリソースを活用しやすくなるような仕組みを構築した。

7. 東京都板橋区

■東京都板橋区の基本情報

図表 98 東京都板橋区の基本情報(令和元(2020)年 1 月 1 日時点)

面積	32.2 km ²
総人口	566,890 人
世帯数	309,133 世帯
合計特殊出生率	1.21 (H28)
高齢者人口 (高齢化率)	130,838 人 (23.1%)
高齢者要支援・要介護認定者数 (認定率)	23,176 人 (18.1%、H28)

出所) 板橋区公開情報より NRI 作成

板橋区は東京 23 区の北西部に位置し、人口約 57 万人を擁する特別区である。近隣商店街を中心とする商業、埼玉県境に近い赤塚地域における都市農業、荒川沿岸部などの工業が併存しており、都内有数の産業都市としての顔も持ち合わせている。

2020 年時点の高齢化率は 23.1%であり、全国平均 27.7%(平成 29 年度 10 月内閣府調査)を下回っており、住民の年齢層が若い街である。一方で 2040 年には、最も人口の多い階級人口が 65 歳以上となるとともに、介護が必要となる 85 歳以上の高齢者数がピークを迎えることから、将来に向けた高齢者対応への備えが要請されている。

■居住支援協議会と板橋区における居住支援の取組について

板橋区が居住支援協議会を立ち上げたのは平成 25 年度である。居住支援協議会の前身となったのは、平成 24 年 3 月 13 日に実施された「板橋区高齢者居住支援連絡会議準備会」であり、住宅政策課が中心となり設立した。庁内関連部署の協力もあり、平成 25 年 7 月には居住支援協議会が設立された。

板橋区では、居住支援協議会を中心に住宅確保要配慮者に対する居住支援をしており、入居相談の窓口となる「板橋りんりん住まいるネット」や、宅建（東京都宅地建物取引業協会板橋支部）・全日（全日本不動産協会東京都本部城北支部）の協力を得て、民間賃貸住宅情報の提供を行う「住宅情報ネットワーク⁴事業」などを提供している。窓口を訪れた相談者に対し、住宅情報を提供するのみならず、契約時の同行支援や入居後の見守りサービス、家賃等債務保証支援事業など、幅広く入居支援を行っている。

⁴ 住宅情報ネットワーク：平成 15 年度から板橋区が宅建・全日の両不動産団体の協力を得て、民間賃貸住宅情報の提供を行っている。

下図に板橋区が提供している居住支援制度の一覧を示す。

図表 99 板橋区が提供する居住支援制度の一覧

居住支援制度のご案内

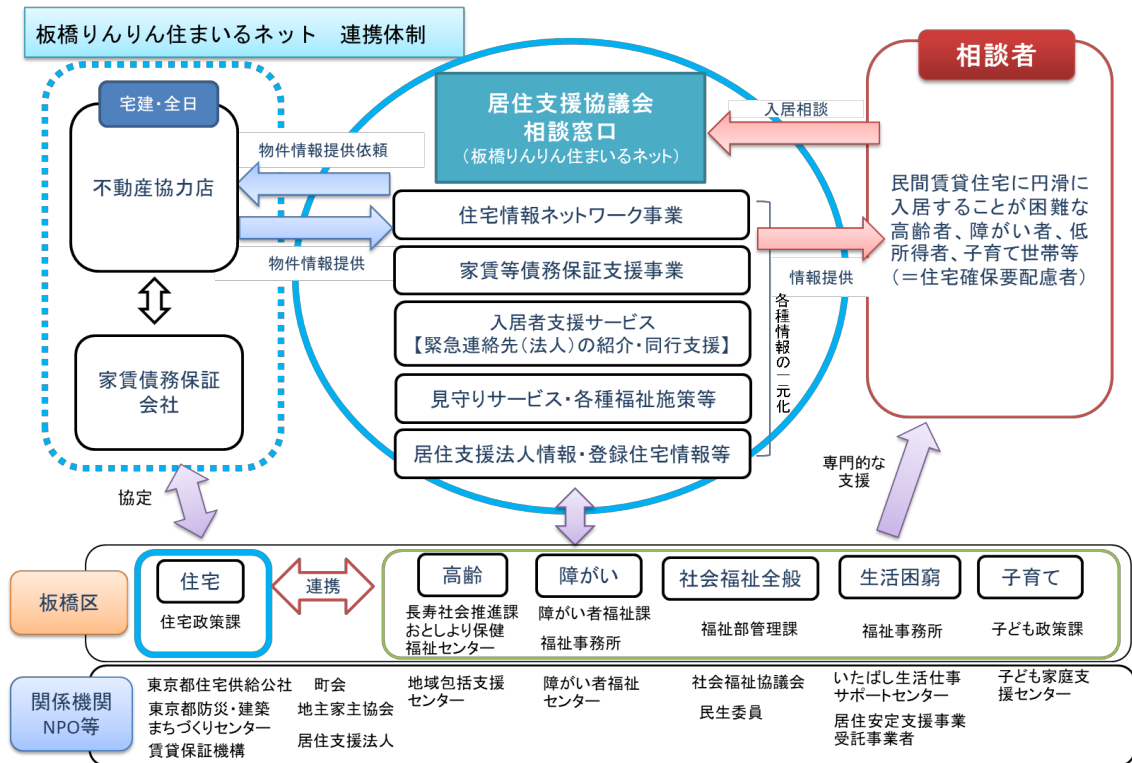
板橋区居住支援協議会

制度・事業名	概 要	問合せ先
高齢者等住宅情報ネットワーク事業	高齢者世帯・障がい者世帯・ひとり親世帯・多子世帯の方に、宅地建物取引業協会板橋区支部および全日本不動産協会城北支部の協力を得て、民間賃貸住宅情報の提供を行っています。電話での申込みも可能です。【無料】	住宅政策課 住宅政策推進 グループ ☎ 03-3579-2186
家賃等債務保証支援制度	保証人の見つからない高齢者・障がい者世帯・子育て世帯・被災者・低額所得者世帯の方が、板橋区と協定を結んだ民間保証会社と保証委託契約を結び、入居を円滑に進めるための支援を行っています。【初回保証料：月額家賃と共益費等の30%（2～1年分※保証会社により異なる）】	住宅政策課 住宅政策推進 グループ ☎ 03-3579-2186
入居者支援サービス	「保証人がいない」「高齢でお部屋探しが難しい」等の相談を伴走して解決します。団体会員の取引先（不動産会社）から物件を収集し、会員の保証会社を利用して賃貸契約を支援します。緊急連絡先（法人）の紹介も受けられます。【部屋探しに係る費用無料※保証会社への保証料は別途必要】	（一社） 賃貸保証機構 ☎ 03-5909-7233
緊急通報システム	自宅内に設置する「生活リズムセンサー」「緊急通報装置」「携帯用ペンダント」により、民間緊急通報システム事業者が24時間安否を見守ります。緊急の場合は119番へ通報し、現場派遣員が出勤し、登録された緊急連絡先へ連絡します。65歳以上のみの世帯が対象です。【住民税課税世帯月額1,400円 非課税世帯400円 生活保護世帯無料】	長寿社会推進課 高齢者相談係 ☎ 03-3579-2464
高齢者電話訪問	週1～2回、定期的に電話相談センターから安否確認の電話訪問を行います。65歳以上のみの世帯が対象。【無料】	おとしより 保健福祉センター ☎ 03-5970-1114
あんしん居住制度	万が一のとき「葬儀の実施」・「残存家財の片づけ」により、高齢者等とそのご家族、大家さんなどの不安を解消します。【葬儀369,200円（5年）残存家財の片づけ212,000円（5年）】	（公財）東京都 防災・建築 まちづくりセンター ☎ 03-5989-1784
成年後見制度	成年後見制度の利用を支援します。【相談無料】	板橋区 社会福祉協議会 権利擁護いたばし サポートセンター ☎ 03-5943-7070
地域福祉権利擁護事業 （日常生活自立支援事業）	認知症や知的障がい等判断能力が不十分な方に福祉サービスの利用援助や金銭管理サービスとして家賃支払い支援等を行います。【相談無料】【サービスの利用は有料】	
生活困窮者自立支援制度	「生活に困っているが、どこに相談したらいいのかわからない」「このままだと家賃を支払うことができなくなる」など生活にお困りの方の総合相談窓口です。専門の支援員が一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、自立への支援を行います。何らかの理由で窓口に相談に来られない場合はご自宅への訪問もしています。【相談無料】	いたばし生活仕事 サポートセンター ☎ 03-6912-4591
住居確保給付金	離職または自営業の廃止により住まいを失いそうな65歳未満の方に、就職に向けた活動をするを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。（※一定の支給上限額、支給要件があります。）	いたばし生活仕事 サポートセンター ☎ 03-6912-4591
生活保護制度	資産や能力等全てを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を支援する制度です。※生活保護受給中の方の住み替えに関するご相談は、担当の職員にご相談ください。	板橋福祉事務所 ☎ 03-3579-2322 赤塚福祉事務所 ☎ 03-3938-5126 志村福祉事務所 ☎ 03-3968-2331

出所）板橋区提供資料

また、板橋りんりん住まいのネットを相談窓口とし、さまざまな居住支援制度のメニューを備えた、板橋区の居住支援の取組連携体制を下図に示す。

図表 100 板橋りんりん住まいのネットの連携体制



出所) 板橋区提供資料より関東信越厚生局作成

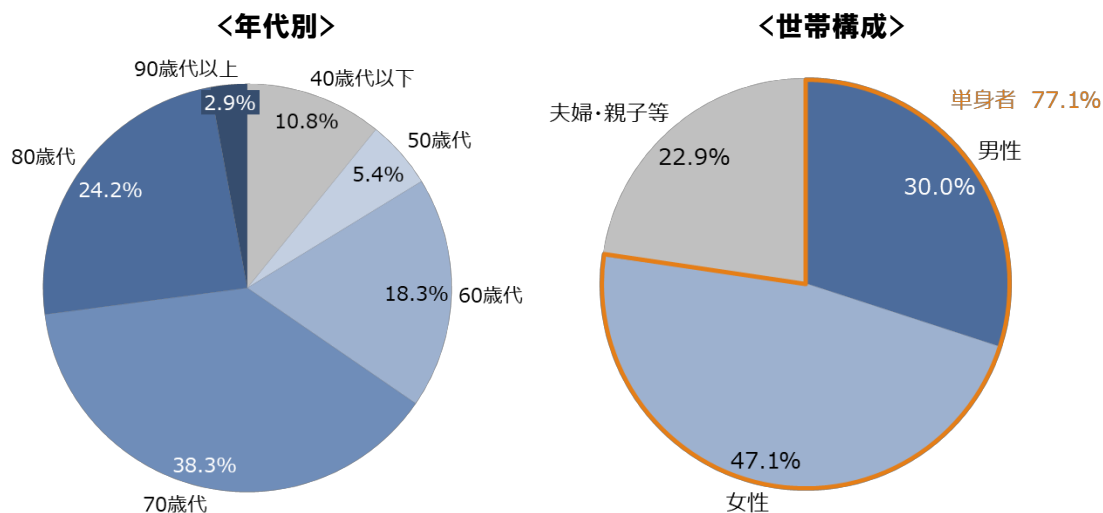
入居支援の希望者にとって最初の入り口となるのが相談窓口「板橋りんりん住まいのネット」である。板橋りんりん住まいのネットでは、民間賃貸住宅への入居を希望する高齢者・障がい者・ひとり親など住宅の確保が困難な方に、住宅情報の提供や入居の支援をする団体・専門窓口を紹介している。

相談窓口が開設されたのは平成 27 年 10 月で、2 名の体制で木曜日の午後（午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分の 1 時間ずつ 3 枠）に予約制で相談を受け付けていた。しかし受付人数実績を考慮し、令和元（2020）年 4 月からは体制を強化、予約制を撤廃し、午前 8 時 30 分から午後 5 時の開庁時間内で、常時相談を受け付ける形へ対応業務のあり方を変更した。

相談者の件数がここ数年で伸びてきていることは、窓口担当者としても実感するところであった。単身高齢者の方が住まいの老朽化で立退きを迫られたり、公営住宅の建替えに伴う転居を要請されたりで、住み慣れた地域を離れることに対する不安から区役所を訪れる、というようなケースもよく耳にするようになったと担当者は述べている。

下図に、相談者の年齢と性別の割合を示す。

図表 101 受付窓口利用者の割合(平成 27～30 年度累計)



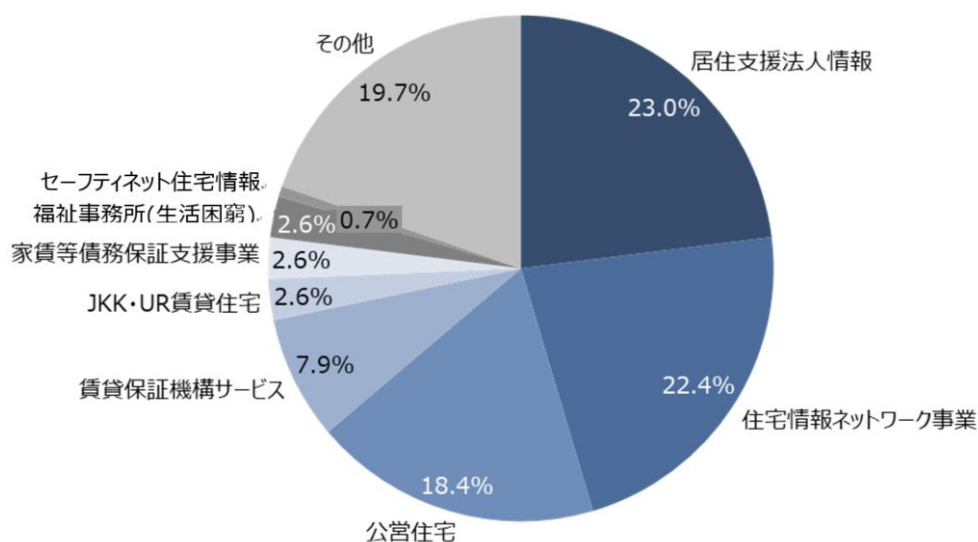
(N = 240)

出所) 板橋区提供資料より NRI 作成

相談窓口における相談件数の内訳を見ると、高齢者の占める割合が圧倒的に多いことが分かる。40 歳代以下の相談者は全体の 10%程度であるのに対し、70 歳代以上の占める割合は 65%以上にも上る。また、単身者の占める割合は 77%と非常に高い。

相談者に対して板橋区が提供している情報の内訳については下図の通りである。

図表 102 相談者に対する情報提供先(令和元年度、複数情報提供も含む)



(N = 152)

出所) 板橋区提供資料より NRI 作成

提供情報の内訳を見ると、相談者に対して単純に住宅情報を提供するだけでなく、居住支援法人に繋げる割合も高いことが分かる。区側でできること、できないことを整理した上で、居住支援法人とうまく連携が取れている様子が見えてくる。

板橋りんりん住まいのネットにて住宅を自分で探したいと希望された場合、「住宅情報ネットワーク事業」協力店 160 店程度を掲載したリストを提供している。

住宅情報ネットワークには、宅建・全日の協力により、単身高齢者など住宅確保要配慮者に貸し出してもよいという物件を随時情報提供する仕組みが確立されている。区が相談者の状況や希望する物件の内容を聴取し、協力店に情報提供依頼書を送付する。希望に該当する物件があった際には協力店から区へ情報提供があり、区から相談者へ情報提供を送付している。

協力店の内訳としては地場の不動産店が多く、経営者も年配の方が多い。こういった不動産店自体が近年減少傾向にあるため、掲載情報もやや減少傾向にある。また、板橋区におけるセーフティネット住宅の数は多くはなく、なかなか需要に対して供給が追いついていない現状がある。共同リビング物件などに限ると紹介余地はあるものの、紹介しても入居希望者から却下されてしまうケースが多いと区の担当者は述べていた。

■居住支援協議会設立の効果

居住支援協議会設立がもたらした効果を定量的に把握することは難しい。しかし、この協議会の存在自体がプラットフォームとして機能することで、多様な支援団体の代表者や実務者と一堂に会する場を作り出すことができるという点は、非常に大きなメリットである。板橋区では、居住支援協議会の総会を開くことが関係者を集める際に呼び水となる上、関係者側としてもどこに問い合わせをすればよいかが明確になったことにより、板橋区内の居住支援の取組の進展が加速した。

■居住支援の取組における課題とその打開策

一般に、単身高齢者の住まい探しにおいては下記の 3 つの困難があると担当者は述べている。

- ①保証人を立てることが困難
- ②安否確認、亡くなった場合の残置物の処理が困難
- ③相続人を探すことが困難

保証人を立てることの困難さについては、板橋区でも 60 歳以上の高齢者を対象とした家賃債務保証制度を用意している。現在、保証会社 4 社と協定を締結しており、通常よりも保証料が低く設定されている。

単身者の場合は死亡時に相続人を探すことも難しいため、亡くなった場合の残置物の処

理や遺産管理の問題も生じる。単身者の遺産管理を委任することができる、相続財産管理人制度も存在はしているものの、いまだ一般の方が使いこなせる程整備されていない。

このように、単身高齢者の住まい探しは平易であるとはいえない状況がある。住宅政策課としても何とか状況を改善するため担当者から協力店への直接のアプローチをしたいと考えている。しかし、住宅確保要配慮者への住宅提供が不動産店やオーナーにとっても大きなビジネスチャンスとなると熱心に説得しても、なかなか聞き入れてもらえなかったと担当者はふりかえっていた。話を聞いてもらい、実際に成約まで至ったとしても、一度でも入居者が近隣とのトラブル等を起こしてしまうと、それ以降の紹介を断られてしまう。

入居支援においては、不動産店に対してのアプローチだけでなく、オーナーに対しても「空室状況が長く続くよりは入居者がいる状況の方がよい」というメッセージを根気強く発信していくことが必要である。現状の区の職員体制ではマンパワーが足りず、不動産店までしかアクセスできていない。今後は、オーナーに対しても対話の場を設けることが必要と考えられる。

その上でカギを握る存在が居住支援法人である。物件情報の提供にとどまらず、セーフティネット住宅の登録にも積極的に協力する法人も存在する。なかには、安否確認や原状回復・事故対応費用補償サービスを提供していたり、緊急連絡先を請け負う法人を別途立ち上げたりするような、なかなか区側で手が回らない領域までカバーしてくれるような法人もあり、こういった法人と意識的に関係を構築していくことが重要である。板橋区が提供するサービスがこれほど充実しているのも、フットワークが軽い居住支援法人の積極的な協力に、助けられている側面が大きいと推察される。

8. 埼玉県さいたま市

■埼玉県さいたま市の基本情報

図表 103 埼玉県さいたま市の基本情報(令和元(2019)年12月1日時点)

面積	217.4 km ²
総人口	1,313,781 人
世帯数	602,095 世帯
合計特殊出生率	1.38 (H28)
高齢者人口 (高齢化率)	301,274 人 (20.1%)
高齢者要支援・要介護認定者 (率)	45,539 人 (15.9%、H28)

出所) さいたま市公開情報より NRI 作成

埼玉県さいたま市(以下、さいたま市)は、埼玉県の南東部に位置する県庁所在地である。古くは中山道の宿場町として発達してきた歴史を持ち、現在は東北・上越など新幹線 6 路線を始め、JR 各線や私鉄線が結節する東日本の交通の要衝となっている。

さいたま市は、平成 13 年 5 月に旧浦和・大宮・与野の 3 市合併により誕生し、平成 15 年 4 月 1 日には全国で 13 番目の政令指定都市へと移行した。

令和 2 年 3 月 1 日時点で、人口 1,315,107 人、世帯数 603, 150 世帯で、高齢化率は、22.8%である。

■高齢者を取り巻く住居問題

住宅問題について、ここ数年で目立つものとしては、高齢者特に単身高齢者でなかなか賃貸契約できない方が多くなってきたことや、公営住宅の倍率が 30 倍近くなくなってしまっている等の諸問題が発生している。さいたま市に限った話ではないが、民間事業者も孤立死等のリスクをを気にしており、単身高齢者の方が賃貸契約を結びにくくなっている。孤立死に伴い物件の資産価値が減少することなどを気にしている節がある。

■居住支援協議会の取組を開始したきっかけ

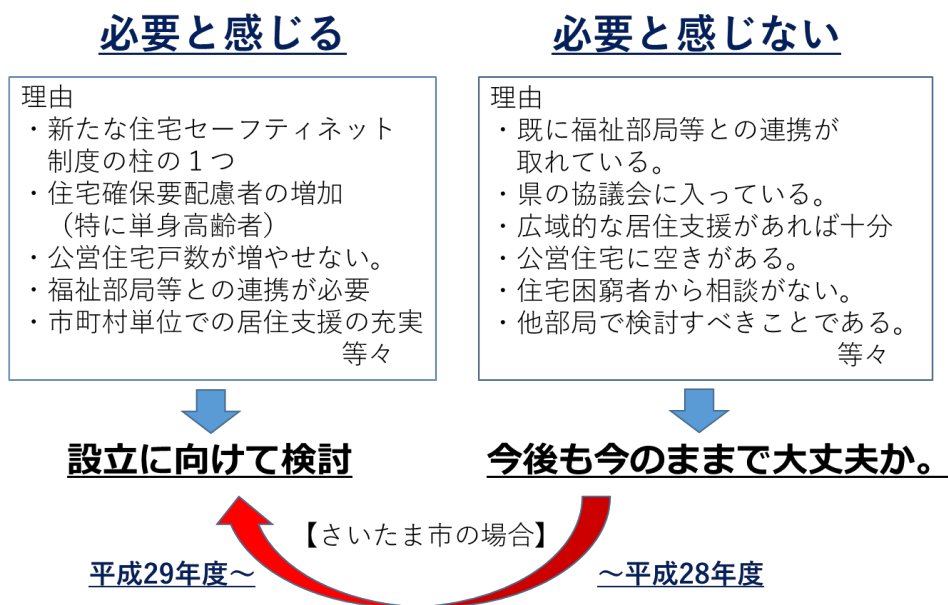
さいたま市では、平成 29 年度の住宅セーフティネット法の改正を受け、居住支援協議会の必要性が高まっていた。法改正前までは、埼玉県の居住支援協議会の構成員でもあり、連携が取れているのでよい、福祉部局が検討していくことではないかという意見もあり、住宅政策課が取り組む必要はないという雰囲気が多勢をしめていた。

一方で、居住支援協議会の必要性については、担当を含め一部では認知されていた。特に、先般の改正を受け、地域で高まっていた住宅確保要配慮者の増加や、これ以上公営住宅戸数を増やせないといった事情もあり、市として居住支援を進めていく機運が高まってきた。

さいたま市は、近隣の政令市の動向も参考としており、川崎市以外にも千葉市、横浜市が

居住支援協議会の整備を進めていたこともあり、市としての対応について検討が開始された。

図表 104 さいたま市における居住支援制度創設までの沿革



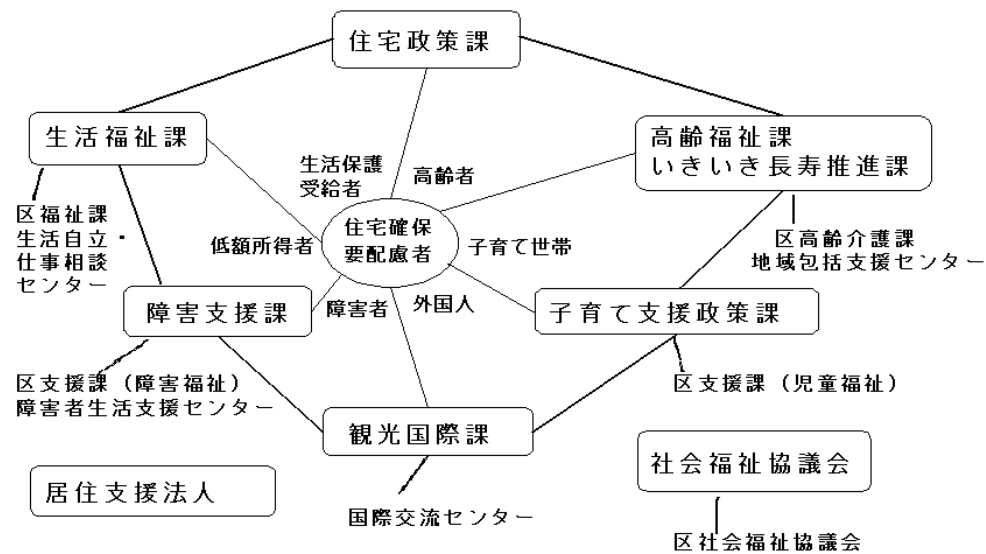
出所）さいたま市住宅政策課 提供資料

■居住支援協議会の設立に向けた動き

さいたま市では、住宅政策課を中心として、居住支援に関する情報共有を図ることを目的に、庁内の高齢福祉課、いきいき長寿推進課、子育て支援政策課、生活福祉課、障害支援課、観光国際課などの住宅確保要配慮者との接点を有する課を中心に声掛けし、居住支援に関する情報共有を図る取組を平成30年1月から開始している。まずは庁内関係部局との情報共有を目的とする連携会議を設けることとし、住宅セーフティネット法の改正や福祉部門では地域包括ケアシステムの構築に向け動いている状況でもあったので、双方のゴールや取組状況の把握を進めるために、住宅確保要配慮者に関わる課の担当を集めて情報共有を図っていった。

この情報共有の場は、連絡会議として開催されており、実際には庁内から7課のほか、居住支援法人と社会福祉協議会が参加している。なお、同会議は、半年に1度のペースで開催されてきた。

図表 105 居住支援連携イメージ図

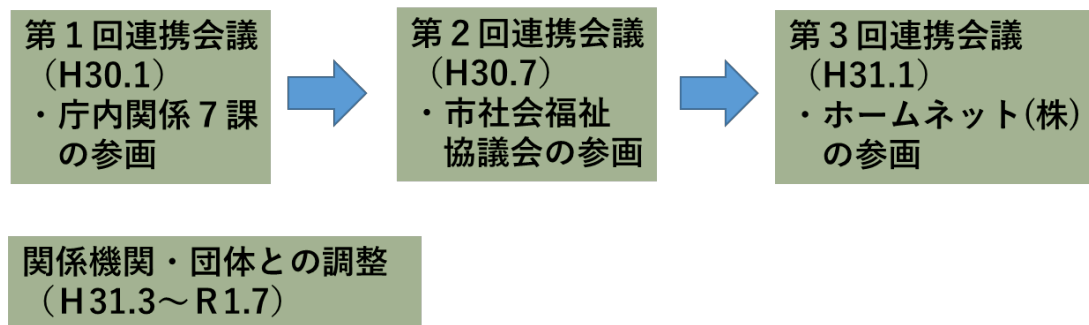


出所）さいたま市住宅政策課 提供資料

続いて、居住支援団体との調整については、埼玉県社会福祉士会には、住宅ソーシャルワーカー⁵での接点があり、生活保護を受けた方の転居などへの対応といった住宅関連のノウハウを持ち合わせていたことから連携会議への参画を打診した。

また、さいたま市社会福祉協議会にも、高齢者等に関する支援施策を多く持っていることもあり、平成 30（2018）年 7 月に参画を依頼した。ホームネットは、県からの居住支援法人の指定を受けていたこともあったので、令和元（2019）年 1 月の連携会議の中に参加してもらうよう調整を進めた。

図表 106 関係団体等との調整・連携

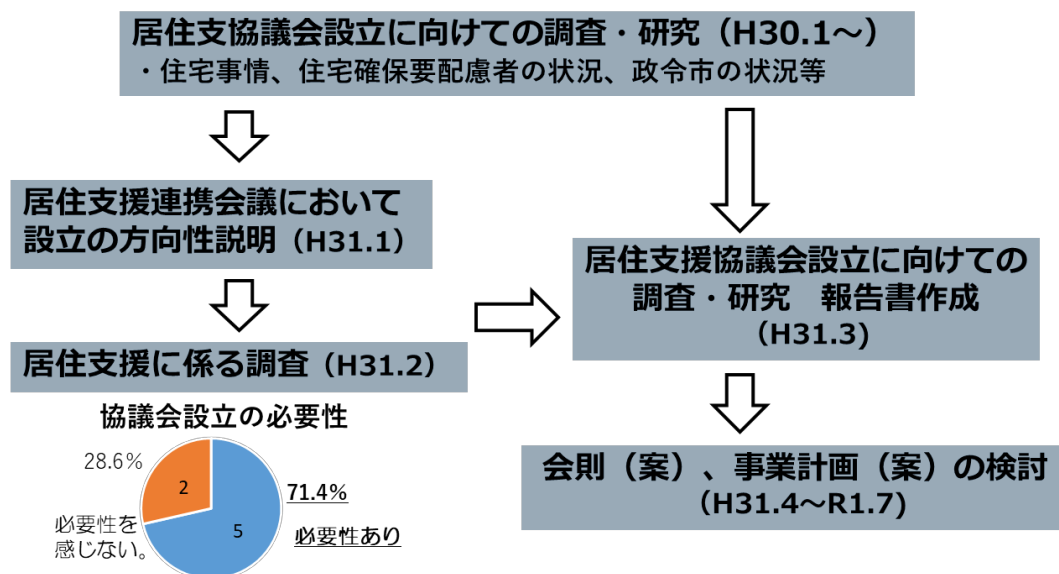


出所）さいたま市住宅政策課 提供資料

⁵ 住宅ソーシャルワーカー：埼玉県社会福祉士会において年齢、障害の程度、生活能力等を踏まえて、アパートや養護老人ホームなどに入居させ、安定した地域生活が送れるように支援していく役割を担うケースワーカーを指す。

同会議の中では、最終的に居住支援協議会の立ち上げに向けた、予備調査も実施しており、また居住支援協議会設立に向けて、住宅事情や他都市の事例調査をはじめ、居住支援に係る調査などを実施している。同時に、関係課に対して、居住支援協議会を設立する必要性や協議会の設置趣旨などの説明を進めていた。最終的に、さいたま市は令和元年8月に居住支援協議会を設立した。次頁に、一連の調査研究フローを示す。

図表 107 居住支協議会設立に向けた調査研究の流れ



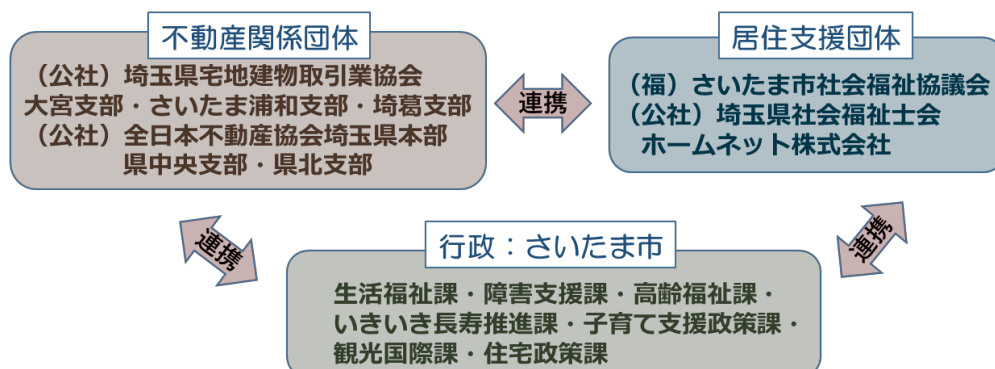
出所) さいたま市住宅政策課 提供資料

■居住支援協議会の概要

さいたま市居住支援協議会は、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、不動産関係団体、居住支援団体、さいたま市が連携し、住まいに関する情報提供や円滑な入居の促進に必要な措置等を協議することを設立趣旨として掲げている。

協議会を構成する団体は、先の連携会議に参画していた団体及び不動産事業者団体である。

図表 108 さいたま市居住支援協議会の構成員



出所) さいたま市住宅政策課 提供資料

■居住支援協議会の体制役割・機能

さいたま市居住支援協議会は、さいたま市建設局建築部長を会長とし、事務局をさいたま市建設局建築部住宅政策課が担う形となっている。会議体としては、総会と部会の 2 つに分かれており、主に実務面として事業に関する専門的な項目について具体化を図りつつ、総会では、部会でとりまとめた成果（事業報告）の承認や、事業計画の決定をするように棲み分けられている。

令和元年度時点では、下記に示す 6 つの取組を進めている。

- ①新たな住宅セーフティネット制度の普及・啓発
- ②住宅関連情報の提供の充実
- ③民間賃貸住宅の入居促進方策の検討
- ④各会員間の情報共有・意見交換
- ⑤入居情報あんしんシートの作成
- ⑥居住支援セミナーの開催

つぎに、上記①から⑥のうち、ポイントとなる項目についてのみ補足的に説明する。⑤入居情報あんしんシートについては、入居中や退去時などに入居者に異変や万が一のことが起こった際に、必要な手続きをスムーズに進めるため、不動産事業者が事前に把握しておくことが望ましい入居者に関する情報を、入居者に記入してもらうものである。

図表 109 入居者情報あんしんシート(案)

入居者情報あんしんシート (案)				記入日	年	月	日
				更新日	年	月	日
○入居者情報							
入居者	ふりがな氏名			【外国人の場合】			
	入居物件			国 籍： 対応可能言語：			
○連絡先情報							
親族・友人等	①	ふりがな氏名	電話番号				
		住所	間 柄	☐ 親族 () ☐ 友人 () ☐ 連帯保証人 ☐ その他 ()			
	②	ふりがな氏名	電話番号				
		住所	間 柄	☐ 親族 () ☐ 友人 () ☐ 連帯保証人 ☐ その他 ()			
○医療・福祉に関する情報							
健康状態		☐ 良好 ☐ 通院中 ☐ 往診 (病名：)					
医療機関 (かかりつけ医)	名 称			名 称			
	電話番号			電話番号			
介護保険 サービス (ケアマネ)	利用 有・無	要介護度 要支援 1・2 / 要介護 1・2・3・4・5					
	居宅介護事業所名			ケアマネージャー			
	電話番号						
障害福祉 サービス	訪問・通所	週・月に 回 / 日・月・火・水・木・金・土 曜日					
	利用 有・無	障害者手帳 あり・なし / 身体・療育・精神 級					
	相談支援事業所名			担当者名			
	電話番号						

出所) さいたま市住宅政策課 提供資料

つづいて、⑥居住支援セミナーについては、今後、急増する高齢者等の住宅確保要配慮者の住まいの課題・現状等について、不動産関係団体、福祉関係団体、行政等が情報共有を図ることを目的に開催した。

図表 110 居住支援セミナーの様子



出所) さいたま市住宅政策課 提供資料

居住支援協議会では、住宅確保要配慮者の入居が円滑に進むように、発足初年度の成果として入居者情報あんしんシートを作成した。まずは各関係者との連携のためにはどういった情報が必要になるのかを整理するところからはじめ、不動産事業者が入居者とコミュニケーションする際に任意に使用することを目的としている。

■ 県との調整

県と市の棲み分けを目的に、両者では同様な事業の実施や二重行政とならないように業務内容を調整するようにしている。居住支援協議会での今後の県の役割は、市区町村側の居住支援協議会の立ち上げを進めていくことがメインとなり、地域の共住支援は市区町村で行っていくという方向性で県側と見解の確認を行った。

■ 民間事業者等との協力関係の構築について

市社協は、居住支援の幅広い知見や施策をもっており、また同法人が市の外郭団体だったことから市として声かけをしていき、最終的に正式に依頼した。

不動産事業者団体については、行政側に居住支援策がない状態で話を持ち掛けることは難しい側面もあった。さいたま市では、要配慮者というリスクの高い入居者をサポートしていく体制を伝えるとともに、福祉系団体が有する支援策を最初に説明するなどして、徐々に関心を持ってもらえるよう工夫していった。

■今後の取組予定

今後の取組として、要配慮者の入居に際して、家主や不動産事業者の理解や不安の軽減を図ることを目的に、行政や関係団体の居住支援の情報等をまとめた冊子として、居住支援ガイドブックの作成を進める。また、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居支援を行うにあたっての基礎資料とするため、住宅確保要配慮者の入居等に関するアンケートを実施する予定と市の担当者は述べていた。

第4章

地域包括ケア応援セミナーの開催

1-1 目的

(1) 地域包括ケア応援セミナーの目的

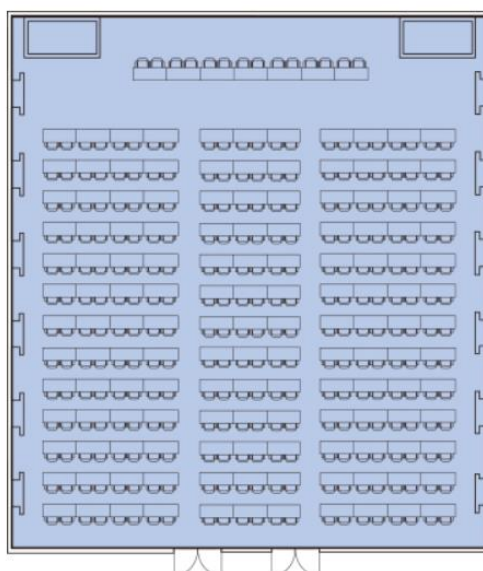
本事業および「人生100年時代に向けた自治体におけるフレイル予防促進に関する調査研究事業」における事業の成果を報告することと同時に、省庁間の連携による地域包括ケアの取組に関する自治体支援のあり方について、ディスカッションを通じ示唆を得ることを目的として企画した。

1-2 概要

(1) 開催時期および会場について

本セミナーの開催時期及び会場の詳細については、下記を想定していた。

- ・ 開催日時：令和2年3月19日（木） 13：30～16：30（13時開場）
- ・ 場 所：全国都市会館 大ホール
- ・ 収容人数：300人（セミナー形式）
- ・ アクセス：
有楽町線「麴町駅」1番出口より徒歩3分
有楽町線・半蔵門線「永田町駅」9b出口より徒歩4分
南北線「永田町駅」9a出口より徒歩4分
丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」D出口（弁慶口）より徒歩7分
- ・ 間 取：下図参照



- ・ ポスター：下図参照

〈表面〉

第13回



地域包括ケア応援セミナー

部局一丸となって取り組む地域づくり

2020

3/19

13:30より

場所: 全国都市会館 大ホール

有楽町線「麴町駅」1番出口より徒歩3分

有楽町線・半蔵門線「永田町駅」9b出口より徒歩4分

南北線「永田町駅」9a出口より徒歩4分

丸ノ内線・銀座線「赤坂見附駅」D出口(弁慶口)より徒歩7分

〈裏面〉

プログラム

13:30～14:15

【第一部】 令和元年度老人保健健康増進等事業 事業成果報告

1. 人生100年時代に向けた自治体におけるフレイル予防促進に関する調査研究事業

株式会社野村総合研究所

2. 超高齢社会における地方機関等との連携による農福連携、移動支援、居住支援の在り方に関する調査研究事業

株式会社野村総合研究所

14:25～16:30

【第二部】 パネルディスカッション

パネリスト

関東農政局農村振興部 農村計画課
久保 浩明 氏(予定)

関東地方整備局建政部 住宅整備課長
横田 圭洋 氏

関東経済産業局 地域経済部
次世代・情報産業課
室住 敬寛 氏

関東運輸局交通政策部交通企画課長
村田 智紀 氏

関東信越厚生局 地域包括ケア推進課長
金子 雄一郎 氏

【申込先】 ※下段の事項をメールに直接ご記入いただくか、下段申込欄に記入しFAXにてお申込みください。
地域包括ケア応援セミナー申込専用アドレス seminar_apply@nri.co.jp
FAX:03-3273-6522

【問い合わせ】

地域包括ケア応援セミナー事務局(野村総合研究所内) seminar_inquiry@nri.co.jp

フリガナ		フリガナ	
氏名		勤務先・団体名	
電話番号		FAX	
メールアドレス			

(2) セミナーの進行次第

本セミナーの進行次第として、以下を想定していた。

1. 開会
2. 局長挨拶 (13 : 30～13 : 40)
3. (第一部) 令和元年度老人保健増進等事業 事業成果報告 (13 : 40～14 : 15)
 - ① 人生 100 年時代に向けた自治体におけるフレイル予防促進に関する調査研究事業 (15 分)
 - ② 超高齢社会における地方機関等との連携による農福連携、移動支援、居住支援の在り方に関する調査研究事業 (20 分)～休憩～
4. (第二部) パネルディスカッション (14 : 25～16 : 30)
 - ① 関東信越厚生局より政策のご紹介 (15 分)
 - ② 政策のご紹介 (厚生局を除く各局 10 分×4)
 - ③ ディスカッション (60 分)

(3) 登壇者

パネルディスカッションの登壇者としては、下記の5名を想定していた。

- ・ 関東農政局農村振興部 農村計画課
久保 浩明氏 (2月時点で打診予定であった)
- ・ 関東経済産業局 地域経済部 次世代・情報産業課
室住 敬寛氏
- ・ 関東信越厚生局 地域包括ケア推進課長
金子 雄一郎氏
- ・ 関東地方整備局建政部 住宅整備課長
横田 圭洋氏
- ・ 関東運輸局交通政策部交通企画課長
村田 智紀氏

1-3 地域包括ケア応援セミナーの開催中止について

(1) 経緯と今後の対応について

令和 2 (2020) 年 1 月以降、周辺国だけでなく国内でも新型コロナウイルス感染患者が発生したことを受け、本調査研究においては感染拡大防止に向けた予防措置の一環として、本セミナーの参加者が 300 名と大人数が一度に会することや、来年度以降の実施も可能であることに鑑み、3 月 19 日 (木) の開催を中止することとした。本セミナーに代わる対応として、メールでの報告書送付や令和 2 年度以降の都県協議会の場で調査結果を報告

するといった方法を検討している。このほか、本調査研究においては、令和2(2020)年2月25日(火)に開催された農福連携推進関東ブロックセミナーにおいて、本調査研究の調査結果の一部を報告した。

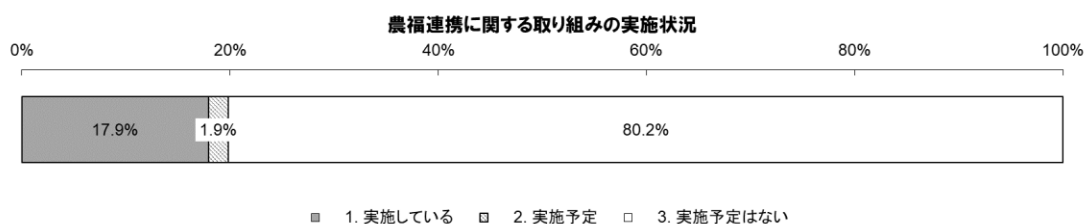
第5章

総 括

1-1 農福連携

本調査を通じて、関東信越厚生局管内の1都9県における農福連携の取組状況、ならびに農福連携を進めるメリットと、推進時の障壁、留意点などが明らかになった。まず、農福連携については、取組状況が芳しくない実態（17.9%）が浮き彫りになり、また将来的に取り組もうとする自治体の数はほとんどないと言えるほどの少なさ（1.9%）であった。

図表 111 農福連携に関する取組の実施状況



さらに、アンケートの回答状況に目を向ければ、行政が主体的に実施している取組は極めて少なく、本調査研究において好取組として紹介している上越市の取組についても、医療機関が主体的に実施しているものであった。こうした状況を踏まえれば、高齢者を取り巻く福祉・介護という領域においても、農福連携の認知度、注目度がまだまだ熱を帯びていない状況を垣間見ることができたとも考えられる。

一方で、農福連携がもたらす効果・メリットとしては、昨今の通いの場・サロンに女性高齢者が多く集まるが、男性高齢者の参加率が高まらないといった課題を克服し得る気づきもあり、また認知症患者にとっても MMSE 維持の可能性や、根源的時間感覚の維持につながるといった点が挙げられる。これらの効果を勘案すれば、積極的に取り組んでいくべき地域づくりの手法と言える。前述したように農福連携の参加者は男性がほとんどであり、何らかの目的意識をもって、継続して取り組めることで、参加継続率がきわめて高いことは特筆に値する。通いの場の普及・促進を目指す市区町村においては、通いの場が盛り上がらない、男性の参加率が上がりにくい、参加者数の減少がとまらないといったところも少なくない。このような自治体にとっては、通いの場の維持・拡充という観点で、将来の選択肢として農福連携の実践は少なからず効果の見込める興味深いテーマの一つとも言えるのではないかな。農福連携の実施は、下記の点で通いの場のメニューとして取り入れる上でも効果の高いと考えられる。

- ① 根源的な時間感覚の維持など認知症諸症状の緩和
- ② できなくなっていくことが多い中での自己肯定感の回復
- ③ 適切な負荷の運動に拠る筋力の維持
- ④ 農業加工品販売など目的意識・やりがいの醸成

同時に、市区町村が農福連携を実践するにしても、農地の確保をどのように進めるのか、

予算を付けられないなかでどのように農地の維持・管理、また農薬等を使用しない、難易度の高い農業とどう対峙するのかという課題が生じることも本調査研究を通じて明らかになった。農地管理のできる世話役の確保や、農業に係る知見を有する高齢者の巻き込みが、行政主体の農福連携を成功に導く際には重要であることが示唆されており、今後、農福連携に取り組もうとされる市区町村においては是非参考とされたい。

図表 112 農福連携実施におけるメリット・デメリット

取組上のポイント	想定される懸案事項
✓ 高齢者の方はそれぞれ経験と知識を持っている。取組を進める上では、各人ができることを引き出しつつ、何らかの貢献を果たしていることを実感してもらうことが、農福連携の取組目的に鑑みると大切である。 ✓ 雨天時・冬季の時間の使い方、中だるみを防ぐ、収穫祭などのイベント運営も取組の充実には不可欠。 ✓ また、2,30代の若手世代と高齢者を組み合わせると、物事が円滑に進みやすいといった現場の意見もあり、専門的知見を伝承していくという形をつくれることが農福連携の取組を奏功させるポイントであるとの指摘もあった。 ✓ 農業指導を担ってくれる世話役の方の存在も農福連携の取組を運営していく上では重要である。 ✓ 他の地域でも同様に展開しようとするのであれば、こうした農業指導に携わる人材が必要である。 上越市では、農業指導にあたったボランティアの方が、元々医療機関に勤めていたこともあり、患者理解と農業理解の両方を兼ね備えていた。こうした人材を地域から発掘してくることも重要と言える。	✓ 稲作ケアの良いところは一年を通じて取組を進めることができることであるが、その一方で水田の管理が大変なので、他の地域で横展開することは容易ではない。 ✓ 予算も少なく農業なども使えないため、難易度が高い。 ✓ そもそも認知症患者に農業ができるのかといった意見も多く、家族の同意をとることに難航した。 ✓ 稲作ケアを参加者にとってのいきがいとして、役立ててもらうことが大切な一方で、ケアの視点を忘れないよう意識することが重要である。 ✓ 農地の確保についても一つの課題と言える。 近隣の農家など、家族の高齢化が原因で畑の管理ができなくなってきたことで、農福連携の取組を見て、農地の無償貸し出しを申し出るケースもあり、農福連携が軌道に乗ったことで、むしろ当初よりも農地は増えた。

農福連携に係る好取組事例では、各事例において課題や障壁を克服するにあたり、自治体や事業者が、以下に示す工夫を実施していたので是非、参考とされたい。

図表 113 農福連携に係る好取組事例ヒアリングにおける克服課題と奏功ポイント

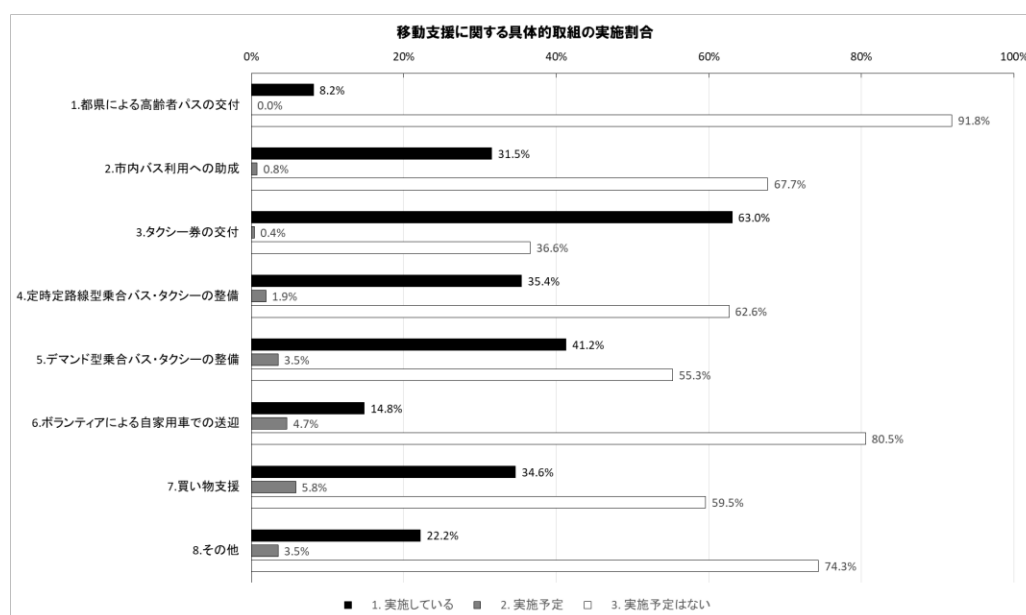
	取組上の課題など克服した点	工夫・ポイント
新潟県上越市 P.43	✓ 通年の取組として飽きさせない仕組みづくりが必要 ✓ 水田の管理など、農作地の維持が困難	✓ 稲作以外にも、野菜等の栽培を通じ、通年で作業が発生するよう計画を策定 ✓ 農業に関する知見を有している世話役に協力をいただいて取組の運営補助を依頼
栃木県足利市 P.52	✓ 農作物をつくるだけでなく社会参加のきっかけにどうつなげていくのか仕組みが必要 ✓ 移動販売車の効果的な運用方法の確立	✓ 認知症カフェとの連動や、収穫物の販売などを介護施設の利用者に還元 ✓ JAなど市内の小売店と連携し、買い物弱者を支援

1-2 移動支援

移動支援に関しては、市区町村の取組率が 88.7%と高くなんらかの形で高齢者に対する支援が行われている。市内バス利用の助成や高齢者パスの交付、タクシー券の交付など、数

十年前から実施されてきた支援は実施率の高いものが多い。同時に、乗合バス・タクシーの整備、デマンド型乗合バス・タクシーの整備が4割近い市区町村で行われていること、買い物支援が3割強の市区町村で提供されていることが明らかになったが、地域ニーズに応えきれているかは定かではない。今後の実施予定に目を向けてみると、最もその割合が高いのは7. 買い物支援であるなど、利用者の生活に即したサービス提供の取組意向が高いことは注視すべき点と言える。

図表 114 移動支援に関する具体的取組の実施割合



本調査研究からは、移動支援に関連して好取組ヒアリングからも多くの示唆が得られたと言える。まず、移動支援に関しては公共交通機関を活用したものと、公共交通機関を活用しないものの2つに分類される。後述するような公共交通機関を活用しない移動支援は、その実施に際して多様な機関・事業者との調整を要するだけでなく、地域においても住民に対し一定の責任をもたせた仕組みを構築しなければ持続可能な支援サービスの提供が難しいことが明らかになったと言える。公共交通機関や民間タクシー会社を利用する高齢者向けの移動支援としては、利用料の補助などで十分なサービスを提供できるが、デマンド型バスや乗合タクシー、地域コミュニティバスを走らせるにしても、既存の公共交通機関や民間タクシー会社などの業務を圧迫しないことが第一に求められる。そのため、安易なサービス施策の展開は難しい。また、道路運送法などとの兼ね合いもあり、移動支援をボランティアが実施するにしても、対応すべき事項やその難易度は低くない。また、移動支援サービスを提供する際には、こうした民間事業者からの了解の取り付けだけでなく、高齢福祉部局と交通部局間での調整などが不可欠と言える。

移動支援サービスを拡充するにあたっては、その地域のニーズや特性を十分に理解した

上で、関係機関と調整を重ねていくことが求められる。実際、公共交通機関を活用しない移動支援サービスを提供している地域に共通していることは、“事業性を見通せない地域”であることである。こうした地域では、乗合タクシーや地域コミュニティバスの運用、ボランティアの活用などのサービス提供が現実的だが、利用者が集まらないことで容易に採算が取れなくなってしまう。そのため、移動支援サービスの持続的な提供には、利用者数の管理やボランティアの調整など“地域住民の責任ある協力”も必要となってくる。実際、好取組事例で取り上げた長野県松本市、神奈川県秦野市の事例でも、自治会長などが中心となってサービスの利用者管理のほか、サービスの支え手であるボランティアのシフト編成などを率先して実施していた。また、行政側も野放図に移動支援サービスを提供することはできず、サービスを提供するからには地域住民にも“正しく使用されなければ補助や支援は継続されないといった強い当事者意識”を持ってもらう必要性に言及していた。

さらに、地域ニーズの把握もサービスを検討する上では、極めて重要であった。秦野市の事例でもふれたように、買い物支援等は地域の出店状況や急坂の有無など地理的特性のほか、ボランティア等の支え手となる人材の充足度合によって、地域課題や、その対応策が異なってくる。さらに踏み込めば、サービス提供を検討するに当たっては、本当に必要なサービスかを検証する必要があることも事例から明らかになったと言える。アンケートでは、買い物のしづらさが上昇したため移動支援や移動販売などのサービスが必要な地域であっても、本当に買い物に行けず困っている住民は全体の数パーセントであったなど、十分なニーズ調査が無ければ本当に必要なサービスを特定できない。

一方で、移動支援サービスを利用する高齢者ともなると、脚が不自由な方や、何らかの持病を持たれている方も多い。サービスの拡充は、塞ぎこみや引きこもりがちな高齢者の外出量増加につながるといった効果のほか、生活の為の移動を支援していく過程で、自ずと地域見守りの仕組みが構築されるなど、移動支援サービスの提供を通じて、副次的な効果ももたらす。結果的に、地域の支え手・受け手の関係構築につながり、地域コミュニティの維持・活性につながる可能性が示唆されるなど、サービス実施の効果も高い。

これまでに述べたように、効果的な移動支援サービスの実施にあたっては、地域の実情の適正な把握、地域住民を巻き込む形での持続可能な移動支援サービスの仕組みの構築を前提とした上で、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）サービス D 型の活用や、秦野市の事例（P.66 エラー! ブックマークが定義されていません。）にもあった通所型サービス B と組み合わせた形での訪問型サービス D の展開、ボランティア主体の移動支援の展開などを展開していくことも可能である。方法論としては様々な組み合わせや、行政からの民間企業への経済的支援などが考えられる。

移動支援を推進させようとしている市区町村担当者にとって、本報告書が将来の施策検討の一助となれば幸いである

移動支援に係る好取組事例では、各事例において課題や障壁を克服するにあたり、自治体や事業者が、以下に示す工夫を実施していたので是非、参考とされたい。

図表 115 移動支援に係る好取組事例ヒアリングにおける克服課題と奏功ポイント

	取組上の課題など克服した点	工夫・ポイント
長野県松本市 P.57	✓ 地域住民にも責任の一部を負担してもらう仕組みづくり ✓ 地域支援の方法論の模索	✓ 公共交通機関、ボランティアの活用による交通空白地域の解消 ✓ 地域づくりセンターなど行政と地域住民による移動支援の仕組みの形成
神奈川県秦野市 P.66	✓ 事前の地域ニーズの正確な把握 ✓ 民間事業者との事前調整を通じた非営利での移動支援の形づくり	✓ 地域住民の手によるニーズ把握と車輛の運行管理 ✓ 既存の民間事業者の営業に差し障りのない地域の丁寧な選定と取組に関する事前協議の実施

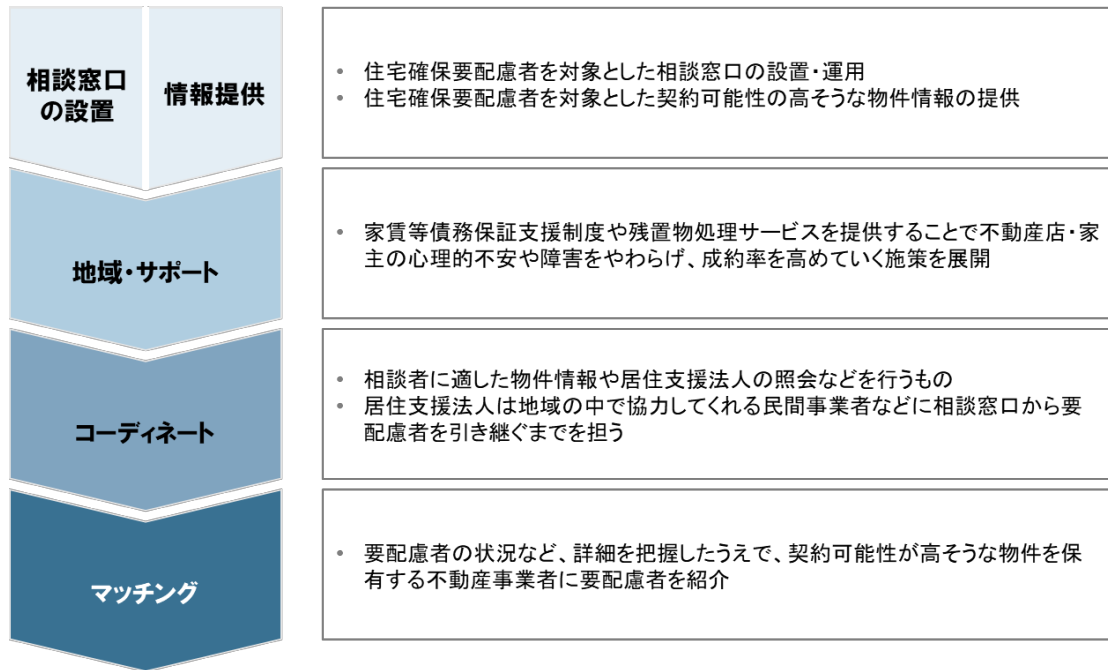
1-3 居住支援

住宅確保要配慮者の居住支援に関する推進環境は、平成 27 年 10 月に施行された「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（以降、改正住宅セーフティネット法）の施行を契機に好転したと言える。同法は、低所得者や被災者、高齢者など、住宅確保に配慮を要する方に住宅を供給するための支援の指針を定めた法律であるが、昨今、増え続ける空き家の問題や、障がい者、高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者を支援することが施行の背景にある。特に「物件登録制度の創設」、「要配慮者の入居円滑化」など、改正のポイントになった点は、住宅部局・福祉部局が市区町村内で居住支援の取組を進めることを後押しするものである。たとえば、物件登録制度に目を向けると、登録に際し入居を受け入れる住宅確保要配慮者の範囲を定めることが認められており、たとえば住宅確保要配慮者のうち、高齢者に限定する、もしくは障がい者のなかで身体障がい者のみに入居者を限定するといったことが可能となった。これまで、住宅確保要配慮者が住まいを見つけられなかった理由は多岐にわたるが、最大の要因は孤独死やゴミ屋敷化、契約者の認知症の進行による近隣住民とのトラブル等の諸問題の発生などが多かった。このような問題事象の発生を避けるべく、家主は障がい者、高齢者など住宅確保要配慮者を受け入れることを敬遠してきた。実際、日本賃貸住宅管理協会が平成 22 年に実施した「民間賃貸住宅の管理状況調査」によれば、全国のオーナーの 20%近くが上記のような懸念理由を挙げ、入居者を制限していることが調査結果として示されている。

このような住宅確保要配慮者に対する住宅の貸し渋りを減らすためには、家賃等債務保証支援制度の整備や残置物処理サービスなど、オーナーの不安を払しょくするような制度・サービスの拡充が急務と言える。

本節では、これまでの調査結果、及び各好取組事例の調査結果を基に、上記の居住支援施策を踏まえ、自治体における居住支援の進め方についてモデルを示す。

図表 116 市区町村による居住支援の業務フロー



情報共有は、居住支援のファーストステップに位置付けられ、住宅確保要配慮者を受け入れる物件情報のリストを配布し、住まい探しの一助とするものである。ただしこの段階では一方的に情報を提供するだけであり、あくまでも住まい探しは住宅確保要配慮者自身が行う必要がある。

その次の段階が、コーディネートである。ここでいうコーディネートは、受付窓口を設置し、相談者の置かれた状況を聞き入れた上で、相談者に適した物件を紹介したり、居住支援法人へとバトンタッチしたりする。情報提供者が一貫した居住支援サービスを提供するためには、不動産団体や居住支援法人の協力が要となる。不動産団体には住宅確保要配慮者を受け入れる物件情報を提供してもらうことで紹介可能物件数を拡張してもらう必要がある。同時に、行政側は、家賃等債務保証支援制度や残置物処理サービス等を提供することで、供給側の心理的抵抗感を緩和する施策を講じるなどする必要がある。

上述した一連の対策を講じるにあたり、居住支援協議会を設けることは行政にとって大きなメリットがある。住宅確保要配慮者は、障がい、福祉、介護など幅広く存在しており、窓口がわかりづらい。そのため、一つの部署で対策を講じたところでその効果は限定的であることから庁内の複数の部署が連携をして問題に対処する必要があるが、庁内連携の難しさについては、前節の移動支援でも記したように、同様に難易度が高い。

公営住宅の減少・老朽化の問題もあるが、一方で全国的に空き家が増加することが予想されるなど、地域の中にはまだまだ活用可能な資源が多く眠っている。今後、住宅確保要配慮者が、継続して住み慣れた地域での生活を維持しようとする需要は、後期高齢者の急増を背景に、益々高まっていく。そのためにも、住宅部局ないし福祉部局のいずれかが旗振りをし

ながら、居住支援に取り組んでいく必要がある。居住支援の取組を強化しようとしている市区町村担当者にとって、本報告書が居住支援に係る将来的な取組を検討する際の一助となれば幸いである。

居住支援に係る好取組事例では、各事例において課題や障壁を克服するにあたり、自治体や事業者が、以下に示す工夫を実施していたので是非、参考とされたい。

図表 117 居住支援に係る好取組事例ヒアリングにおける克服課題と奏功ポイント

	取組上の課題など克服した点	工夫・ポイント
神奈川県川崎市 P.76	✓ 地域住民への適切な情報提供と相談体制の構築 ✓ 家主側への行政サポートの提供	✓ すまいの相談窓口はやくより設置しており、外国人、高齢者などの住宅確保要配慮者への対応スキームを構築 ✓ 家主のサポートだけでなく、契約可能性の高そうな物件を有する居住支援法人に利用者を連携
東京都豊島区 P.82	✓ 家主側への行政サポートの提供 ✓ 居住支援団体登録制度による人手不足の解消	✓ 家賃債務保証、残置物処理・安否確認を行う団体と協定を締結するなど、家主の抵抗感を払しょく ✓ 居住支援団体に対し区が法人指定をすることで、団体の信頼性を担保する代わりに、支援団体の人手を利活用
東京都板橋区 P.88	✓ 居住支援関係者が集まりやすい、プラットフォームとしての居住支援協議会の設立 ✓ 協力的な居住支援法人による人手不足の解消	✓ 居住支援におけるステークホルダーのアクセス先を居住支援協議会に集約化・明確化することで取組の進展が加速 ✓ 協力的でフットワークが軽い居住支援法人と信頼関係を構築
埼玉県さいたま市 P.94	✓ 居住支援協議会の設立に向けた協力の取り付け ✓ 関係者を巻き込んだ居住支援の形づくり	✓ 庁内の連携を促すために情報交換をする会議体を設立 ✓ 職員の声掛けを通じた官民連携による協議の場を設立

第6章

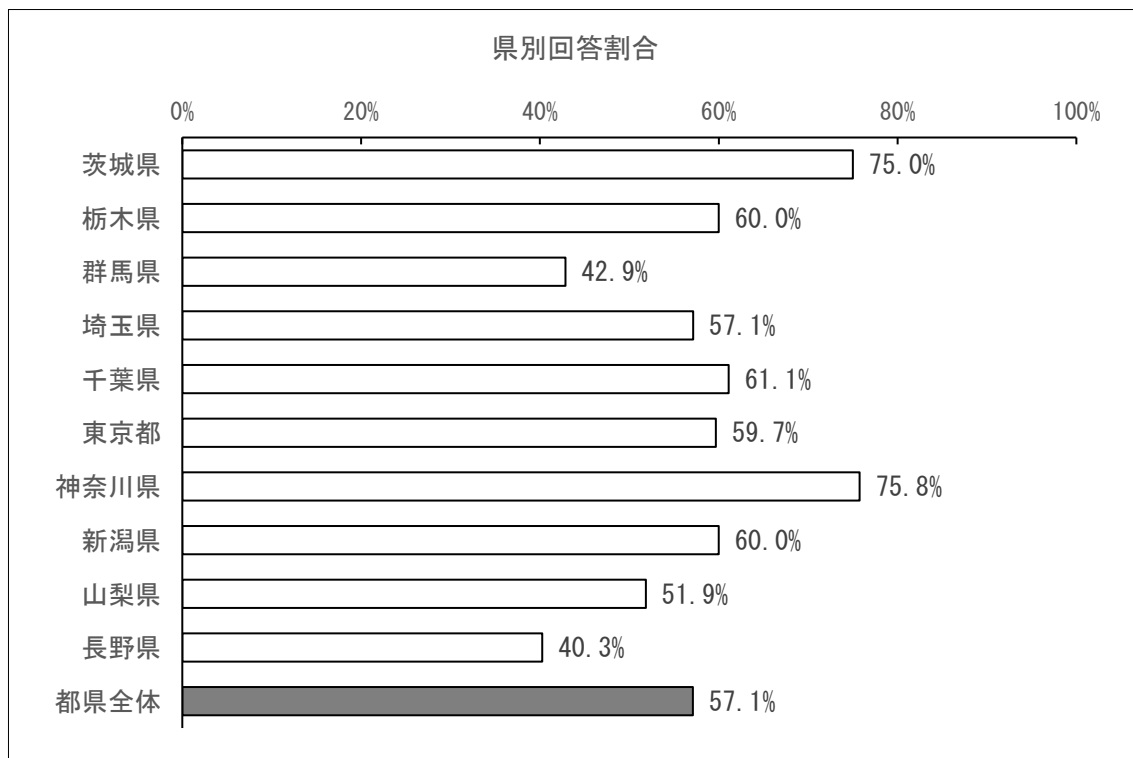
参考資料

参考資料①
アンケート調査単純集計

質問 1. 所属する都道府県名をご記入ください。

質問 2. 自治体名をご記入ください。

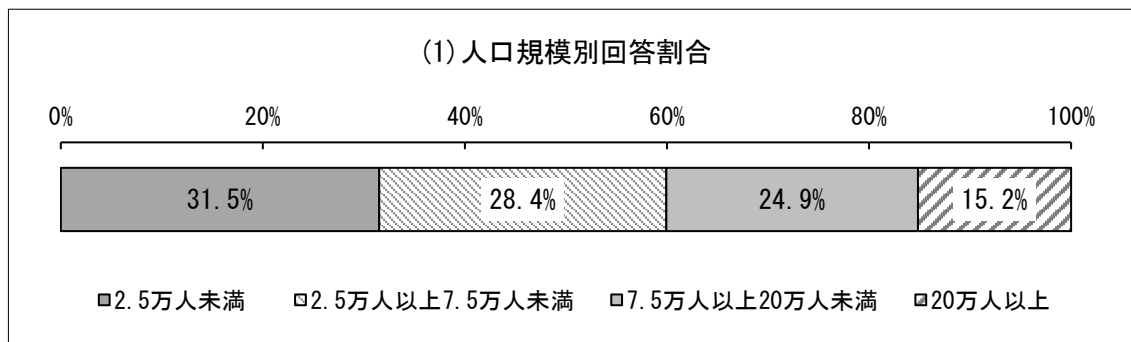
(N=257)



都県名	回答数	自治体数	割合
茨城県	33	44	75.0%
栃木県	15	25	60.0%
群馬県	15	35	42.9%
埼玉県	36	63	57.1%
千葉県	33	54	61.1%
東京都	37	62	59.7%
神奈川県	25	33	75.8%
新潟県	18	30	60.0%
山梨県	14	27	51.9%
長野県	31	77	40.3%
都県全体	257	450	57.1%

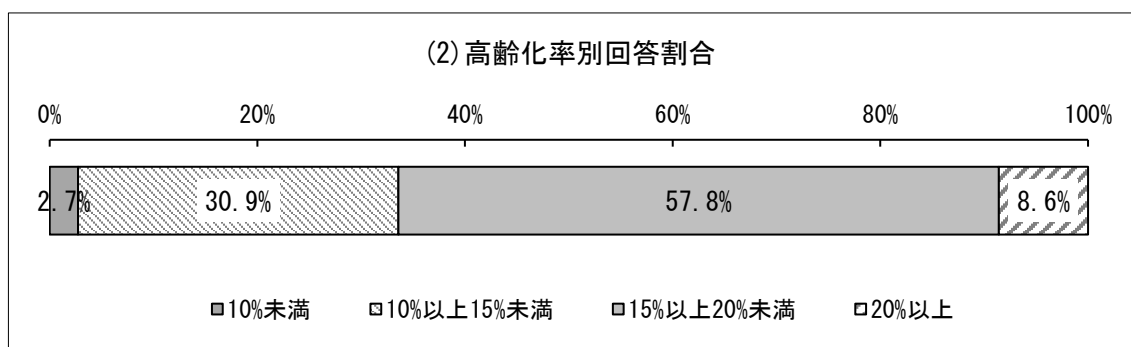
質問 3- (1) (1)人口・(2)高齢化率・(3)要支援・要介護認定率・(4)健康寿命・(5)平均寿命・(6)高齢者世帯数・(7)独居高齢者世帯数・(8)農家世帯数（専業・兼業）をご記入ください。

(1)人口 (N=257)



人口	回答数	割合
2.5 万人未満	81	31.5%
2.5 万人以上 7.5 万人未満	73	28.4%
7.5 万人以上 20 万人未満	64	24.9%
20 万人以上	39	15.2%
総計	257	100.0%

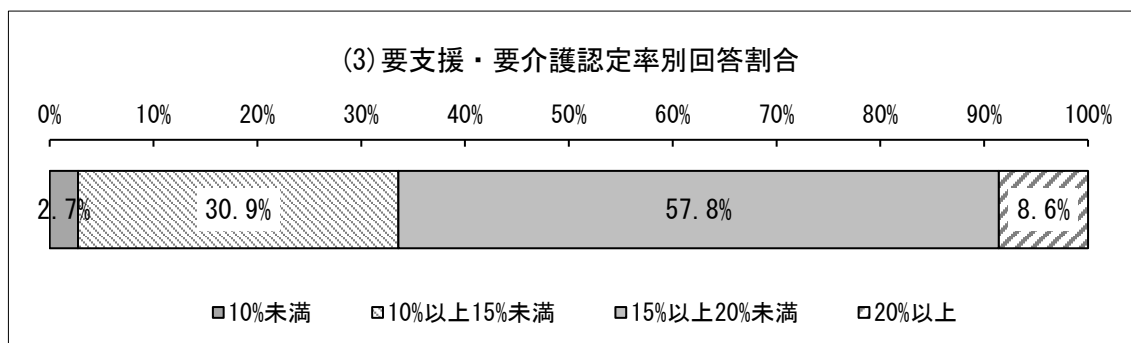
(2) 高齢化率 (N=257)



高齢化率	回答数	割合
25%未満	53	20.6%
25%以上 35%未満	141	54.9%
35%以上 40%未満	42	16.3%
40%以上	21	8.2%
総計	257	100.0%

(3) 要支援・要介護認定率

(N=256)



要支援・要介護認定率	回答数	割合
10%未満	7	2.7%
10%以上 15%未満	79	30.9%
15%以上 20%未満	148	57.8%
20%以上	22	8.6%
総計	256	100.0%

(4) 健康寿命

(5) 平均寿命

	(4) 健康寿命			(5) 平均寿命		
	全体	男性	女性	全体	男性	女性
最小値	65.9	64.5	66.5	74.7	77.4	84.5
最大値	87.5	83.8	87.1	87.8	88.8	90.3
平均値	77.6	78.3	81.6	83.9	80.9	86.8
中央値	81.5	79.7	84.4	83.8	80.6	86.6
回答者数	279	242	241	292	252	251

(6) 高齢者世帯数

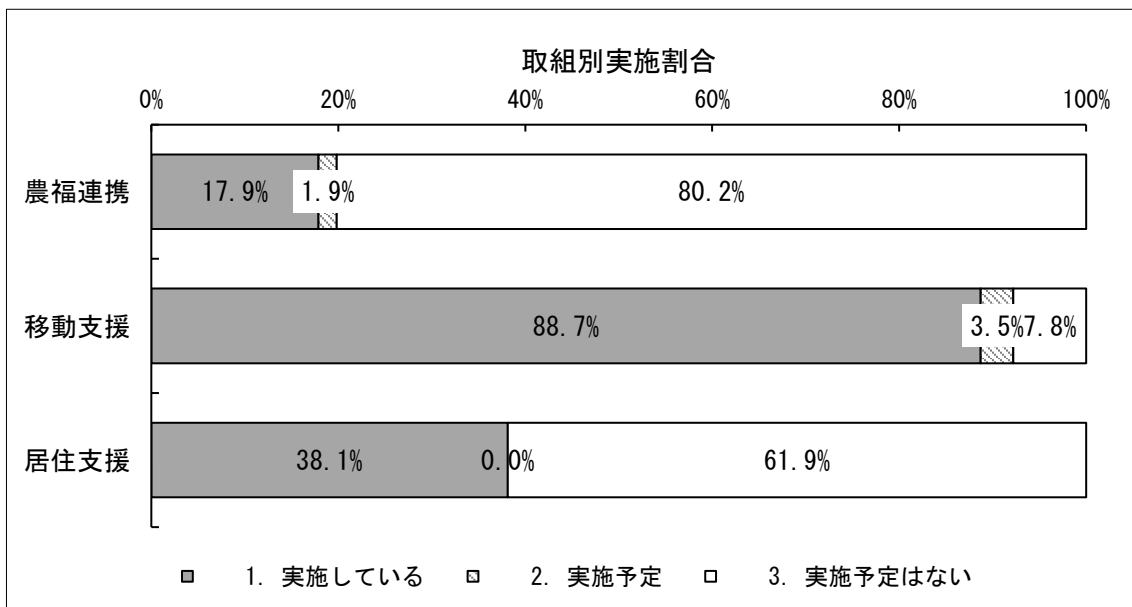
(7) 独居高齢者世帯数

(8) 農家世帯数（専業・兼業）

	(6) 高齢者世帯数	(7) 独居高齢者世帯数	(8) 農家世帯数（専業・兼業）
最小値	153	51	3
最大値	111038	53299	11782
平均値	12069.0	5670.9	1560.4
中央値	4711	3865	3406
回答者数			

質問 4, 5, 6(1) 実施の有無

(N=257)



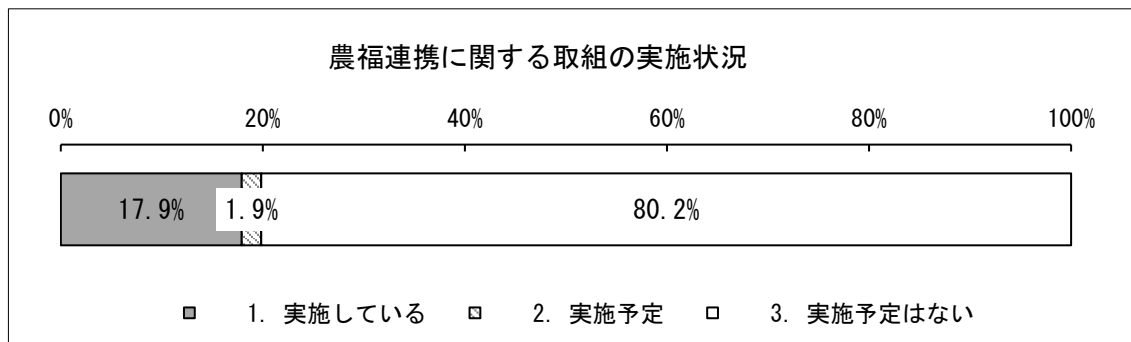
	農福連携	移動支援	居住支援
1. 実施している	17.9%	88.7%	38.1%
2. 実施予定	1.9%	3.5%	0.0%
3. 実施予定はない	80.2%	7.8%	61.9%
総計	100.0%	100.0%	100.0%

質問 4-(1) 農福連携に関する取組の有無について、当てはまるものをお答えください。実施していない場合には、実施していきたい取組内容や、住民のニーズについてお答えください。

質問 4- (1)

(1) 実施の有無

(N=257)



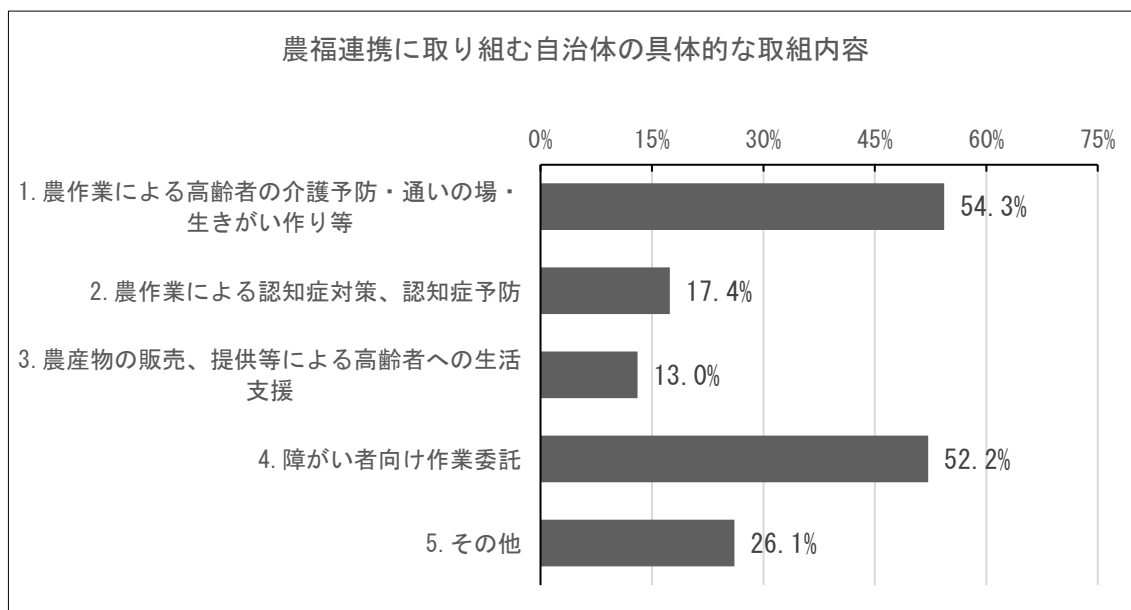
	回答数	割合
1. 実施している	46	17.9%
2. 実施予定	5	1.9%
3. 実施予定はない	206	80.2%
総計	257	100.0%

質問 4- (2) (3) (4) (2) 農福連携に関する具体的な取組の有無について、当てはまるものをお答えください。実施予定の場合には、(3) 実施予定時期について、当てはまるものをお答えください。また、(4) 参考となる URL があればご教示ください。

質問 4- (2)

(2) 取組の有無

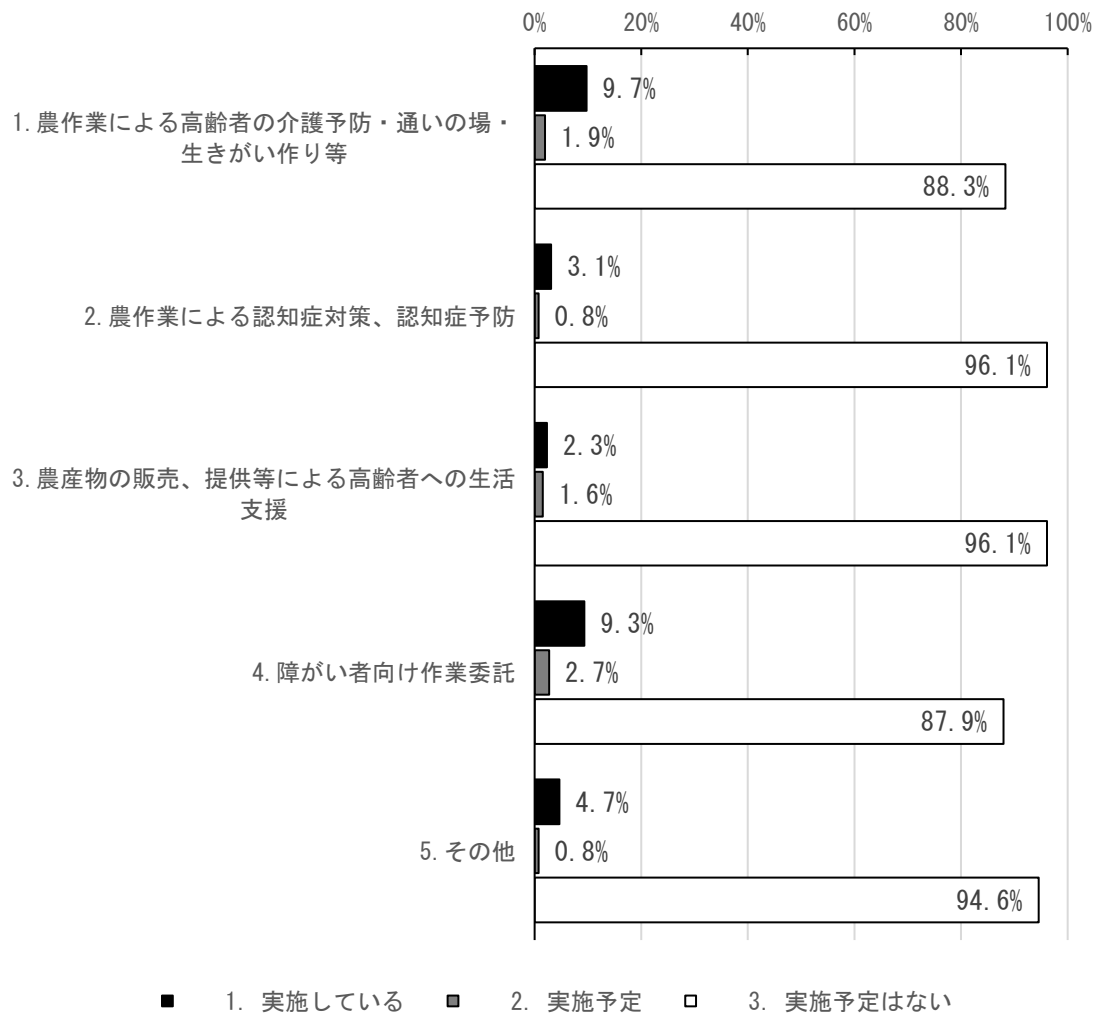
(N=46)



取組分類	回答数	割合
1. 農作業による高齢者の介護予防・通いの場・生きがい作り等	25	54.3%
2. 農作業による認知症対策、認知症予防	8	17.4%
3. 農産物の販売、提供等による高齢者への生活支援	6	13.0%
4. 障がい者向け作業委託	24	52.2%
5. その他	12	26.1%
総計	46	100.0%

(N=257)

農福連携に関する具体的取組の実施割合



1. 農作業による高齢者の介護予防・通いの場・生きがい作り等

	回答数	割合
1. 実施している	25	9.7%
2. 実施予定	5	1.9%
3. 実施予定はない	227	88.3%
総計	257	100.0%

2. 農作業による認知症対策、認知症予防

	回答数	割合
1. 実施している	8	3.1%
2. 実施予定	2	0.8%
3. 実施予定はない	247	96.1%
総計	257	100.0%

3. 農産物の販売、提供等による高齢者への生活支援

	回答数	割合
1. 実施している	6	2.3%
2. 実施予定	4	1.6%
3. 実施予定はない	247	96.1%
総計	257	100.0%

4. 障がい者向け作業委託

	回答数	割合
1. 実施している	24	9.3%
2. 実施予定	7	2.7%
3. 実施予定はない	226	87.9%
総計	257	100.0%

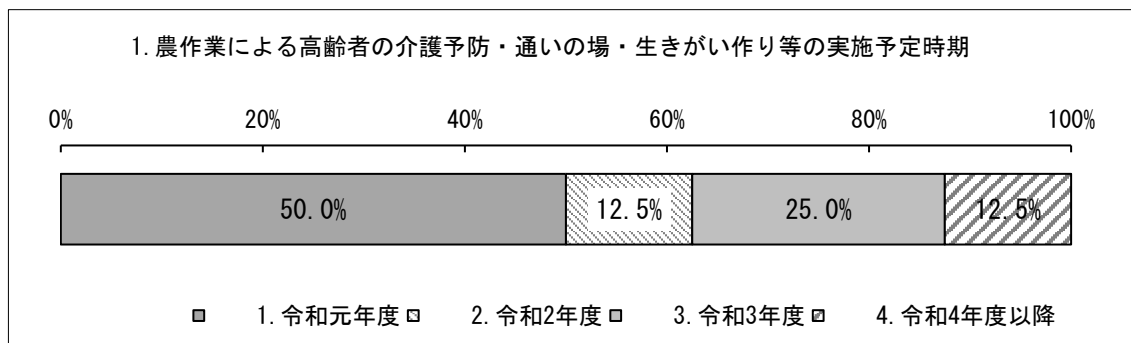
5. その他

	回答数	割合
1. 実施している	12	4.7%
2. 実施予定	2	0.8%
3. 実施予定はない	243	94.6%
総計	257	100.0%

質問 4- (3) (3)実施予定時期

1. 農作業による高齢者の介護予防・通いの場・生きがい作り等

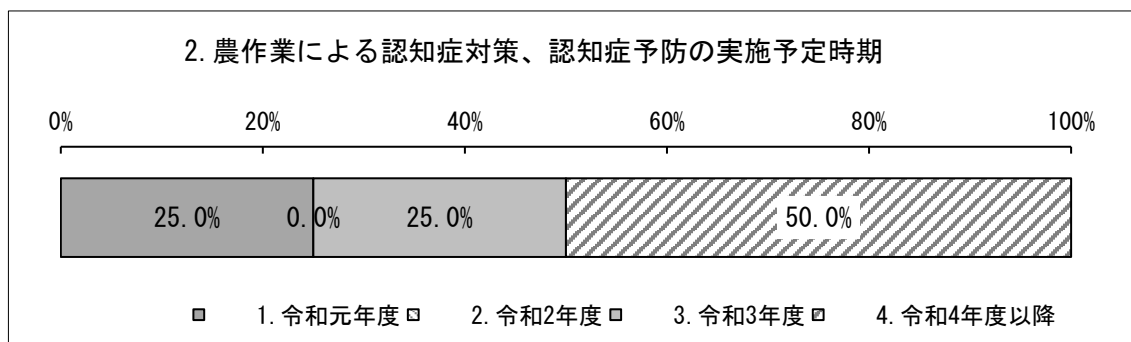
(N=8)



	回答数	割合
1. 令和元年度	4	50.0%
2. 令和2年度	1	12.5%
3. 令和3年度	2	25.0%
4. 令和4年度以降	1	12.5%
総計	8	100.0%

2. 農作業による認知症対策、認知症予防

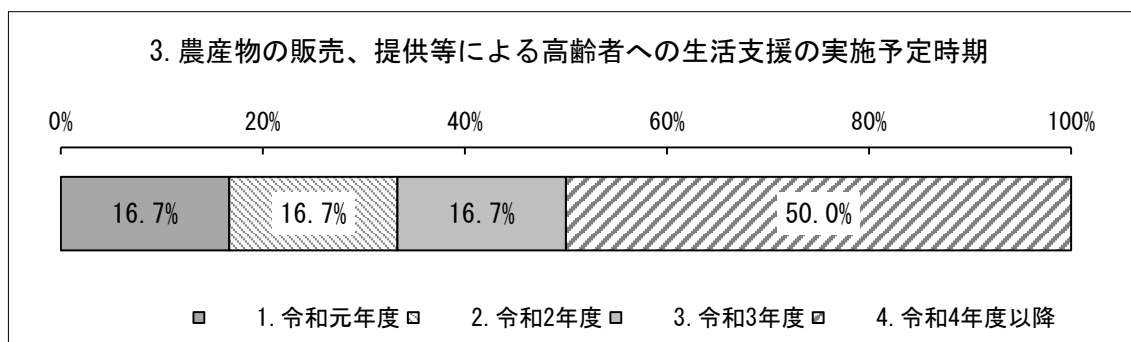
(N=4)



	回答数	割合
1. 令和元年度	1	25.0%
2. 令和2年度	0	0.0%
3. 令和3年度	1	25.0%
4. 令和4年度以降	2	50.0%
総計	4	100.0%

3. 農産物の販売、提供等による高齢者への生活支援

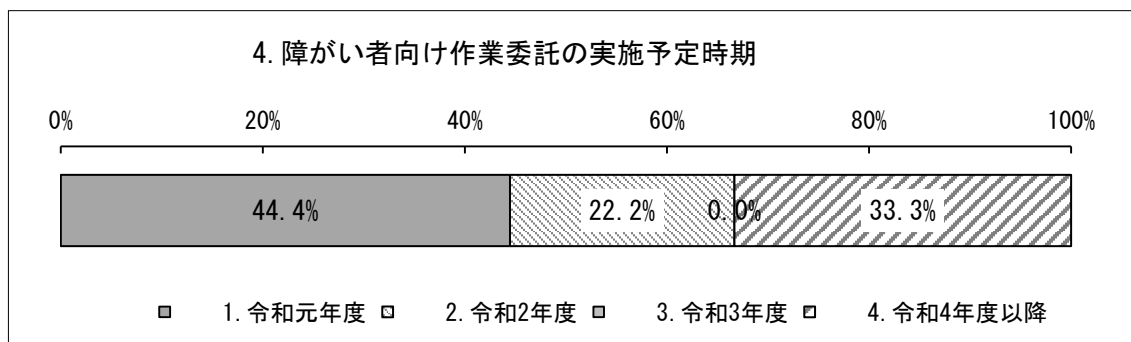
(N=6)



	回答数	割合
1. 令和元年度	1	16.7%
2. 令和2年度	1	16.7%
3. 令和3年度	1	16.7%
4. 令和4年度以降	3	50.0%
総計	6	100.0%

4. 障がい者向け作業委託

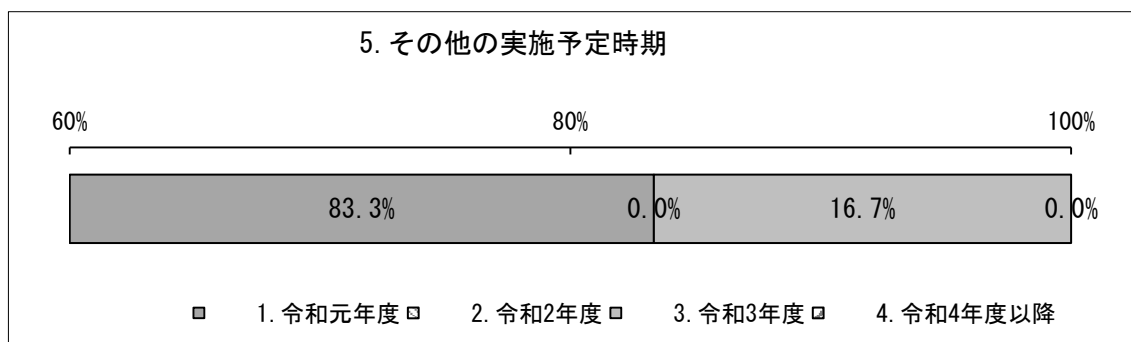
(N=9)



	回答数	割合
1. 令和元年度	4	44.4%
2. 令和2年度	2	22.2%
3. 令和3年度	0	0.0%
4. 令和4年度以降	3	33.3%
総計	9	100.0%

5. その他

(N=6)



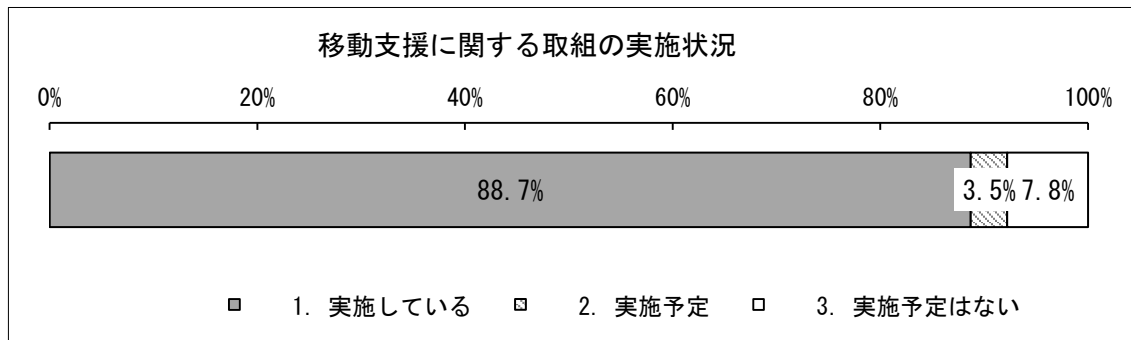
	回答数	割合
1. 令和元年度	5	83.3%
2. 令和2年度	0	0.0%
3. 令和3年度	1	16.7%
4. 令和4年度以降	0	0.0%
総計	6	100.0%

質問 5(1) 移動支援に関する取組の有無について、当てはまるものをお答えください。実施していない場合には、実施していきたい取組内容や、住民のニーズについてお答えください。

質問 5- (1)

(1) 実施の有無

(N=257)

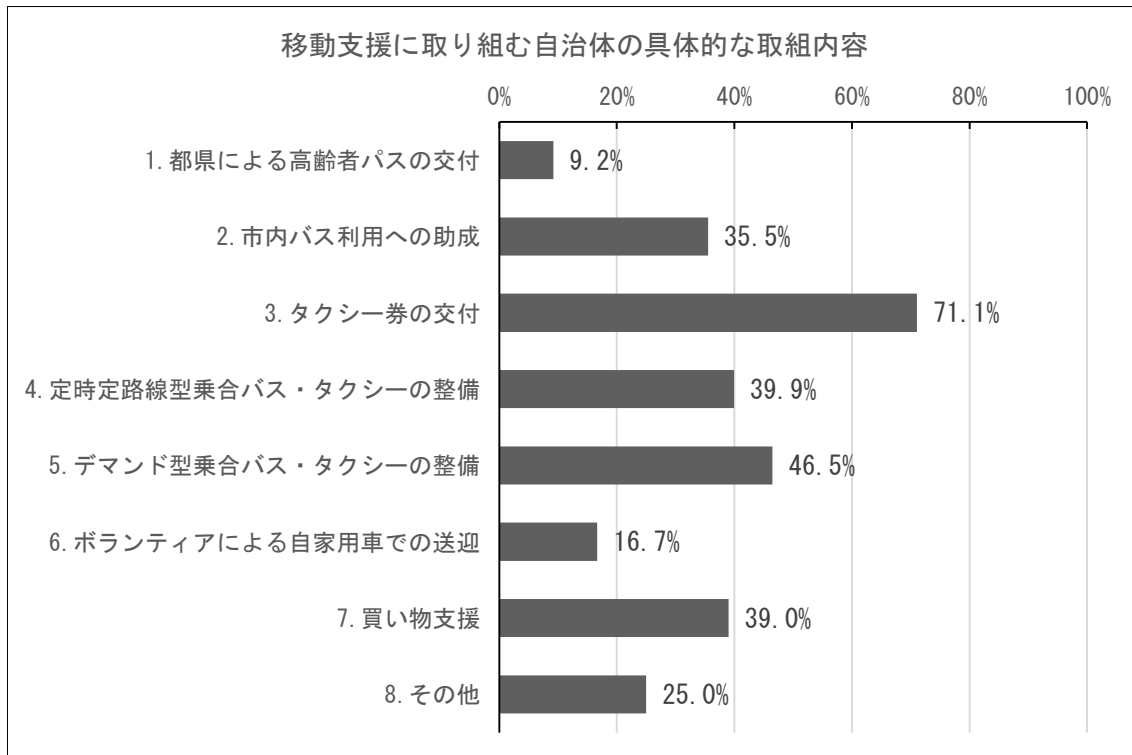


	回答数	割合
1. 実施している	228	88.7%
2. 実施予定	9	3.5%
3. 実施予定はない	20	7.8%
総計	257	100.0%

質問 5- (2) (3) (4) (2) 移動支援に関する具体的な取組の有無について、当てはまるものをお答えください。実施予定の場合には、(3) 実施予定時期について、当てはまるものをお答えください。また、(4) 参考となる URL があればご教示ください。

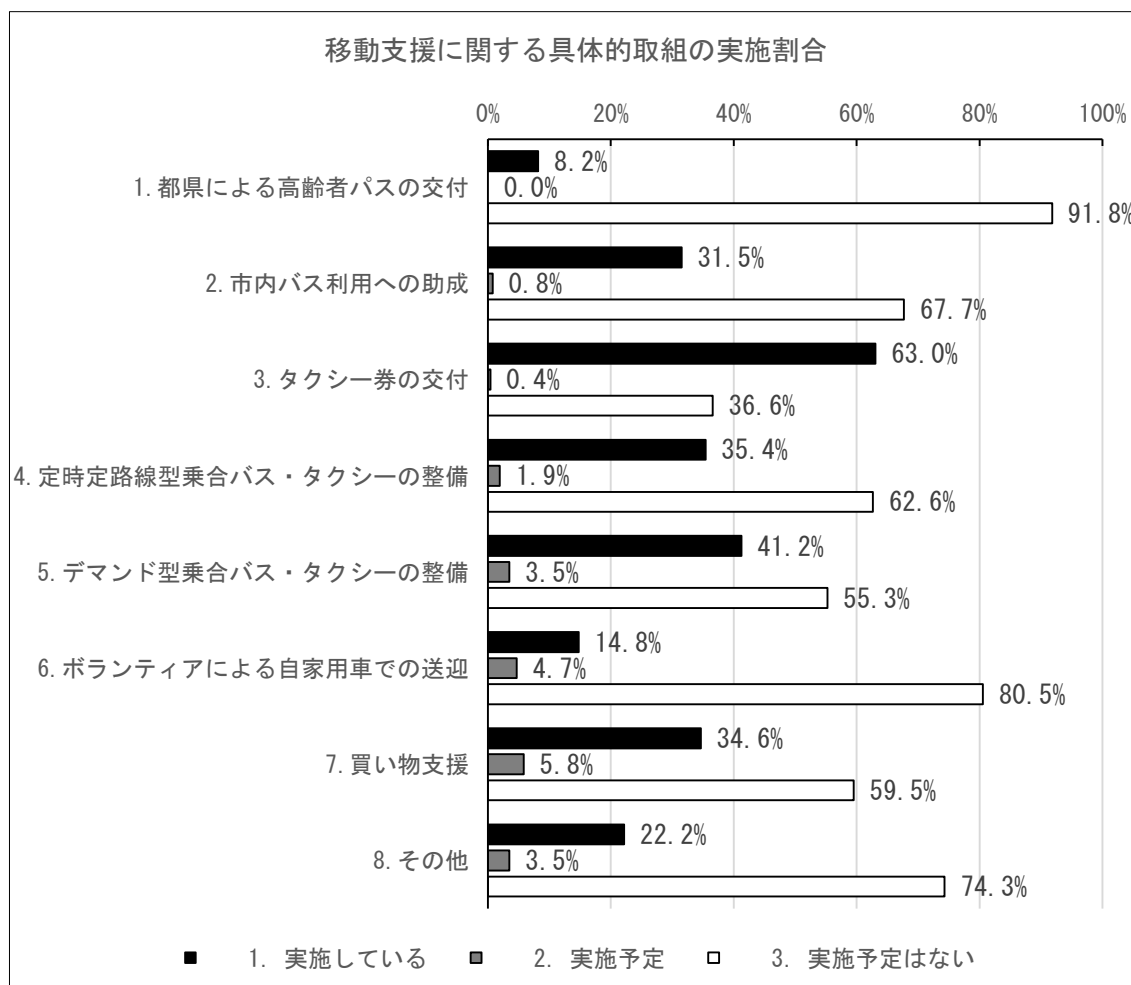
(2) 取組の有無

(N=228)



取組分類	回答数	割合
1. 都県による高齢者パスの交付	21	9.2%
2. 市内バス利用への助成	81	35.5%
3. タクシー券の交付	162	71.1%
4. 定時定路線型乗合バス・タクシーの整備	91	39.9%
5. デマンド型乗合バス・タクシーの整備	106	46.5%
6. ボランティアによる自家用車での送迎	38	16.7%
7. 買い物支援	89	39.0%
8. その他	57	25.0%
総計	228	100.0%

(N=257)



1. 都県による高齢者パスの交付

	回答数	割合
1. 実施している	21	8.2%
2. 実施予定	0	0.0%
3. 実施予定はない	236	91.8%
総計	257	100.0%

2. 市内バス利用への助成

	回答数	割合
1. 実施している	81	31.5%
2. 実施予定	2	0.8%
3. 実施予定はない	174	67.7%
総計	257	100.0%

3. タクシー券の交付

	回答数	割合
1. 実施している	162	63.0%
2. 実施予定	1	0.4%
3. 実施予定はない	94	36.6%
総計	257	100.0%

4. 定時定路線型乗合バス・タクシーの整備

	回答数	割合
1. 実施している	91	35.4%
2. 実施予定	5	1.9%
3. 実施予定はない	161	62.6%
総計	257	100.0%

5. デマンド型乗合バス・タクシーの整備

	回答数	割合
1. 実施している	106	41.2%
2. 実施予定	9	3.5%
3. 実施予定はない	142	55.3%
総計	257	100.0%

6. ボランティアによる自家用車での送迎

	回答数	割合
1. 実施している	38	14. 8%
2. 実施予定	12	4. 7%
3. 実施予定はない	207	80. 5%
総計	257	100. 0%

7. 買い物支援

	回答数	割合
1. 実施している	89	34. 6%
2. 実施予定	15	5. 8%
3. 実施予定はない	153	59. 5%
総計	257	100. 0%

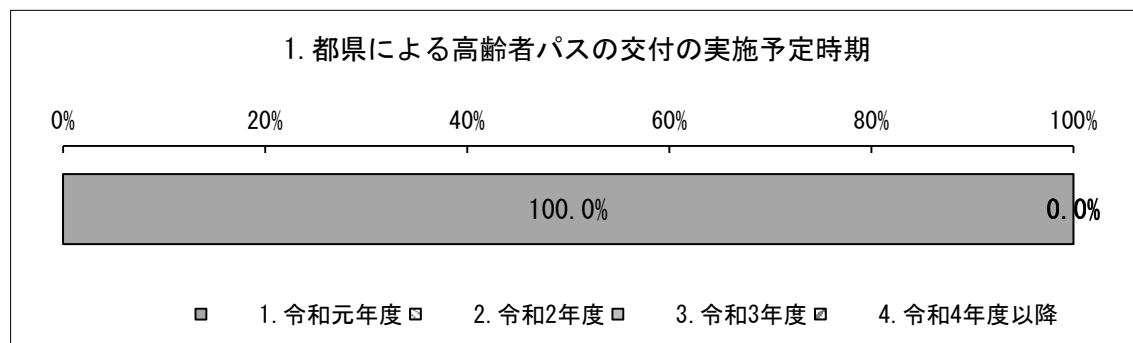
8. その他

	回答数	割合
1. 実施している	57	22. 2%
2. 実施予定	9	3. 5%
3. 実施予定はない	191	74. 3%
総計	257	100. 0%

質問 5- (3) (3)実施予定時期

1. 都県による高齢者パスの交付

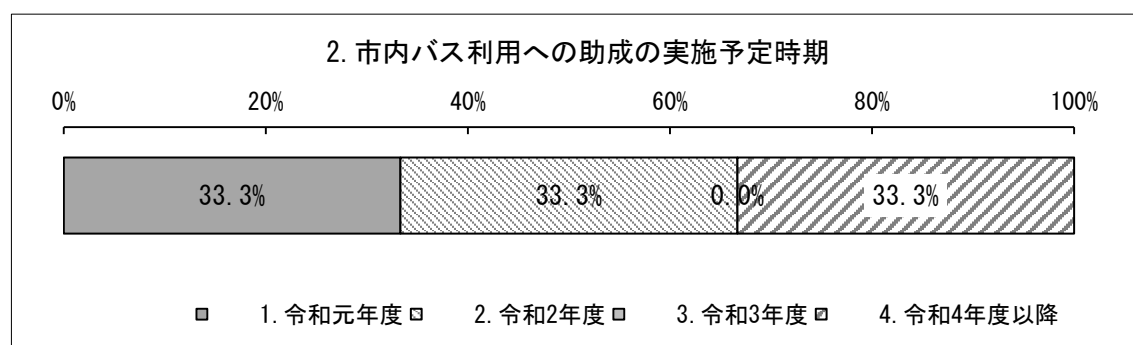
(N=2)



	回答数	割合
1. 令和元年度	2	100.0%
2. 令和2年度	0	0.0%
3. 令和3年度	0	0.0%
4. 令和4年度以降	0	0.0%
総計	2	100.0%

2. 市内バス利用への助成

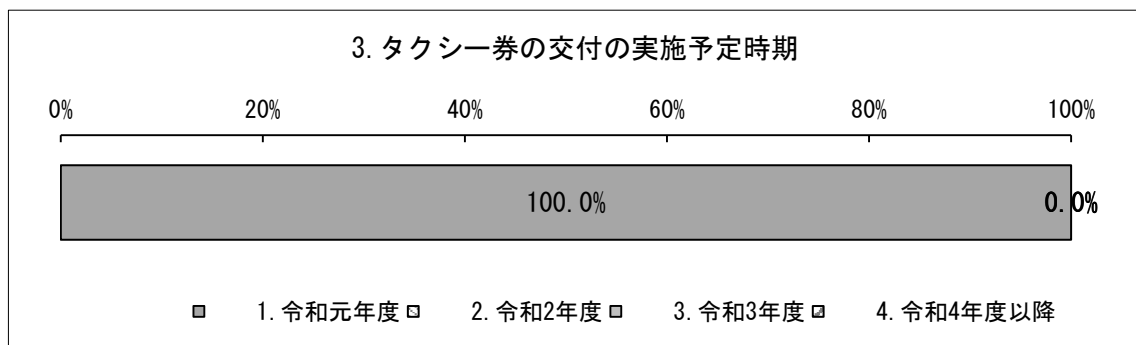
(N=4)



	回答数	割合
1. 令和元年度	1	33.3%
2. 令和2年度	1	33.3%
3. 令和3年度	0	0.0%
4. 令和4年度以降	1	33.3%
総計	3	100.0%

3. タクシー券の交付

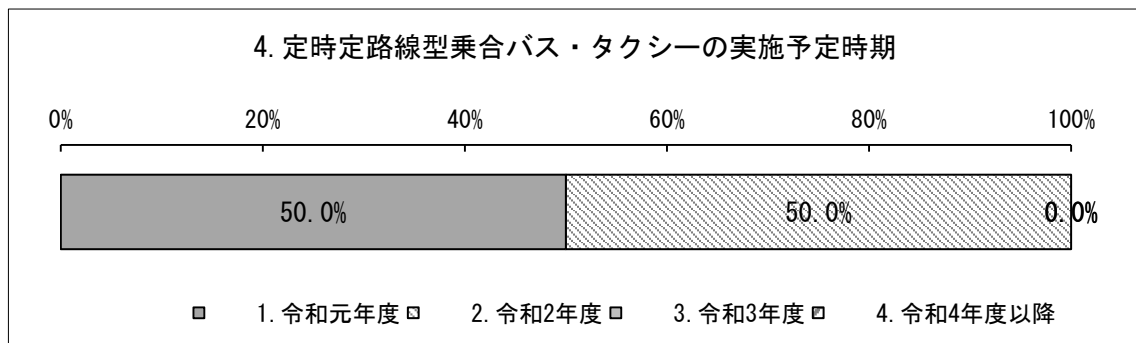
(N=2)



	回答数	割合
1. 令和元年度	2	100.0%
2. 令和2年度	0	0.0%
3. 令和3年度	0	0.0%
4. 令和4年度以降	0	0.0%
総計	2	100.0%

4. 定時定路線型乗合バス・タクシーの整備

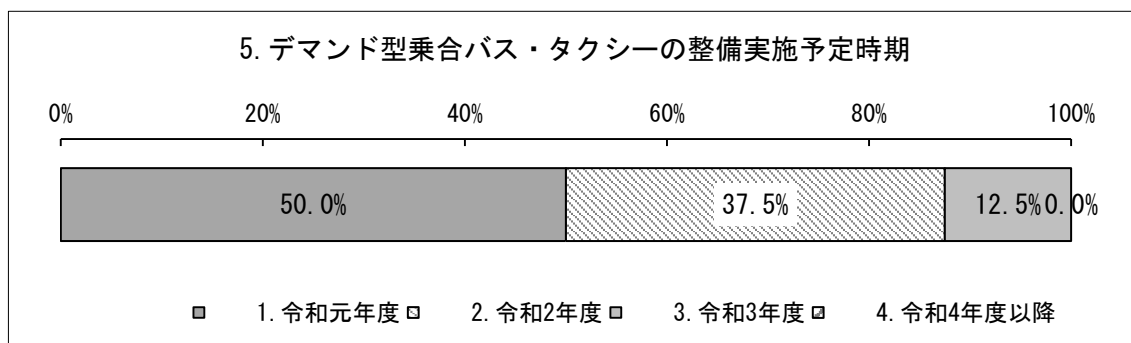
(N=4)



	回答数	割合
1. 令和元年度	2	50.0%
2. 令和2年度	2	50.0%
3. 令和3年度	0	0.0%
4. 令和4年度以降	0	0.0%
総計	4	100.0%

5. デマンド型乗合バス・タクシーの整備

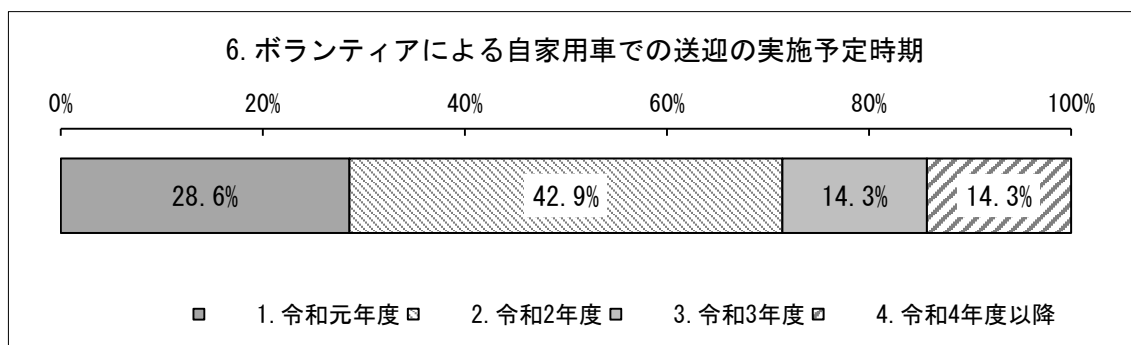
(N=8)



	回答数	割合
1. 令和元年度	4	50.0%
2. 令和2年度	3	37.5%
3. 令和3年度	1	12.5%
4. 令和4年度以降	0	0.0%
総計	8	100.0%

6. ボランティアによる自家用車での送迎

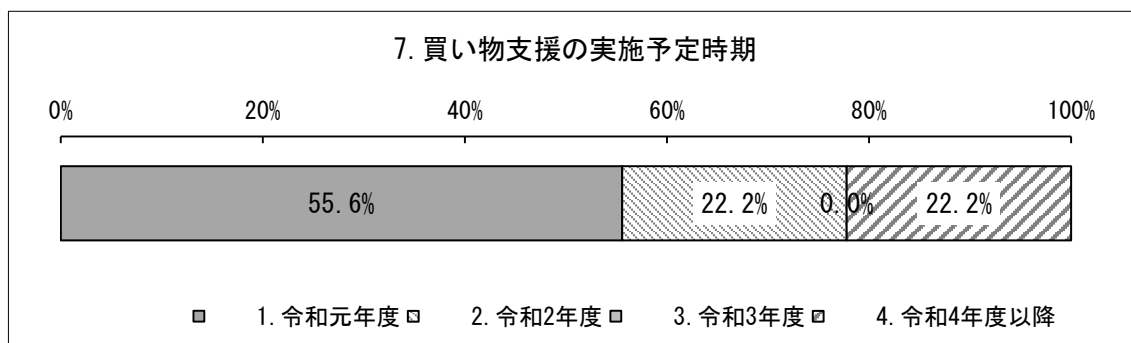
(N=14)



	回答数	割合
1. 令和元年度	4	28.6%
2. 令和2年度	6	42.9%
3. 令和3年度	2	14.3%
4. 令和4年度以降	2	14.3%
総計	14	100.0%

7. 買い物支援

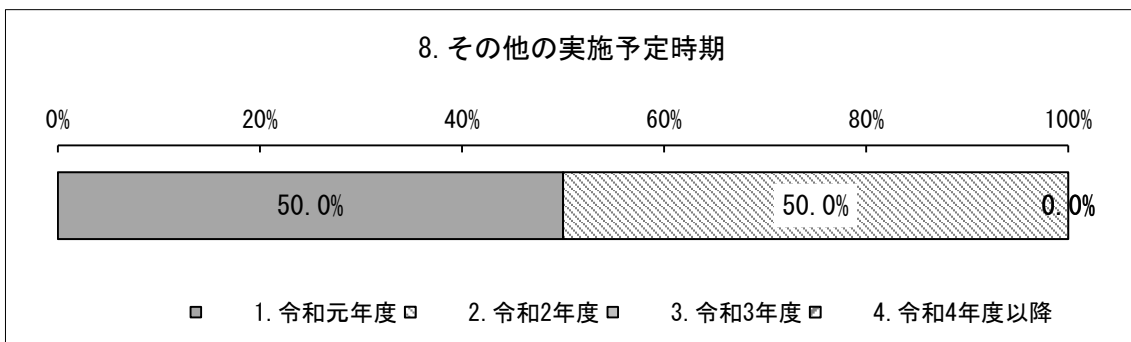
(N=18)



	回答数	割合
1. 令和元年度	10	55.6%
2. 令和2年度	4	22.2%
3. 令和3年度	0	0.0%
4. 令和4年度以降	4	22.2%
総計	18	100.0%

8. その他

(N=12)



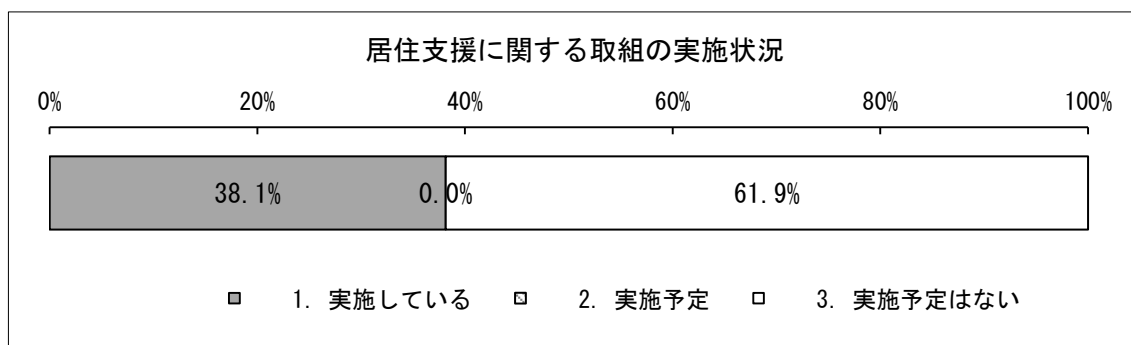
	回答数	割合
1. 令和元年度	6	50.0%
2. 令和2年度	6	50.0%
3. 令和3年度	0	0.0%
4. 令和4年度以降	0	0.0%
総計	12	100.0%

質問 6

質問 6- (1) (1) 居住支援に関する取組の有無について、当てはまるものをお答えください。
実施していない場合には、実施していきたい取組内容や、住民のニーズについてお答えください。

(1) 実施の有無

(N=257)



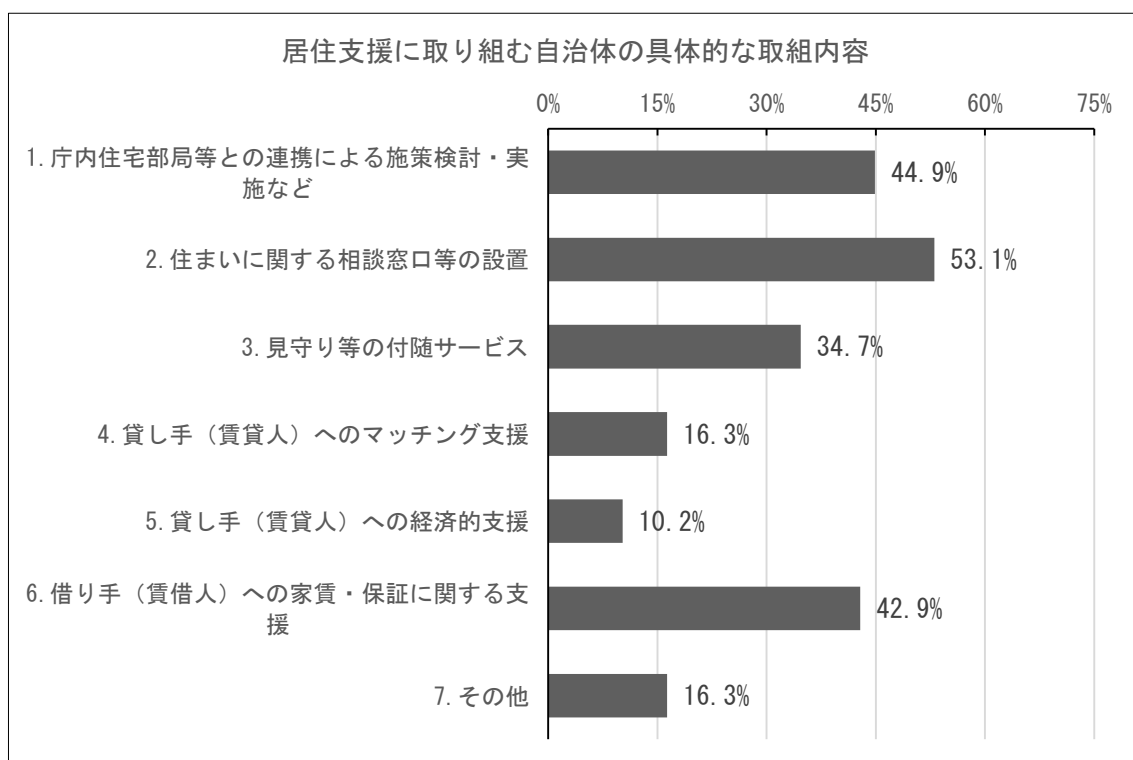
	回答数	割合
1. 実施している	98	38.1%
2. 実施予定	0	0.0%
3. 実施予定はない	159	61.9%
総計	257	100.0%

質問 6- (2) (3) (4) (2) 居住支援に関する具体的な取組の有無について、当てはまるものをお答えください。実施予定の場合には、(3) 実施予定時期について、当てはまるものをお答えください。また、(4) 参考となる URL があればご教示ください。

質問 6- (2)

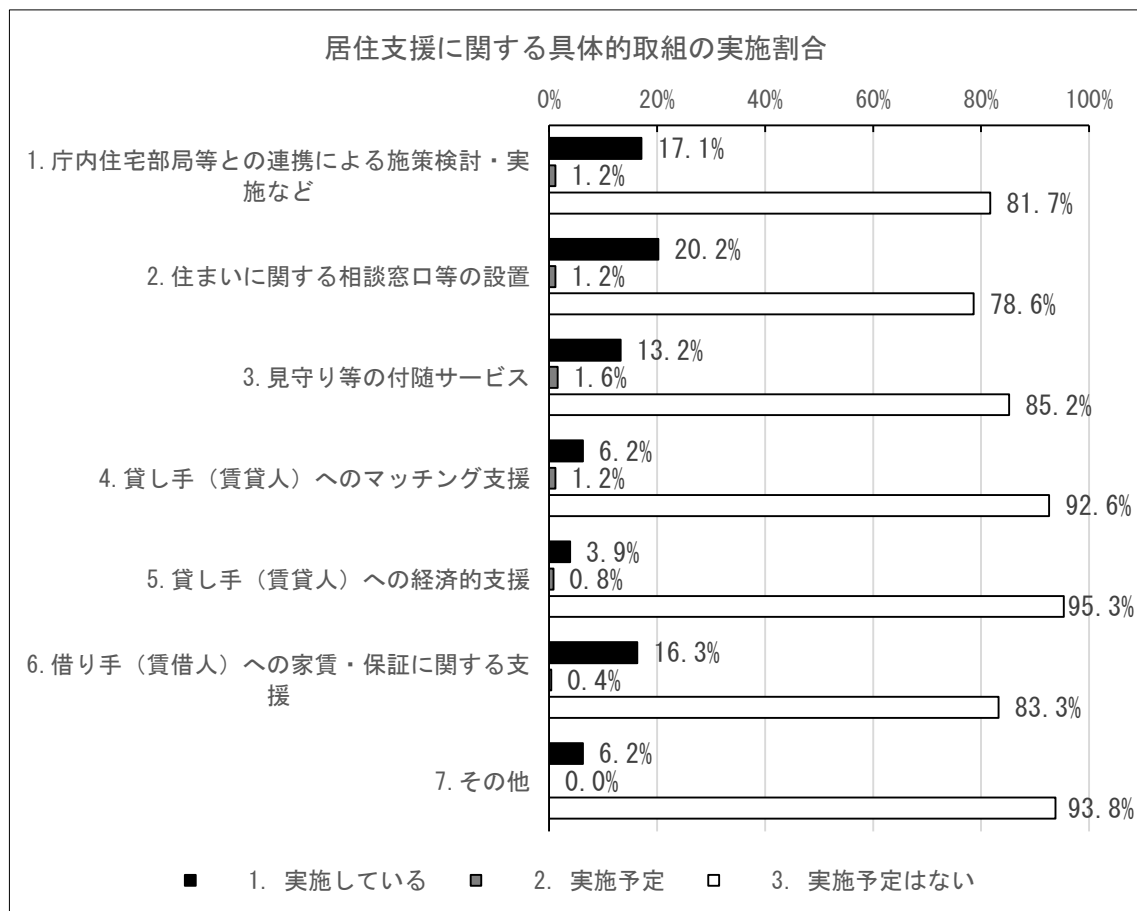
(2) 取組の有無

(N=98)



取組分類	回答数	割合
1. 庁内住宅部局等との連携による施策検討・実施など	44	44.9%
2. 住まいに関する相談窓口等の設置	52	53.1%
3. 見守り等の付随サービス	34	34.7%
4. 貸し手（賃貸人）へのマッチング支援	16	16.3%
5. 貸し手（賃貸人）への経済的支援	10	10.2%
6. 借り手（賃借人）への家賃・保証に関する支援	42	42.9%
7. その他	16	16.3%
総計	98	100.0%

(N=257)



1. 庁内住宅部局等との連携による施策検討・実施など

	回答数	割合
1. 実施している	44	17.1%
2. 実施予定	3	1.2%
3. 実施予定はない	210	81.7%
総計	257	100.0%

2. 住まいに関する相談窓口等の設置

	回答数	割合
1. 実施している	52	20.2%
2. 実施予定	3	1.2%
3. 実施予定はない	202	78.6%
総計	257	100.0%

3. 見守り等の付随サービス

	回答数	割合
1. 実施している	34	13.2%
2. 実施予定	4	1.6%
3. 実施予定はない	219	85.2%
総計	257	100.0%

4. 貸し手（賃貸人）へのマッチング支援

	回答数	割合
1. 実施している	16	6.2%
2. 実施予定	3	1.2%
3. 実施予定はない	238	92.6%
総計	257	100.0%

5. 貸し手（賃貸人）への経済的支援

	回答数	割合
1. 実施している	10	3.9%
2. 実施予定	2	0.8%
3. 実施予定はない	245	95.3%
総計	257	100.0%

6. 借り手（賃借人）への家賃・保証に関する支援

	回答数	割合
1. 実施している	42	16.3%
2. 実施予定	1	0.4%
3. 実施予定はない	214	83.3%
総計	257	100.0%

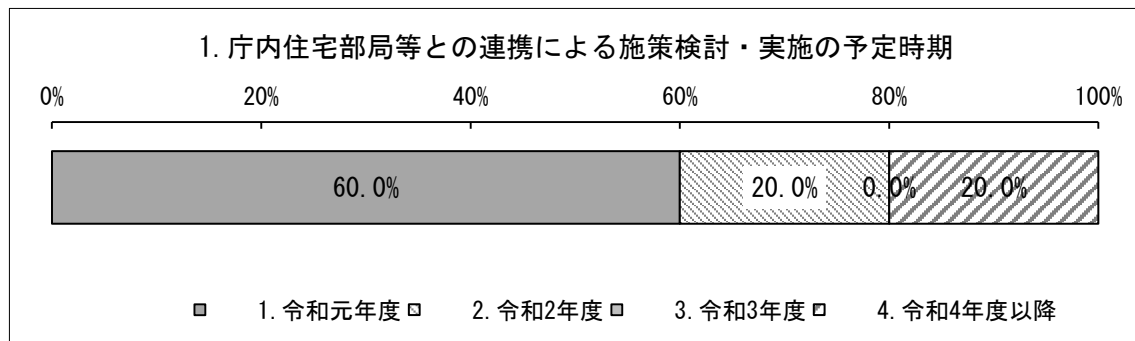
7. その他

	回答数	割合
1. 実施している	16	6.2%
2. 実施予定	0	0.0%
3. 実施予定はない	241	93.8%
総計	257	100.0%

質問 6-（3）（3）実施予定時期

1. 庁内住宅部局等との連携による施策検討・実施など

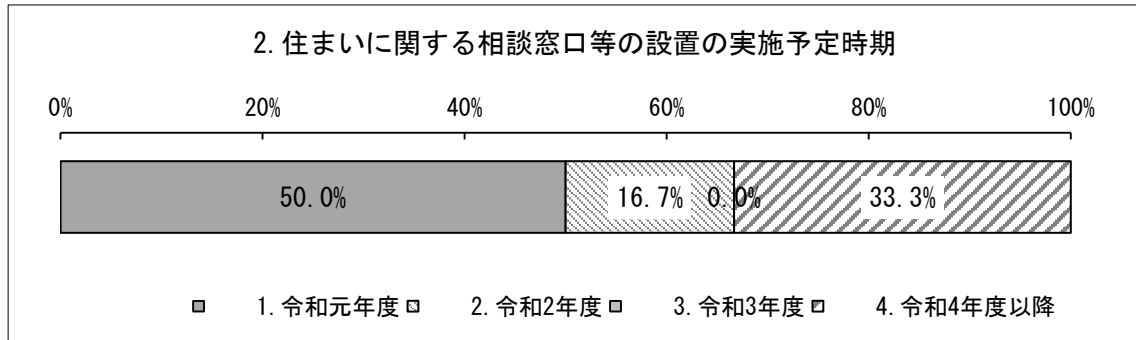
(N=5)



	回答数	割合
1. 令和元年度	3	60.0%
2. 令和2年度	1	20.0%
3. 令和3年度	0	0.0%
4. 令和4年度以降	1	20.0%
総計	5	100.0%

2. 住まいに関する相談窓口等の設置

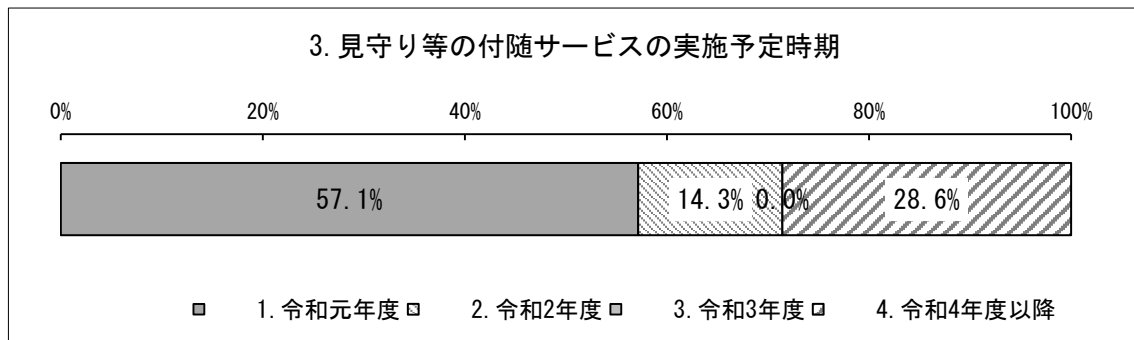
(N=6)



	回答数	割合
1. 令和元年度	3	50.0%
2. 令和2年度	1	16.7%
3. 令和3年度	0	0.0%
4. 令和4年度以降	2	33.3%
総計	6	100.0%

3. 見守り等の付随サービス

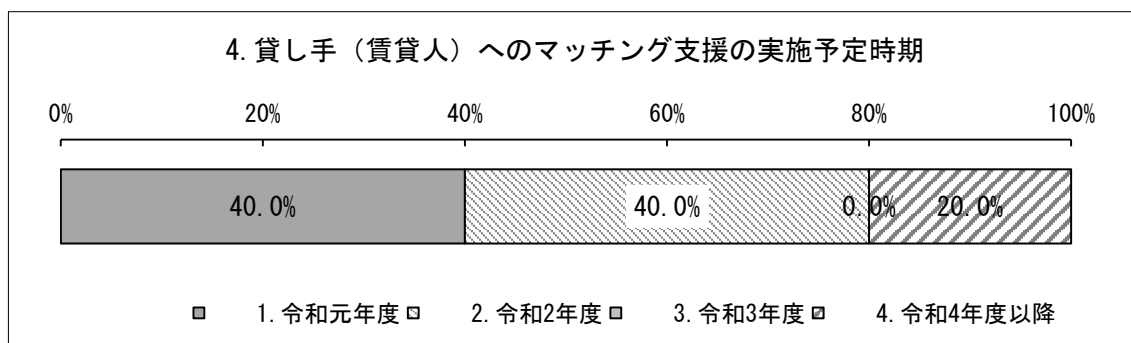
(N=7)



	回答数	割合
1. 令和元年度	4	57.1%
2. 令和2年度	1	14.3%
3. 令和3年度	0	0.0%
4. 令和4年度以降	2	28.6%
総計	7	100.0%

4. 貸し手（賃貸人）へのマッチング支援

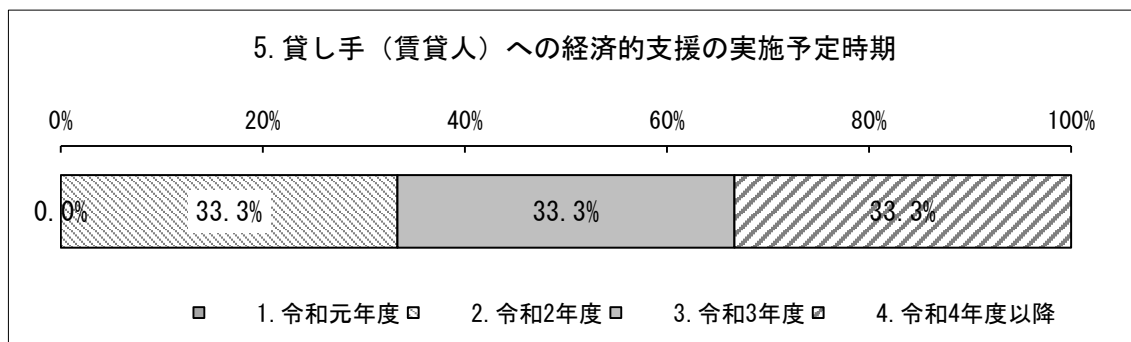
(N=5)



	回答数	割合
1. 令和元年度	2	40.0%
2. 令和2年度	2	40.0%
3. 令和3年度	0	0.0%
4. 令和4年度以降	1	20.0%
総計	5	100.0%

5. 貸し手（賃貸人）への経済的支援

(N=3)



	回答数	割合
1. 令和元年度	0	0.0%
2. 令和2年度	1	33.3%
3. 令和3年度	1	33.3%
4. 令和4年度以降	1	33.3%
総計	3	100.0%

6. 借り手（賃借人）への家賃・保証に関する支援

(N=5)

	回答数	割合
1. 令和元年度	3	0.0%
2. 令和2年度	1	0.0%
3. 令和3年度	0	0.0%
4. 令和4年度以降	1	0.0%
総計	0	0.0%

7. その他

(N=0)

	回答数	割合
1. 令和元年度	0	0.0%
2. 令和2年度	0	0.0%
3. 令和3年度	0	0.0%
4. 令和4年度以降	0	0.0%
総計	0	0.0%

参考資料②
アンケート調査票

※本調査は、令和元年度7月1日時点における貴市区町村の農福連携・移動支援・居住支援に関する取組状況についてお伺いします。

注1)グレーに塗りつぶされているセルには、ご記入不要です。

現時点で、質問1、質問2、質問3、質問4、質問5、質問6、連絡先が未回答です。

質問1 所属する**地区名**をご記入ください。

※回答

質問1 回答欄

質問2 **自治体名**をご記入ください。

※例：大塚区、大宮市、神田町(例示です。実在しません。)

※回答

質問2 回答欄

質問3 (1)人口・(2)高齢化率・(3)要支援・要介護認定率・(4)健康寿命・(5)平均寿命・(6)高齢者世帯数・(7)独居高齢者世帯数・(8)農家世帯数(専業・兼業)をご記入ください。

※回答

※令和元年4月1日時点でお答えください。
※(2)から(5)は、小数点第一位までご記入ください

	質問3 回答欄	
(1)人口		(人)
(2)高齢化率		(%)
(3)要支援・要介護認定率		(%)
(4)健康寿命		(歳)
(5)平均寿命		(歳)
(6)高齢者世帯数		(世帯)
(7)独居高齢者世帯数		(世帯)
(8)農家世帯数(専業・兼業)		(世帯)

貴市区町村における農福連携に関する取組の実施状況についてお尋ねします。

農福連携とは、福祉支援の一環として、花壇での土いじりなどの作業や、田圃での農作業を活用する取組を指します。土いじり作業等を通して、高齢者・障がい者の社会参加の促進や健康寿命の延伸を目指す取組を広く含みます。
具体的には、①高齢者への農作業や土いじり等を通して認知症予防、②農業者へのマッチング支援、③高齢者向け就農支援、④障がい者向け作業委託、などの取組を指します。

質問4 ※令和元年7月1日時点でお答えください。

※回答

(1)農福連携に関する取組の有無について、当てはまるものをお答えください。実施していない場合には、**実施してきたい取組内容や、住民のニーズ**についてお答えください。

	質問4 (1) 回答欄
実施の有無	
(実施予定なしの場合)欄目している取組内容や市民のニーズ等がある場合の自由回答	

(2)農福連携に関する具体的な取組の有無について、当てはまるものをお答えください。実施予定の場合には、(3)実施予定時期について、当てはまるものをお答えください。また、(4)参考となるURLがあればご教示ください。

(2)取組の有無		質問4 (2) 回答欄	質問4 (3) 回答欄	質問4 (4) 回答欄
1.実施している		(2)取組の有無	(3)実施予定時期	(4)参考となるURL
2.実施予定		と、実施予定	1.令和元年度	https://www.nri.com/jp/knowledge/report
3.実施予定はない				
(3)実施予定時期				
1.令和元年度				
2.令和2年度				
3.令和3年度				
				※URL等がない場合は、「特になし」とご回答ください。

※URL等がない場合は、“特になし”とご回答ください。

(5)農福連携に関する取組の具体的な内容について、お答えください。

特になし場合は、“特になし”とご回答ください。

	質問4 (5) 回答欄
回答例) 1.農作業による高齢者の介護予防・通いの場・生きがい作り等	通所施設において、通所者向けに花壇整備などの土いじり活動を実施し、入所者の健康寿命の増進に取り組んでいる。
1.農作業による高齢者の介護予防・通いの場・生きがい作り等	
2.農作業による認知症対策、認知症予防	
3.農産物の販売、提供等による高齢者への生活支援	
4.障がい者向け作業委託	
5.その他	

※本調査では、令和元年度7月1日時点における貴市区町村の乗換連携・移動支援・居住支援に関する取組状況についてお伺いします。

注1) グレーに塗りつぶされているセルには、ご記入不要です。

現時点で、質問1、質問2、質問3、質問4、質問5、質問6、連絡先が未回答です。

貴市区町村における移動支援に関する取組の実施状況についてお尋ねします。

移動支援とは、高齢者・障がい者など日常の移動に負担を抱えている住民に対して、移動手段の支援をすることで、これらの方々の外出の促進を目指す取組を指します。
具体的には、①部屋による高齢者バスの交付、②市内バス利用への助成、③タクシー券の交付、④乗合バス・タクシーの整備、⑤ボランティアによる自家用車での送迎、⑥買い物支援などの取組を指します。

質問5 令和元年度7月1日時点でお答えください。

未回答

(1) 移動支援に関する取組の有無について、当てはまるものをお答えください。

実施の有無	質問5(1) 回答欄		
	(実施予定なしの場合) 実施している取組内容や市民のニーズ等がある場合の自由回答		

(2) 移動支援に関する具体的な取組の実施について、当てはまるものをお答えください。実施予定の場合は、(3) 実施予定時期について、当てはまるものをお答えください。また、(4) ●等となるURLがあればご教示ください。

(1) 取組の有無 1. 実施している 2. 実施予定 3. 実施予定はない	質問5(2) (3) 回答欄		質問5(4) 回答欄 (4) ●等となるURL
	(2) 取組の有無 2. 実施予定	(3) 実施予定時期 1. 令和元年度	
回答例) ②市内バス利用への助成 1. 乗車による高齢者バスの交付 2. 市内バス利用への助成 3. タクシー券の交付 4. 定時定路線乗合バス・タクシーの整備 5. デマンド型乗合バス・タクシーの整備 6. ボランティアによる自家用車での送迎 7. 買い物支援 8. その他	回答例) ②市内バス利用への助成 1. 乗車による高齢者バスの交付 2. 市内バス利用への助成 3. タクシー券の交付 4. 定時定路線乗合バス・タクシーの整備 5. デマンド型乗合バス・タクシーの整備 6. ボランティアによる自家用車での送迎 7. 買い物支援 8. その他	回答例) ②市内バス利用への助成 1. 乗車による高齢者バスの交付 2. 市内バス利用への助成 3. タクシー券の交付 4. 定時定路線乗合バス・タクシーの整備 5. デマンド型乗合バス・タクシーの整備 6. ボランティアによる自家用車での送迎 7. 買い物支援 8. その他	回答例) ②市内バス利用への助成 1. 乗車による高齢者バスの交付 2. 市内バス利用への助成 3. タクシー券の交付 4. 定時定路線乗合バス・タクシーの整備 5. デマンド型乗合バス・タクシーの整備 6. ボランティアによる自家用車での送迎 7. 買い物支援 8. その他

(5) 移動支援に関する取組に関して、具体的な内容をお答えください。
特になし場合は、「特になし」とご回答ください。

(1) 取組の有無 1. 実施している 2. 実施予定 3. 実施予定はない	質問5(2) (3) 回答欄		質問5(4) 回答欄 (4) ●等となるURL
	(2) 取組の有無 2. 実施予定	(3) 実施予定時期 1. 令和元年度	
回答例) ②市内バス利用への助成 1. 乗車による高齢者バスの交付 2. 市内バス利用への助成 3. タクシー券の交付 4. 定時定路線乗合バス・タクシーの整備 5. デマンド型乗合バス・タクシーの整備 6. ボランティアによる自家用車での送迎 7. 買い物支援 8. その他	回答例) ②市内バス利用への助成 1. 乗車による高齢者バスの交付 2. 市内バス利用への助成 3. タクシー券の交付 4. 定時定路線乗合バス・タクシーの整備 5. デマンド型乗合バス・タクシーの整備 6. ボランティアによる自家用車での送迎 7. 買い物支援 8. その他	回答例) ②市内バス利用への助成 1. 乗車による高齢者バスの交付 2. 市内バス利用への助成 3. タクシー券の交付 4. 定時定路線乗合バス・タクシーの整備 5. デマンド型乗合バス・タクシーの整備 6. ボランティアによる自家用車での送迎 7. 買い物支援 8. その他	回答例) ②市内バス利用への助成 1. 乗車による高齢者バスの交付 2. 市内バス利用への助成 3. タクシー券の交付 4. 定時定路線乗合バス・タクシーの整備 5. デマンド型乗合バス・タクシーの整備 6. ボランティアによる自家用車での送迎 7. 買い物支援 8. その他

貴市区町村における居住支援に関する取組の実施状況についてお尋ねします。

居住支援とは、高齢者や生活困難者など、経済的・社会的理由から住居の確保が難しい方々に対して、経済的支援や社会的支援を行う取組を指します。
具体的には、①住まいに関する相談窓口等の設置、②借り手への家賃・保証に関する支援、③見守り等の付随サービス、④貸し手へのマッチング支援、⑤貸し手への経済的支援などの取組を指します。

質問6 令和元年度7月1日時点でお答えください。

未回答

(1) 居住支援に関する取組の有無について、当てはまるものをお答えください。

実施の有無	質問6(1) 回答欄		
	(実施予定なしの場合) 実施している取組内容や市民のニーズ等がある場合の自由回答		

(2) 居住支援に関する具体的な取組の実施について、当てはまるものをお答えください。実施予定の場合は、(3) 実施予定時期について、当てはまるものをお答えください。また、(4) ●等となるURLがあればご教示ください。

(1) 取組の有無 1. 実施している 2. 実施予定 3. 実施予定はない	質問6(2) (3) 回答欄		質問6(4) 回答欄 (4) ●等となるURL
	(2) 取組の有無 2. 実施予定	(3) 実施予定時期 1. 令和元年度	
回答例) ①市内住宅供給事業との連携による施設提供・実施など 1. 市内住宅供給事業との連携による施設提供・実施など 2. 住まいに関する相談窓口等の設置 3. 見守り等の付随サービス 4. 貸し手・賃借人へのマッチング支援 5. 貸し手・賃借人への経済的支援 6. 借り手・賃借人への家賃・保証に関する支援 7. その他	回答例) ①市内住宅供給事業との連携による施設提供・実施など 1. 市内住宅供給事業との連携による施設提供・実施など 2. 住まいに関する相談窓口等の設置 3. 見守り等の付随サービス 4. 貸し手・賃借人へのマッチング支援 5. 貸し手・賃借人への経済的支援 6. 借り手・賃借人への家賃・保証に関する支援 7. その他	回答例) ①市内住宅供給事業との連携による施設提供・実施など 1. 市内住宅供給事業との連携による施設提供・実施など 2. 住まいに関する相談窓口等の設置 3. 見守り等の付随サービス 4. 貸し手・賃借人へのマッチング支援 5. 貸し手・賃借人への経済的支援 6. 借り手・賃借人への家賃・保証に関する支援 7. その他	回答例) ①市内住宅供給事業との連携による施設提供・実施など 1. 市内住宅供給事業との連携による施設提供・実施など 2. 住まいに関する相談窓口等の設置 3. 見守り等の付随サービス 4. 貸し手・賃借人へのマッチング支援 5. 貸し手・賃借人への経済的支援 6. 借り手・賃借人への家賃・保証に関する支援 7. その他

(5) 居住支援に関する取組に関して、具体的な内容をお答えください。
特になし場合は、「特になし」とご回答ください。

(1) 取組の有無 1. 実施している 2. 実施予定 3. 実施予定はない	質問6(2) (3) 回答欄		質問6(4) 回答欄 (4) ●等となるURL
	(2) 取組の有無 2. 実施予定	(3) 実施予定時期 1. 令和元年度	
回答例) ①市内住宅供給事業との連携による施設提供・実施など 1. 市内住宅供給事業との連携による施設提供・実施など 2. 住まいに関する相談窓口等の設置 3. 見守り等の付随サービス 4. 貸し手・賃借人へのマッチング支援 5. 貸し手・賃借人への経済的支援 6. 借り手・賃借人への家賃・保証に関する支援 7. その他	回答例) ①市内住宅供給事業との連携による施設提供・実施など 1. 市内住宅供給事業との連携による施設提供・実施など 2. 住まいに関する相談窓口等の設置 3. 見守り等の付随サービス 4. 貸し手・賃借人へのマッチング支援 5. 貸し手・賃借人への経済的支援 6. 借り手・賃借人への家賃・保証に関する支援 7. その他	回答例) ①市内住宅供給事業との連携による施設提供・実施など 1. 市内住宅供給事業との連携による施設提供・実施など 2. 住まいに関する相談窓口等の設置 3. 見守り等の付随サービス 4. 貸し手・賃借人へのマッチング支援 5. 貸し手・賃借人への経済的支援 6. 借り手・賃借人への家賃・保証に関する支援 7. その他	回答例) ①市内住宅供給事業との連携による施設提供・実施など 1. 市内住宅供給事業との連携による施設提供・実施など 2. 住まいに関する相談窓口等の設置 3. 見守り等の付随サービス 4. 貸し手・賃借人へのマッチング支援 5. 貸し手・賃借人への経済的支援 6. 借り手・賃借人への家賃・保証に関する支援 7. その他

連絡先 今後、アンケートの回答結果について問合せやヒアリング等をお願いする場合がございます。

未回答

居住回答欄			
1. 所属部署(必須)			
2. 連絡先(必須)	TEL(必須)		Mail(必須)
3. 回答者氏名(必須)	担当課1(必須)		担当課2

令和元年度 老人保健事業推進費等補助金
(老人保健健康増進等事業分)

超高齢社会における地方機関等との連携による
農福連携、移動支援、居住支援のあり方に関する調査研究事業

報告書

令和 2 年 3 月

株式会社 野村総合研究所

〒100-0005 東京都千代田区大手町 1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ
TEL : 03-5533-2111(代表)
〔ユニットコード:7284578〕